

令和 7 年 4 月 24 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年（ワ）第 16120 号 特許権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和 6 年 11 月 18 日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告翔友会及び被告 Z は、別紙被告製品目録第 1 記載の製品を輸入又は使用してはならない。
- 2 被告翔友会及び被告 Z は、別紙被告製品目録第 1 記載の製品を廃棄せよ。
- 10 3 被告翔友会、被告 X 及び被告 Y は、原告に対し、連帯して、48 億 2473 万 0566 円及びこれに対する令和 6 年 2 月 29 日から支払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。
- 4 被告翔友会、被告 X 及び被告 Y は、原告に対し、連帯して、21 億 1610 万 9319 円並びにこれに対する被告翔友会及び被告 X については令和元年 8 月
- 15 4 日から、被告 Y については同月 10 日から支払済みまでそれぞれ年 6%の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを 10 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 20 7 この判決は第 3 項及び第 4 項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 被告翔友会及び被告 Z は、別紙被告製品目録記載の製品を輸入又は使用してはならない。
- 25 2 被告翔友会及び被告 Z は、別紙被告製品目録記載の製品を廃棄せよ。
- 3 被告翔友会、被告 X 及び被告 Y は、原告に対し、連帯して、48 億 2473 万 0568

円並びにこれに対する被告翔友会及び被告Xについては令和元年8月4日から、被告Yについては同月10日から支払済みまでそれぞれ年5%の割合による金員を支払え。

4 被告翔友会及び被告Zは、別紙秘密情報目録記載の情報を使用して顔面リフ  
5 ティング施術をしてはならない。

5 被告翔友会及び被告Zは、別紙秘密情報目録記載の情報を記録した一切の文書及び記録媒体を返還又は廃棄せよ。

6 被告翔友会、被告X及び被告Yは、原告に対し、連帯して、21億1610万9322  
円並びにこれに対する被告翔友会及び被告Xについては令和元年8月4日から、被  
10 告Yについては同月10日から支払済みまでそれぞれ年6%の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、いずれも発明の名称を「結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを  
15 含むキット」とする発明に係る後記各特許（以下、後記のとおり「本件特許1」など  
といい、これらを併せて「本件各特許」という。）に係る各特許権（以下、各特許権  
を「本件特許権1」などといい、これらを併せて「本件各特許権」という。）を有す  
る原告が、被告らに対し、以下の請求をする事案である。

#### (1) 請求第1項～第3項

20 別紙被告製品目録第1記載の製品（以下「被告製品1」という。）は本件各特許に  
係る特許発明の技術的範囲に、また、同目録記載2の製品（以下「被告製品2」と  
いい、被告製品1と併せて、「被告各製品」という。）は本件特許2に係る発明の技  
術的範囲にそれぞれ属するから、被告翔友会及び被告Zによる被告各製品の輸入及  
び使用は本件各特許権を侵害するとして、本件各特許権に基づき、被告翔友会及び  
25 被告Zに対し、被告各製品の輸入又は使用の差止め（特許法100条1項）及びその  
廃棄（同条2項）を求めると共に、被告X及び被告Yに対しては医療法人の役員等

の損害賠償請求権（医療法 48 条 1 項、49 条）に基づき、被告翔友会に対しては使用者責任又は共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、本件特許権 1 の侵害に係る損害賠償の一部請求として、48 億 2473 万 0568 円の損害賠償及びこれに対する各被告に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法所定の年 5%の割合による遅延損害金の連帯支払。

(2) 請求第 4 項～第 6 項

原告らが、被告 Y ないし被告 Z を含む被告翔友会所属の医師による原告の営業秘密である別紙秘密情報目録記載の情報（以下「本件情報」という。）の第三者に対する開示又は使用が、原告と被告翔友会との間の契約（以下「本件契約」という。）に基づく秘密保持義務及び目的外に使用しない義務の違反又は営業秘密の使用もしくは開示の不正競争（不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 7 号、9 号）に当たるとして、被告翔友会及び被告 Z に対し、不競法 3 条に基づき、本件情報の使用の差止め及びその廃棄を求めると共に、被告翔友会に対しては本件契約上の債務不履行による損害賠償請求権又は不競法 4 条に基づき、被告 Y 及び被告 X に対しては上記医療法人の役員等の損害賠償請求権又は不競法 4 条に基づき、一部請求として 21 億 1610 万 9322 円の損害賠償及びこれに対する各被告に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで平成 29 年法律第 45 号による改正前の商法（以下「改正前商法」という。）所定の商事法定利率年 6%の割合による遅延損害金の連帯支払。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記した証拠（枝番号のあるものは、特に明示しない限り枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告

原告（旧商号株式会社ジョンジェイコブスメディカル）は、医療用品、医療器具の研究開発及び製造販売を目的とする韓国の会社である。

イ 被告ら

(7) 被告翔友会は、品川美容外科グループを経営する医療法人である。同被告が経営する医院（以下、各医院を一括して「被告医院」といい、被告医院及び各医院所属の医師を含めて「被告翔友会」ということがある。）は、美容外科、形成外科、美容皮膚科、レーシック専門眼科、ストレスクリニック及び審美歯科を扱う。

5 (4) 被告Xは、被告翔友会の理事長であり、医師である。被告Yは、被告翔友会の理事であり、被告Xの妻である。

(ウ) 被告Zは、被告医院所属の医師である。（甲1の1）

ウ 被告らの関係会社等

(7) I Support Pte Ltd（以下「アイサポート社」という。）は、被告Yが設立し、その全株式を保有するシンガポール共和国の会社である。Oは、同社の代表者である  
10 と共に、シンガポールの会社である Eye Lens Pte Ltd（以下「アイレンズ社」という。）の代表者も務めている。

(4) 株式会社 C.S.Inc（以下「CS社」という。）は、医療機器の輸出入等を業とする韓国の会社であり、P（以下「P」という。）は同社の代表者である。

15 (2) 本件各特許権

原告は、以下のとおり、本件各特許に係る特許権（本件各特許権）を有する（甲5～8。以下、各請求項に係る発明を記載順に「本件発明 1-1」、「本件発明 1-2」、「本件発明 2-1」などといい、これらを併せて「本件発明 1」及び「本件発明 2」という。また、本件発明 1 及び 2 を併せて「本件各発明」という。さらに、本件各特許に係  
20 る明細書及び図面は共通することから、これらに係る明細書及び図面を「本件明細書」という。なお、「／」は改行部分を意味する（ただし、単語間にあるものを除く。）。以下同じ。）

ア 本件特許権 1

特 許 番 号 特許第 5981674 号

25 出 願 日 平成 28 年 6 月 21 日

出 願 番 号 特願 2016-122504 号

分割の表示 特願 2015-241510 号の分割

原出願日 平成 24 年 12 月 24 日

優先日 平成 23 年 12 月 27 日

優先権主張国 韓国

5 登録日 平成 28 年 8 月 5 日

発明の名称 結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット

特許請求の範囲

【請求項 1】

第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備えた縫合  
10 糸において、／前記縫合糸支持体は、／下側末端部と上側末端部を備え、／前記下  
側末端部と上側末端部を貫通する連通孔を備え、／前記縫合支持体は、前記上側末  
端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くよう設けられており、／前記縫合支持体は、  
生体内で吸収可能な材料でなっており、／前記縫合糸は、前記上側末端部を基準に  
して前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び  
15 目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連結孔を  
貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成し、／前記縫合支持体は、／切頭  
円錐状または切頭角錐状の形状を有し、／前記下側末端部の直径は前記上側末端部  
の直径より大きい／ことを特徴とする縫合糸。

【請求項 4】

20 第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備えた縫合  
糸において、／前記縫合糸支持体は、／下側末端部と上側末端部を備え、／前記下  
側末端部と上側末端部を貫通する連通孔を備え、／前記縫合糸支持体は、前記上側  
末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられており、／前記縫合糸支  
持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、／前記縫合糸は、前記上側末端部  
25 を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本  
は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記

連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成することを特徴とする縫合糸であって、／前記縫合糸は、前記縫合糸の第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込むことを特徴とする前記縫合糸。

【請求項 6】

- 5 第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備えた縫合糸において、／前記縫合糸支持体は、／下側末端部と上側末端部を備え、／前記下側末端部と上側末端部を貫通する連通孔を備え、／前記縫合糸支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられており、／前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、／前記縫合糸は、前記上側末端部
- 10 を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成する／ことを特徴とする縫合糸であって、／前記縫合糸は、1 本の糸の略半分で折られた部分が前記第 2 末端になり、前記折られた部分と反対側が前記第 1 末端になることを特徴とする前記
- 15 縫合糸。

イ 本件特許権 2

特 許 番 号 特許第 6410980 号

出 願 日 平成 30 年 5 月 10 日

出 願 番 号 特願 2018-91563 号

20 分割の表示 特願 2016-148772 号の分割

原 出 願 日 平成 24 年 12 月 24 日

優 先 日 平成 23 年 12 月 27 日

優先権主張国 韓国

登 録 日 平成 30 年 10 月 5 日

25 発 明 の 名 称 結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット

特許請求の範囲

### 【請求項 1】

一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸であつて、／前記縫合糸は、／中央部と、／第 1 末端部及び第 2 末端部と、／前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第 2 抵抗部と、を含み、／前記第 1 抵抗部は、／前記中央部と前記第 1 末端部を接続する第 1 本体部と、／前記第 1 本体部の第 1 分岐点から分岐して延在する第 1 逆とげと、を含み、／前記第 2 抵抗部は、／前記中央部と前記第 2 末端部を接続する第 2 本体部と、／前記第 2 本体部の第 2 分岐点から分岐して延在する第 2 逆とげと、を含み、／前記第 1 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 1 本体部と、前記第 1 逆とげとがなす角は、鋭角であり、／前記第 2 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 2 本体部と、前記第 2 逆とげとがなす角は、鋭角であり、／前記縫合糸は、前記空洞の底面の 2 か所から前記縫合糸支持体の外部に延在し、／前記縫合糸支持体は、底面から上方に切開された部分である少なくとも一つの間隙を含み、／前記縫合糸支持体の横断面の幅は、底面から上面に近づくほど減少する、縫合糸。

### 【請求項 2】

一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸であつて、／前記縫合糸は、／中央部と、／第 1 末端部及び第 2 末端部と、／前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第 2 抵抗部と、を含み、／前記第 1 抵抗部は、／前記中央部と前記第 1 末端部を接続する第 1 本体部と、／前記第 1 本体部の第 1 分岐点から分岐して延在する第 1 逆とげと、を含み、／前記第 2 抵抗部は、／前記中央部と前記第 2 末端部を接続する第 2 本体部と、／前記第 2 本体部の第 2 分岐点から分岐して延在する第 2 逆とげと、を含み、／前記第 1 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 1 本体部と、前記第 1 逆とげとがなす角は、鋭角であり、／前記第 2 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 2 本体部と、前記第 2 逆とげとがなす角は、鋭角で

あり、／前記第 1 末端部と前記第 2 末端部は、分離され、／前記縫合糸支持体の横断面の幅は、底面から上面に近づくほど減少する、縫合糸。

(3) 本件各発明の構成要件の分説

ア 本件発明 1-1

5 1-1A 第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備えた縫合糸において、

1-1B 前記縫合糸支持体は、下側末端部と上側末端部を備え、前記下側末端部と上側末端部を貫通する連通孔を備え、

10 1-1J 前記縫合支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられており、

1-1C 前記縫合支持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、

1-1D 前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、  
2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前  
記上側末端部から前記下側末端部へ前記連結孔を貫通し、前記第 2 末端において閉  
15 じた形状を形成し、

1-1E 前記縫合支持体は、切頭円錐状または切頭角錐状の形状を有し、

1-1F 前記下側末端部の直径は前記上側末端部の直径より大きい

1-1G ことを特徴とする縫合糸。

イ 本件発明 1-2

20 本件発明 1-2 の構成要件 1-2A～1-2D、1-2G 及び 1-2J は、本件発明 1-1 の構成要件 1-1A～1-1D、1-1G 及び 1-1J と同様である。

1-2H 前記縫合糸は、前記縫合糸の第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込む  
ウ 本件発明 1-3

本件発明 1-3 の構成要件 1-3A～1-3D、1-3G 及び 1-3J は、本件発明の構成要件 1-  
25 1 の 1-1A～1-1D、1-1G 及び 1-1J と同様である。

1-3I 前記縫合糸は、1 本の糸の略半分で折られた部分が前記第 2 末端になり、前



記折られた部分と反対側が前記第 1 末端になる

エ 本件発明 2-1

2-1A 一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸であって、

5 2-1B 前記縫合糸は、中央部と、第 1 末端部及び第 2 末端部と、前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第 2 抵抗部と、を含み、

2-1C 前記第 1 抵抗部は、前記中央部と前記第 1 末端部を接続する第 1 本体部と、前記第 1 本体部の第 1 分岐点から分岐して延在する第 1 逆とげと、を含み、

10 2-1D 前記第 2 抵抗部は、前記中央部と前記第 2 末端部を接続する第 2 本体部と、前記第 2 本体部の第 2 分岐点から分岐して延在する第 2 逆とげと、を含み、

2-1E 前記第 1 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 1 本体部と、前記第 1 逆とげとがなす角は、鋭角であり、

15 2-1F 前記第 2 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 2 本体部と、前記第 2 逆とげとがなす角は、鋭角であり、

2-1G 前記縫合糸は、前記空洞の底面の 2 か所から前記縫合糸支持体の外部に延在し、

2-1H 前記縫合糸支持体は、底面から上方に切開された部分である少なくとも一つの間隙を含み、

20 2-1I 前記縫合糸支持体の横断面の幅は、底面から上面に近づくほど減少する、  
2-1J 縫合糸。

オ 本件発明 2-2

2-2A 一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸であって、

25 2-2B 前記縫合糸は、中央部と、第 1 末端部及び第 2 末端部と、前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第

2 抵抗部と、を含み、

2-2C 前記第 1 抵抗部は、前記中央部と前記第 1 末端部を接続する第 1 本体部と、  
前記第 1 本体部の第 1 分岐点から分岐して延在する第 1 逆とげと、を含み、

2-2D 前記第 2 抵抗部は、前記中央部と前記第 2 末端部を接続する第 2 本体部と、  
5 前記第 2 本体部の第 2 分岐点から分岐して延在する第 2 逆とげと、を含み、

2-2E 前記第 1 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 1 本体部と、  
前記第 1 逆とげとがなす角は、鋭角であり、

2-2F 前記第 2 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する前記第 2 本体部と、  
前記第 2 逆とげとがなす角は、鋭角であり、

10 2-2K 前記第 1 末端部と前記第 2 末端部は、分離され、

2-2I 前記縫合糸支持体の横断面の幅は、底面から上面に近づくほど減少する、

2-2J 縫合糸。

(4) 本件特許 2 に係る訂正

ア 本件訂正

15 被告翔友会及びアイサポート社は、平成 31 年 4 月 24 日、本件特許 2 の全ての請求項につき、特許異議の申立てをした（特異 2019-700334 号）。この手続において、原告は、本件特許 2 の特許請求の範囲の記載を訂正する旨の訂正請求をし、特許庁は、令和 2 年 11 月 30 日、同訂正を認める旨の決定をし、その後、同決定は確定した。（甲 46、69、乙 1。以下、同訂正を「本件訂正」という。）

20 イ 本件訂正発明 2 の構成要件の分説

本件訂正後の本件発明 2（以下、請求項の記載順に「本件訂正発明 2-1」、「本件訂正発明 2-2」といい、これらを併せて「本件訂正発明 2」という。）の特許請求の記載は、以下のとおりである（訂正箇所は下線部のとおり。）

(ア) 本件訂正発明 2-1

25 2-1 訂 A 一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸であって、

2-1 訂 B 前記縫合糸は、互いに反対方向に傾斜した逆とげが形成された前半部及び後半部を含み、

2-1 訂 C 前記縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうちの第一の末端及び前記後半部の両端のうちの第一の末端に具備され、

5 2-1 訂 D 前記前半部の縦軸から分岐した前記逆とげと、該分岐点から該前半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

2-1 訂 E 前記後半部の縦軸から分岐した前記逆とげと、該分岐点から該後半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

10 2-1 訂 F 前記前半部及び前記後半部のそれぞれは、前記縫合糸支持体の下端側から外部に向かって延在し、

2-1 訂 G 前記縫合糸支持体の側壁は、前記縫合糸支持体の下端から上端の方向に向かう少なくとも一つの間隙を含み、

2-1 訂 H 前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し、

2-1 訂 I 前記縫合糸支持体の上端は、尖っておらず、

15 2-1 訂 J 前記縫合糸支持体の下端は、前記縫合糸の前半部の第二の末端側の端部であり、

2-1 訂 K 前記縫合糸支持体の下端は、前記縫合糸の後半部の第二の末端側の端部であり、

2-1 訂 L 前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料からなり、

20 2-1 訂 M 顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される、縫合糸。

(イ) 本件訂正発明 2-2

2-2 訂 A 一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸であって、

25 2-2 訂 B 前記縫合糸は、互いに反対方向に傾斜した逆とげが形成された前半部及び後半部を含み、

2-2 訂 C 前記縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうちの第一の末端及び前記後半部の両端のうちの第一の末端に具備され、

2-2 訂 D 前記前半部の縦軸から分岐した前記逆とげと、該分岐点から該前半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

5 2-2 訂 E 前記後半部の縦軸から分岐した前記逆とげと、該分岐点から該後半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

2-2 訂 F 前記前半部の第二の末端と前記後半部の第二の末端は、分離され、

2-2 訂 G 前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し、

2-2 訂 H 前記縫合糸支持体の上端は、尖っておらず、

10 2-2 訂 I 顔、あご、首、腹部、臍、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される、縫合糸。

#### (5) 本件契約の締結及び内容

原告と被告翔友会は、平成 24 年 6 月 21 日付け合意書（甲 9）により、原告が開発・製造する手術用縫合糸及び結紮糸である「YOUNGS LIFT」（以下「原告製品」という。）の販売、供給及び技術諮問等につき、以下の内容を含む契約（本件契約）を締結した。

#### ア 原告の義務（1 条）

原告は、原告製品の生産を開始した後、最優先として被告翔友会にこれらを供給し、原告製品を利用した各種施術に関して被告翔友会の方で円滑に進められるように製品の構成、機能、使用方法及び手術方法等の技術を誠実を尽くす。

#### イ 最優先利用義務等（2 条）

被告翔友会は、原告製品を利用した施術が極大化及び普遍化されるようにマーケティングや教育、技術移転のプロセスなどに最善を尽くして参加し、原告製品を利用した施術を同種施術において最優先的に施行する。

#### ウ 秘密保持義務及び秘密情報の目的外使用をしない義務

被告翔友会は、原告製品と関連し、原告又はその代理人から取得した下記 4 条ロ

秘密保持対象の情報を被告翔友会以外に公開又は漏洩しないように徹底して秘密管理する（3条）。

本件契約の前提条件・内容である原告及び被告翔友会の秘密保持約定は、下記のとおりである（4条ロ）。

- 5 原告及び被告翔友会は、本件契約以外にいかなる目的の場合にも秘密保持対象の情報を使わないことにする。秘密保持の対象の情報は、原告及び被告翔友会や彼らの役員、従業員、代理人、彼らの子会社又は系列社により秘密として堅く守るべきである。但し、秘密保持対象の情報は、本件契約の目的のために、この情報が分かる必要のある限られた数の当事者の代理人のみに公開することができる。（各当事者  
10 の代理人は、秘密保持対象の情報の機密性について通告を受け、彼らが秘密として保持すると同意した上でのみ公開することができる。）（(1)）

「秘密保持対象の情報」は次の事項を含む。原告製品の明細、施術及び使用方法、原告製品と関連したノウハウ、デザイン、開発もしくは試験中の作業物、コンピュータプログラムその他の創作物、マーケティング計画及び戦略、財政情報等、一般  
15 の財産的な情報または機密情報として取り扱う営業秘密、知識、データもしくはその他の情報を含む。（(2)）

原告及び被告翔友会は、本人と原告及び被告翔友会の代理人に対して、次のように同意する。(i)本件契約の目的を除外した目的で秘密保持対象の情報から派生する筆記事項、要約した資料もしくはその他の資料等を含む秘密保持対象の情報のいかな  
20 なる部分であっても、これらを本件契約以外の目的に使用、又は使われるようにしてはならないし、(ii)上記の(1)に許容された場合を除外しては秘密保持対象のいかなる部分であっても、これらを他に公開、又は公開されるようにしてはならない。各当事者は、各当事者の代理人に本件契約上の条件を遵守するようにあらゆる合理的な措置を尽くさなければならない。（(3)）

25 本件契約は次の秘密保持対象に限って除外し、効力を持たない。(i) 公開当事者が公開することにより知られた場合を除いて一般大衆に知られるか、又は知られるよ

うになった秘密情報、(ii) 受給当事者又はその代理人に公開される前に受給当事者が既に知っていた秘密情報（受給当事者が立証責任を負う）もしくは(iii) 受給当事者又はその代理人を除いた当事者から秘密維持義務無しに受給当事者が入手した情報。（(4)）

5 受給当事者は本人、又はその代理人が作成した分析結果、編集結果、調査結果、又はその他の文章で構成された資料を除いては、相手の要請時には、直ちに秘密保持対象の情報を含む資料一切を返還することにする。受給当事者は上記の分析結果、編集結果、調査結果及びその他の文章を相手の要請の際に直ちに廃棄することにし、  
10 口頭で公開された秘密情報についても本件契約の条件の規律を継続して受けることにする。（(5)）

#### エ 存続期間（5 条）

本件契約は、効力発生日から 1 年間、有効存続する。

なお、本件契約上、契約関係の更新に関する明文規定はない。

#### (6) 被告の行為

15 被告翔友会は、本件契約締結後、原告製品を用いた美容整形術を被告医院において実施するようになったが（なお、原告製品は被告翔友会所属医師により個人輸入され、その代金支払業務は被告翔友会が行っていた。）、被告翔友会は、平成 25 年 10 月頃、原告製品の購入を停止した。（甲 9、28～32）

被告翔友会は、同年 11 月頃から、アイサポート社から縫合糸等を輸入し、「フェイスアップ」と称する美容整形術（以下「フェイスアップ施術」という。）を実施  
20 するようになった。また、被告翔友会は、平成 30 年 6 月頃には、被告製品 2 を輸入して施術するようになった。現在、被告翔友会は、「美肌アモーレ」と称する美容整形術（以下「美肌アモーレ施術」という。）を行っている。（ただし、被告翔友会の行うフェイスアップ施術ないし美肌アモーレ施術が、本件各特許に係る各発明  
25 の技術的範囲に属する縫合糸を輸入して使用したものであるか等については、後記のとおり争いがある。）

(7) 口頭弁論終結時のウォンの為替レート（乙 186）

令和 6 年 11 月 18 日の口頭弁論終結時におけるウォンの対円レートは、1 ウォン 0.1105 円である。

(8) 時効援用

5 被告らは、不正競争防止法に基づく損害賠償請求権については第 6 回弁論準備手続期日（令和 5 年 5 月 18 日実施）における被告ら第 21 準備書面の陳述により、契約違反に基づく損害賠償請求権及び特許権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求権については、第 18 回弁論準備手続期日（令和 6 年 11 月 18 日実施）における訴えの変更申立書に対する答弁書及び被告ら第 28 準備書面の陳述により、それぞれ、  
10 消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

### 3 争点

(1) 特許権侵害

ア 充足論（争点 1）

(イ) 被告製品 1 の構成（争点 1-1）

15 (ロ) 被告製品 1 の本件発明 1 の技術的範囲への属否（争点 1-2）

(ウ) 被告製品 1 の本件訂正発明 2-1 の技術的範囲への属否（争点 1-3）

(エ) 被告製品 2 の構成及びその本件訂正発明 2 の技術的範囲への属否（争点 1-4）

イ 無効論

(ア) 本件特許 1（争点 2）

20 a サポート要件違反（争点 2-1）

b 乙 47 発明 1 又は 2 に基づく本件発明 1 の新規性欠如（争点 2-2）

(a) 乙 47 発明 1 に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如（争点 2-2-1）

(b) 乙 47 発明 2 に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如（争点 2-2-2）

c 乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の無効理由の有無（争点 2-3）

25 (a) 乙 34 発明に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如（争点 2-3-1）

(b) 乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の進歩性欠如（争点 2-3-2）

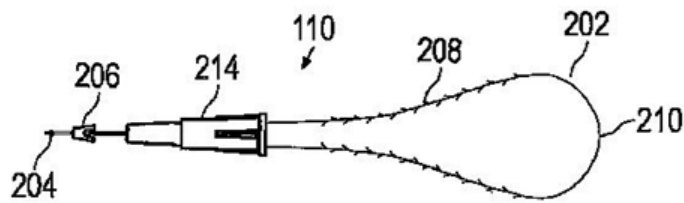
- d 乙 36～38 発明に基づく本件発明 1 の進歩性欠如 (争点 2-4)
- (イ) 本件特許 2 (争点 3)
  - a 訂正要件違反 (争点 3-1)
  - b サポート要件違反 (争点 3-2)
  - 5 c 実施可能要件違反 (争点 3-3)
  - d 補正要件違反 (争点 3-4)
  - e 明確性要件違反 (争点 3-5)
  - f 乙 11 発明等に基づく本件訂正発明 2 の進歩性欠如 (争点 3-6)
  - g 乙 47 発明 3 に基づく本件訂正発明 2-2 の新規性欠如 (争点 3-7)
- 10 ウ 被告 X 及び被告 Y の任務懈怠に係る悪意又は重過失の有無 (争点 4)
- (2) 本件契約違反及び不正競争 (争点 5)
  - ア 被告翔友会による本件情報の漏洩又は目的外使用の成否 (争点 5-1)
  - イ 本件情報の営業秘密該当性 (争点 5-2)
  - ウ 図利加害目的又は悪意・重過失による本件情報の使用又は開示 (争点 5-3)
  - 15 エ 被告翔友会及び被告 Z の本件情報を記録した文書等の保有 (争点 5-4)
  - オ 本件契約の期間満了による終了 (争点 5-5)
- (3) 損害論 (争点 6)
  - ア 被告翔友会が輸入又は使用していた製品 (争点 6-1)
  - イ 原告の損害及びその額 (争点 6-2)
  - 20 ウ 遅延損害金の起算日 (争点 6-3)
- (4) 消滅時効の成否 (争点 7)
- (5) 仮執行宣言の必要性 (争点 8)

### 第 3 争点に関する当事者の主張

- 1 被告製品 1 の構成 (争点 1-1)
- 25 (原告の主張)
- (1) 被告製品 1 の構成



ア 被告製品 1 の構成は、別紙被告製品 1 説明書記載のとおりである。被告製品 1 の代表的な構成は、アイレンズ社作成のパンフレット「FACE UP」（以下「本件パンフレット」という。）の記載及びアイサポート社が出願した特表 2016-517766 号公報（以下「訴外特許出願」という。）の明細書記載の以下の図（以下「本件図」という。）によって示された構成である。



【本件図】

イ 本件パンフレットには、縫合糸「Face Up」（以下「フェイスアップ」ともいう。）の説明として、溶ける糸を用いること、メスを使わずに顔のリフトアップを行うことなどが記載されているところ、この内容は、被告翔友会の実施するフェイスアップ施術と施術内容及び名称が一致する。また、本件パンフレットには本件図が記載されているところ、本件図は、被告 X を発明者の一人としてアイサポート社が出願した訴外特許出願の明細書に記載された図面である。さらに、本件図に示された構成は、平成 26 年 3 月に行われたソウル税関による CS 社への捜索手続（以下「税関捜索手続」という。）の際の押収物である手帳（以下「本件手帳」という。）に記載された縫合糸の模式図と、縫合糸に結合された縫合糸支持体が切頭円錐形状である点や縫合糸にとげが形成されている点において整合する上、同手続で押収された縫合糸の形状もこれに整合する。

したがって、被告翔友会が輸入・使用していた製品は、本件図に示された被告製品 1 の構成を有する。

## 20 (2) 被告翔友会による裁判所の検証物提示命令の拒絶

被告らは、原告製品の写真と包装及び色が類似する縫合糸又は「Face Up」という

名称の縫合糸の所持を認めながら、検証物提示命令を拒絶した。したがって、被告らによる被告製品 1 の構成を有する縫合糸の使用の事実を認めるべきである（民事訴訟法 232 条 1 項、223 条、224 条）。

（被告らの主張）

5      (1) 被告製品 1 の構成の特定に用いる証拠について

原告は、本件において、被告製品 1 の構成の特定は本件図のみに基づいて行うと  
していたのであり、他の証拠を用いることは認められない。

(2) 被告製品 1 の構成の特定に用いる各証拠の整合性

本件で問題となる縫合糸支持体は長さ約 5mm の極めて小さいものであり、現物  
10      なくしてその形状を特定することができないところ、経年劣化により粉々になる材  
質のもので、平成 25 年 11 月 29 日当時のものは残っておらず、被告製品 1 の形状  
を特定できない。また、税関捜索手続で押収された製品は縫合糸であるか否かも不  
明であり、縫合糸支持体らしき部材を貫通する 2 本の糸のうち、1 本にしか結び目  
が形成されておらず、本件図に示された構成とは異なる。本件手帳の記載について  
15      も、寸法や構成等の記載がなく、縫合糸であるかすら不明である上に、2 本の糸そ  
れぞれに結び目が形成されるなど、本件図に示された縫合糸とは構造を異にする。  
さらに、被告医院のウェブサイト記載の「溶ける糸」の形状についても、本件図記  
載の構成とは異なる。

2      被告製品 1 の本件発明 1 の技術的範囲への属否（争点 1-2）

20      （原告の主張）

(1) 本件発明 1 の構成要件 1-1B、1-2B、1-3B、1-1E、1-1F について

被告製品 1 の縫合糸支持体は、切頭円錐状の形状を有し（構成 1e）、下側末端部  
の直径は上側末端部の直径より大きく、その横断面の幅は底面から上面に近づくほ  
ど減少している（構成 1f）ことから、本件発明 1 の構成要件 1-1E 及び 1-1F を充足  
25      する。また、被告製品 1 の縫合糸は、縫合糸支持体を貫通して第 1 末端を形成して  
おり、縫合糸支持体の連通孔が下側末端部と上側末端部を貫通している（構成 1b）

ことから、本件発明 1 の構成要件 1-1B、1-2B、1-3B を充足する。

(2) 本件発明 1 の構成要件 1-1A、1-2A、1-3A、1-1D、1-2D、1-3D、1-1G、1-2G、1-3G、1-3I、1-1J、1-2J、1-3J について

被告製品 1 は、縫合糸（構成 1g）とこれを支持する縫合糸支持体により構成され、  
5 縫合糸は、1 本の縫合糸が略半分で折り返されてループ状とされ、折り返された部分が第 2 末端を構成し、折られた部分の反対側の末端が第 1 末端を構成し（構成 1i）、第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備える（構成 1a）ことから、本件発明 1 の構成要件 1-1A、1-2A、1-3A、1-1G、1-2G、1-3G、1-3I を充足する。

また、縫合糸は、縫合糸支持体の上側末端部を基準にして第 1 末端の側において  
10 2 本の縫合糸からなっており、第 1 末端の側に位置する 2 本の縫合糸には縫合糸支持体と当接する結び目が形成されている。この 2 本の縫合糸は、縫合糸支持体の上側末端部から下側末端部へ連通孔を貫通し、第 2 末端において閉じた形状を形成している（構成 1d）ことから、本件発明 1 の構成要件 1-1D、1-2D、1-3D を充足する。  
さらに、被告製品 1 の縫合糸支持体は、縫合糸の第 2 末端の方を向く下側末端部と  
15 第 1 末端の方を向く上側末端部を備えている（構成 1j）ことから、本件発明 1 の構成要件 1-1J、1-2J、1-3J を充足する。

(3) 本件発明 1 の構成要件 1-1C、1-2C、1-3C について

本件パンフレットによれば、被告製品 1 は、アンカー（縫合糸支持体）が 8～12 か月で吸収可能な PLGA-Poly(L-lacted-co-glycolide)でできており、輸入報告書において  
20 ても、コーン（縫合糸支持体）の材質は生体分解性ポリマーとされている。被告医院のウェブページにも、フェイスアップの説明として、生体内で吸収可能である旨記載されている。

したがって、被告製品 1 は「生体内で吸収可能な PLGA 等の材料」（構成 1c）からなるといえ、本件発明 1 の構成要件 1-1C、1-2C、1-3C を充足する。

25 (4) 構成要件 1-2H について

本件パンフレット及び訴外特許出願の明細書には、いずれも縫合糸支持体に相当

するアンカーないしストッパを先端側にして、縫合糸支持体の方から組織内部に貫いて入り込ませる構成が示されている。したがって、被告製品 1 は、「縫合糸の縫合糸支持体の方から組織内部に貫いて入り込み」（構成 1h）を備えており、本件発明 1 の構成要件 1-2H を充足する。

5      （被告らの主張）

（1） 本件図からは被告製品 1 の構成を特定できない以上、被告製品 1 は、本件発明 1 のいずれの構成要件も充足しない。

（2） 本件発明 1 の構成要件 1-1B、1-2B、1-3B、1-1E、1-1F について

被告製品 1 には、「縫合糸支持体」なる部材が存在することを特定できない。

10      本件図の符号 206 が付された部材を「縫合糸支持体」とみるとしても、この部材に連通孔が設けられていることは特定できず、被告製品 1 の「縫合糸支持体は、……連通孔を備え」とはいえないから、本件発明 1 の構成要件 1-1B、1-2B、1-3B を充足しない。

また、被告製品 1 の縫合糸支持体の立体形状を特定できず、縫合糸支持体が切頭  
15      円錐状又は切頭角錐状の形状を有すること及びその直径も特定できないことから、縫合支持体は、「切頭円錐状または切頭角錐状の形状を有」する（構成要件 1-E）とも、「前記下側末端部の直径は前記上側末端部の直径より大きい」（構成要件 1-F）ともいえない。

（3） 「縫合糸」及び「縫合糸支持体」（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A、1-1D、1-2D、  
20      1-3D、1-1G、1-2G、1-3G、1-3I、1-1J、1-2J、1-3J）について

ア 被告製品 1 は、縫合糸であるとは特定できず、縫合糸支持体なる部材が存在することも特定できない。したがって、被告製品 1 は、本件発明 1 の構成要件 1-1A、1-2A、1-3A、1-1G、1-2G、1-3G を充足しない。

イ 被告製品 1 につき、縫合糸が第 1 末端において 2 本であることを特定することはできず、結び目が存在することも特定できないし、縫合糸支持体に対する縫合糸の第 1 末端と第 2 末端を特定することもできない。このため、被告製品 1 は、「前  
25

記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有」する（構成要件 1-1D、1-2D、1-3D）とも、「縫合支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられて」いる（構成要件 1-1J、1-2J、1-3J）ともいえない。

5      ウ 被告製品 1 は、縫合糸が 1 本であることも特定できないので、本件発明 1-3 の構成要件 1-3I も充足しない。

(4) 本件発明 1 の構成要件 1-1C、1-2C、1-3C について

被告製品 1 につき、縫合糸支持体の素材を特定できないため、これが「生体内で吸収可能な材料でなつて」いるとはいえず、本件発明 1 の構成要件 1-1C、1-2C、1-  
10    3C を充足しない。

(5) 構成要件 1-2H について

被告製品 1 につき、縫合糸の用法を特定できないため、縫合糸は、「前記縫合糸の第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込む」とはいえず、本件発明 1 の構成要件 1-2H を充足しない。

15      3 被告製品 1 の本件訂正発明 2-1 の技術的範囲への属否（争点 1-3）  
（原告の主張）

(1) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 A について

被告製品 1 は、「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」により構成されている（構成 1a'）ことから、被告製品 1 は本件発明 2-1  
20    の構成要件 2-1 訂 A を充足する。

(2) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B、2-1 訂 D 及び 2-1 訂 E について

被告製品 1 の縫合糸は、「中央部と、第 1 末端部及び第 2 末端部と、前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第 2 抵抗部と、を含」むものであるところ（構成 1b'）、中央部から第 1 末端部まで  
25    と、中央部から第 2 末端部までがそれぞれ、「前半部」及び「後半部」に相当する。  
その上で、被告製品 1 の第 1 抵抗部と第 2 抵抗部にはそれぞれ対称的に傾斜した逆

とげが形成されている（構成 1c'、1d'）ことから、被告製品 1 は本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B を充足する。また、被告製品 1 においては、「第 1 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する第 1 本体部と、前記第 1 逆とげがなす角は、鋭角」であり（構成 1d'）、「第 2 分岐点から前記縫合糸支持体の方に延在する第 2 本体部と、  
5 前記第 2 逆とげがなす角は、鋭角である（構成 1e'）ことから、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 D 及び 2-1 訂 E を充足する。

(3) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 C、2-1 訂 F、2-1 訂 J 及び 2-1 訂 K について

被告製品 1 は、「縫合糸の第 1 抵抗部（第 1 本体部）の第 1 末端部側と第 2 抵抗  
10 部（第 2 本体部）の第 2 末端部側はいずれも前記縫合糸支持体に具備されて」いる（構成 1g'）ことから、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 C を充足する。また、被告製品 1 においては、「前記縫合糸は、第 1 本体部と第 2 本体部のそれぞれが、縫合糸支持体の下端側から外部に向かって延在」する（構成 1g'）ところ、「第 1 抵抗部」及び「第 2 抵抗部」は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 F の「前半部」及び「後  
15 半部」に相当するから、被告製品 1 は本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 F を充足する。さらに、被告製品 1 は、上記のとおり構成 1g' を有するところ、縫合糸支持体の下端は、縫合糸の第 1 末端部側と第 2 末端部側の端部となるため、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 J 及び構成要件 2-1 訂 K をいずれも充足する。

(4) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G について

20 被告製品 1 は、「底面から上方に向けて縫合糸支持体が存在しない凹部を有」するところ（構成 1h'）、「凹部」は本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G の「間隙」に相当するから、同構成要件を充足する。

(5) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 H について

被告製品 1 は、「縫合糸支持体の横断面の幅は、底面から上面に近づくほど減少」  
25 する（構成 1i'）ことから、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 H を充足する。

(6) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 I について

被告製品 1 は、縫合糸支持体が切頭円錐状の形状を有しており（構成 1e）、これは「縫合糸支持体の上端は尖っておらず」（構成要件 2-1 訂 I）に相当するから、被告製品 1 は本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 I を充足する。

(7) 構成要件 2-1 訂 L について

5 被告製品 1 は、「縫合糸支持体は、生体に吸収される材質からなる」（構成 1k'）ことから、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 L を充足する。

(8) 構成要件 2-1 訂 M について

被告製品 1 は、「顔、あごの組織若しくは皮膚の垂れ下がり除去するための施術に使用される」（構成 1l'）ことから、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 M を充足  
10 する。

（被告らの主張）

(1) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 A について

被告製品 1 が縫合糸であることは本件図からは特定できない（構成 1j'）。仮に被告製品 1 が縫合糸であり、同図の 206 の部材が縫合糸支持体であるとしても、同部  
15 材には「空洞」が図示されておらず、この空洞の内部に縫合糸の一部が位置することも特定できないほか、縫合糸が 1 本であることも特定できない（構成 1a'）。したがって、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 A を充足しない。

(2) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B、2-1 訂 D、2-1 訂 E について

上記のとおり、被告製品 1 が縫合糸であることは特定できない。仮に被告製品 1  
20 が縫合糸であり、同図の 210 の部分を「中央部」と解しても、第 1 末端部及び第 2 部末端部の位置を特定できないことから、本件訂正発明 2-1 にいう「前半部」及び「後半部」を特定できず、「抵抗部」の存在を特定することもできない（構成 1b'～1f'）。したがって、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B、2-1 訂 D、2-1 訂 E を充足しない。

25 (3) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 C、2-1 訂 F、2-1 訂 J、2-1 訂 K について  
被告製品 1 が縫合糸であること、本件訂正発明 2-1 にいう「前半部」及び「後半

部」を特定できないことは、上記のとおりである。また、被告製品 1 の縫合糸が縫合糸支持体の下端から外部に向かって延在するかを特定することもできない（構成 1g'）。したがって、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 C、2-1 訂 F、2-1 訂 J、2-1 訂 K を充足しない。さらに、本件図の符号 208 の部分を「互いに反対  
5 方向に傾斜した逆とげ」とし、逆とげが形成された上側部分を「前半部」、同じく逆とげが形成された下側部分を「後半部」としても、この「前半部」及び「後半部」の端部のうち、210 の逆側の端部（第一の末端）は 214 の部材に具備されており、縫合糸支持体と仮定される 206 が付された部材に具備されるものではないから、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 C 及び 2-1 訂 F をなお充足しない。

10 (4) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G について

本件図の符号 206 の部材を「縫合糸支持体」、縫合糸の「前半部」及び「後半部」を上記のとおり解した場合、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 J 及び 2-1 訂 K に対応させると、206 の部材の右側の端部が「縫合糸支持体の下端」、左側の端部が「縫合糸支持体の上端」となるところ、206 の部材には、その下端から上端の方向に向  
15 けて弧を描く 1 本の線のようなものが見受けられるものの、この線が縫合糸支持体の側壁に形成された間隙（凹部）であることまで特定できない（構成 1h'）。したがって、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G を充足しない。

(5) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 I 及び 2-1 訂 H について

本件図の符号 206 の部材が「縫合糸支持体」であるとしても、当該部材は本件図  
20 の右側の端部（下側）から左側の端部（上側）に向けて先細りになっており、尖っていることから、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 I「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」を充足しない。また、206 の部材の横断面の幅は、本件図の下側の面（底面）から上側の面（上面）に近づくほど減少するものではないから（構成 1i'）、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 H を充足しない。

25 (6) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 L 及び 2-1 訂 M について

本件図のみによっては縫合糸支持体の材質を特定できないから（構成 1k'、1l'）、



被告製品 1 の縫合糸支持体が「生体内で吸収可能な材料」からなるものであること（構成要件 2-1 訂 L）、被告製品 1 が「顔、あご、首、腹部、膣、旨及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される」ものであること（構成要件 2-1 訂 M）を特定できない。したがって、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 L 及び 2-1 訂 M を充足しない。

#### 4 被告製品 2 の構成及びその本件訂正発明 2 の技術的範囲への属否（争点 4） （原告の主張）

##### （1） 被告製品 2 の構成について

被告製品 2 の構成は、別紙被告製品 2 説明書記載のとおりである。

10 被告ら提出の縫合糸支持体の設計図（以下「乙 13 図」という。）は、同支持体の上面の形状が平面となっている点、下部が別部材である点及びその形状の点において、他の証拠により認められる被告製品 2 の形状とは異なることから、被告製品 2 の形状を示す図面とはいえない。

##### （2） 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A について

15 被告製品 2 は、一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸により構成されている（構成 2a）ことから、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A を充足する。

##### （3） 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 B 及び 2-2 訂 B について

20 被告製品 2 は、縫合糸が「中央部と、第 1 末端部及び第 2 末端部と、前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第 2 抵抗部」を含むものであるところ（構成 2b）、中央部から第 1 末端部までと、中央部から第 2 末端部までがそれぞれ本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 B 及び 2-2 訂 B の「前半部」及び「後半部」に相当する。また、第 1 抵抗部と第 2 抵抗部は、それぞれ対称的に傾斜した逆とげが形成されている（構成 2e 及び 2f）。したがって、  
25 被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 B 及び 2-2 訂 B を充足する。

##### （4） 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 C 及び 2-2 訂 C について

被告製品 2 において、縫合糸の第 1 抵抗部の中央部側と第 2 抵抗部の中央部側は  
いずれも前記縫合糸支持体に具備されている（構成 2g）。したがって、被告製品 2  
は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 C 及び 2-2 訂 C を充足する。

(5) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 D 及び 2-2 訂 D について

5 被告製品 2 は、第 1 分岐点から縫合糸支持体の方に延在する第 1 本体部と第 1 逆  
とげがなす角が鋭角である（構成 2e）ことから、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂  
D 及び 2-2 訂 D を充足する。

(6) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 E 及び 2-2 訂 E について

被告製品 2 は、第 2 分岐点から縫合糸支持体の方に延在する第 2 本体部と第 2 逆  
10 とげがなす角が鋭角である（構成 2f）ことから、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂  
E 及び 2-2 訂 E を充足する。

(7) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 F について

被告製品 2 においては、縫合糸の第 1 抵抗部と第 2 抵抗部のそれぞれが縫合糸支  
持体の下端側から外部に向かって延在する（構成 2g）。第 1 抵抗部及び第 2 抵抗部  
15 はそれぞれ本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 F の「前半部」及び「後半部」に相当  
することから、被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 F を充足する。

(8) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 G について

被告製品 2 は、側面において、下端側から上方に向けて縫合糸支持体が存在しな  
い箇所を有するところ（構成 2h）、同箇所は本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 G の  
20 「間隙」に相当するから、同構成要件を充足する。

(9) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 H 及び 2-2 訂 G について

被告製品 2 においては、縫合糸支持体の横断面の幅が下側から上側に近づく過程  
で増加することなく、上側に向かって減少している（構成 2i）。したがって、被告製  
品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 H 及び 2-2 訂 G を充足する。

25 上記構成要件は、「前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど  
減少し」であって、文言上、「切頭円錐状または切頭角錐状」に限定されていない。

また、本件明細書の記載によれば、縫合糸支持体は組織内で縫合糸が移動せずに固定されるようにする固定の効果を実現するものとされているところ、この作用効果からすれば、縫合糸支持体が上記形状であることを不可欠とするものではない。したがって、「前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し」  
5 とは、縫合糸支持体は底面から上面に近づく過程で増加することなく、上面に向かって減少する形状を意味するものと理解できる。上記構成要件の「ほど」の解釈の中に「連続的に徐々に」といった過大な意味付けないし限定をすべきでない。

(10) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H について

被告製品 2 においては、縫合糸支持体の上端が丸みを帯びており（構成 2n）、こ  
10 れは本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H の「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」に相当する。したがって、被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H を充足する。

(11) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 J 及び 2-1 訂 K について

被告製品 2 においては、縫合糸の第 1 抵抗部と第 2 抵抗部のそれぞれが縫合糸支  
15 持体の下端側から外部に向かって延在し、縫合糸の第 1 本体部の中央部側と第 2 本体部の中央部側はいずれも前記縫合糸支持体に具備されている（構成 2g）。このため、縫合糸支持体の下端は、縫合糸の第 1 末端部側と第 2 末端部側の端部となる。  
したがって、被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 J 及び 2-1 訂 K を充足する。

20 (12) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 L について

被告製品 2 は、縫合糸支持体が生体に吸収される材質からなる（構成 2l）ことから、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 L を充足する。

(13) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 M 及び 2-2 訂 I について

被告製品 2 は、顔、あごの組織若しくは皮膚の垂れ下がりを除去するための施術  
25 に使用される（構成 2m）ことから、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 M 及び 2-2 訂 I を充足する。

(14) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-2 訂 F について

被告製品 2 においては、第 1 末端部と第 2 末端部は分離されている（構成 2k）。したがって、被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-2 訂 F を充足する。

（被告らの主張）

5 (1) 被告製品 2 の構成について

被告製品 2 の縫合糸が構成 2a～2g、2k、2l、2m 及び 2j を有することは認める。

しかし、被告製品 2 の縫合糸支持体の側壁には「下側端から上方に向けて縫合糸支持体が存在しない箇所」（構成 2h）がない。また、被告製品 2 の縫合糸支持体の横断面の幅は、下端部から上端部に向けて均一であるから、被告製品 2 は構成 2i を  
10 有しない。さらに、被告製品 2 の上端は、細く鋭い形状を有するから、被告製品 2 は構成 2n を有しない。以上を踏まえると、被告製品 2 の構成は、構成 2h、2i 及び 2n ではなく、以下の構成を有する（相違点は下線部のとおり。）。

2h' 縫合糸支持体は、側面（空洞を画定する円筒状部分）において、下端側から上方に向けて縫合糸支持体が存在しない箇所を有さず、

15 2i' 縫合糸支持体の横断面の幅は、下側から上側に向かってまっすぐ延びた後に上端部近傍において僅かに減少し、

2n' 縫合糸支持体の上端は、その近傍において僅かに縮径し、細く鋭くなってお  
り、

(2) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G について

20 本件訂正発明 2-1 の縫合糸支持体は、その「側壁」に「下端から上端の方向に向かう少なくとも一つの間隙」を含むものであるところ（構成要件 2-1 訂 G）、被告製品 2 の縫合糸支持体は、空洞を画定する円筒状部分（一对の弾性片を除いた部分）が縫合糸支持体の側壁を構成する部分であるが、この円筒状部分には「下端から上端の方向に向かう少なくとも一つの間隙」は存在しない。上記「一对の弾性片」は、  
25 「空洞を画定する円筒部分」（側壁）とは別に、「空洞を画定する円筒状部分」の下端から下方かつ径方向外側に向けて突設された片部であり、縫合糸支持体の側壁で

はない。また、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G は、間隙が縫合糸支持体の側壁に存在することを限定することを目的として訂正されたものである以上、間隙が縫合糸支持体の側壁に存するか否かは厳密に判断されるべきであり、側壁とは別に設けられた一对の片部の間に必然的に生じる間隔を「側壁」の「間隙」と評価することはできない。したがって、被告製品 2 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G を充足しない。

(3) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 H 及び 2-2 訂 G について

本件訂正発明 2 の「縫合糸支持体の横断面の幅」は、「下端から上端に近づくほど減少」するものであるところ（構成要件 2-1 訂 H、2-2 訂 G）、「ほど」は比例を意味する表現であるから、上記各構成要件は、底面から上面に近づくにつれて連続的に徐々に減少することを意味すると解される。しかし、被告製品 2 の縫合糸支持体は、上端部が閉塞され、下端部が解放された有頂円筒状に形成されており、少なくとも「空洞を画定する円筒状部分」（側壁）の横断面の幅は下端部から上端部に向けて均一である。このため、その横断面の幅が「下端から上端に近づくほど減少」するものではないから、被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 H 及び 2-2 訂 G を充足しない。

(4) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H について

本件訂正発明 2 における「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」という構成（構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H）は、「尖る」が「先端が細くするどくなる」という意味を有する用語であることから、「縫合糸支持体の上端が細く鋭くなっていない」ことを意味する。しかし、被告製品 2 の縫合糸支持体は、上下方向に沿う全長が 2.80mm であるのに対し、その上端部の径がその半分以下であるから、全体として、視認することが困難なほど微細で、細く鋭い形状であり、その上端も細く鋭い形状となっている。したがって、被告製品 2 は、本件発明 2 の構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H を充足しない。

5 本件特許 1 のサポート要件違反（争点 2-1）

(被告らの主張)

本件発明 1 の課題は、結び目工程を不要とすること（以下「課題 1」という。）、効果的な組織の支持等（以下「課題 2」という。）及び縫合糸の施術部位での堅固な固定等（以下「課題 3」という。）である。本件発明 1 は、以下のとおり、これらの  
5 課題解決に必須とされる「逆とげ」及び「切開部位又は間隙」の課題解決手段を備えない。

(1) 課題 1 について

課題 1 の「結び目工程」は、施術部位に縫合糸を固定するための行為であるところ、同工程を不要とするには、縫合糸の第 1 末端側を組織に固定させるだけでなく、  
10 第 2 末端側も組織に固定させる必要がある。しかし、本件発明 1 の構成要件 1-1D、1-2D 及び 1-3D では縫合糸の第 2 末端側を組織に固定させることはできないから、本件発明 1 によっては課題 1 を解決できない。

(2) 課題 2 について

縫合糸支持体は、縫合糸がほどけないよう支持する役割を担うものであるところ、  
15 縫合糸支持体だけで「効果的に組織を付け、縫合及び組織の密着、支持または固定」をするものではなく、本件明細書に「逆とげは、縫合糸表面とのなす角度によって、縫合糸がリフティングと反対方向に抜けることを防ぎ、組織が引っ張られた状態で維持されるようにする」とあるとおり、「逆とげ」も必要である。したがって、縫合糸支持体のみでは課題 2 を解決できない。

20 (3) 課題 3 について

課題 3 は、「施術部位での堅固な固定等」であって、単に施術部位を固定できれば足るものではないところ、本件明細書の記載によれば、この「堅固な固定等」は、縫合糸支持体の下側末端部に形成された「切開部位又は間隙」により実現される。したがって、縫合糸支持体のみでは課題 3 を解決できない。

25 (4) 課題 1～3 の一体性について

本件発明 1 は、施術中に結び目を付ける作業を行うことなく、迅速かつ安全に施

術部位に対して縫合糸を堅固に固定させ、組織の支持等の効果を安定して長く持続させる点を課題にするものであり、課題 2 及び 3 は課題 1 の前提となるものである。すなわち、本件発明 1 は、課題 1～3 を一体的な課題と捉え、これらを一挙に解決するものであり、いずれか 1 つの解決では足りない。

5 (5) 小括

したがって、本件発明 1 は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載したものではなく、本件特許 1 は特許法 36 条 6 項 1 号所定の要件に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから（同法 123 条 1 項 4 号）、原告は、被告らに対し、本件特許権 1 を行使できない。

10 (原告の主張)

(1) 課題 1 について

本件発明 1 は、「第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備え」るものであるところ（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A）、この縫合糸支持体は、「縫合をほどけさせない結び目の役割を行う」ものである。また、「前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成」するところ（構成要件 1-1D、1-2D、1-3D）、縫合糸につき、施術時に結び目工程は不要である。このように、本件発明 1 は、結び目工程を不要とするとの課題（課題 1）を解決する。本件発明 1 の課題 1 は結び目工程を不要とすることにあり、縫合糸の第 2 末端側で組織に固定させることにはないし、そもそも縫合糸の第 2 末端側で組織に固定させなければ結び目工程を必要にできないという関係もない。

(2) 課題 2、3 について

縫合糸支持体は、「縫合糸支持体は、縫合をほどけさせない結び目の役割を行うだけでなく、縫合やリフティングを行いつつ、糸を引っ張るときに、縫合糸が移動せず固定されるようにする」との本件明細書の記載からも、効果的に組織の支持

等ができるものといえる（課題 2）。また、縫合糸を施術部位に固定する際、延在した第 2 の末端を引っ張ると、比較的大径で開口のある縫合糸支持体の下側末端部が組織と密着するため、縫合糸支持体は、縫合糸が（特に進行方向とは反対に）移動しないように組織を支持することにより、「切開部位又は間隙」の有無を問わず、縫合糸を堅固に固定できる（課題 3）。このように、本件発明 1 は、効果的な組織の支持等の課題及び縫合糸の施術部位での堅固な固定等の課題（課題 2、3）をいずれも解決する。

### (3) 課題 1～3 の一体性

本件明細書では課題 1 と課題 2 及び 3 を並列的に記載しているとおり、課題 1～3 は独立した課題であり、一体のものとはいえない。明細書の発明の詳細な説明の記載から複数の課題が把握できる場合、そのいずれかの課題を解決するための手段が請求項に反映されていればサポート要件を充たすと解されるところ、仮に、本件発明 1 が課題 1～3 の全ての課題を解決するものではなく、そのうちの一つを解決するものであっても、サポート要件は充たされる。

### (4) 小括

以上のとおり、本件発明 1 は、上記各課題を解決するものであり、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものといえるから、サポート要件を充たす。

## 6 乙 47 発明 1 又は 2 に基づく本件発明 1 の新規性欠如（争点 2-2）

### （被告らの主張）

#### (1) 乙 47 発明 1 に基づく本件発明 1-1 の新規性欠如（争点 2-2-1）

ア 韓国特許第 10-1132841 号公報（乙 47。以下「乙 47 文献」という。同特許の出願番号は 10-2011-0064084 号であり、その出願日は 2011 年（平成 23 年）6 月 29 日である。）には、以下の構成の発明（以下「乙 47 発明 1」という。）が記載されている。

1-a1 第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体（支持



体 40) を備えた縫合糸において、

1-b1 前記縫合糸支持体は、下側末端部と上側末端部を備え、前記下側末端部と上側末端部を貫通する連通孔（中空部）を備え、

1-j1 前記縫合糸支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向く  
5 ように設けられており、

1-c1 前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、

1-d1 前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、  
2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目（結び目 42）を有し、前記縫合  
糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末  
10 端において閉じた形状を形成し、

1-e1 前記縫合糸支持体は、切頭円錐状又は切頭角錐状の形状を有し

1-f1 前記下側末端部の直径は前記上側末端部の直径より大きい

1-g1 という特徴を備えた縫合糸。

イ パリ条約に規定する優先権の主張の基礎にできるのは、パリ条約の同盟国に  
15 おける最初の出願のみであるところ（同条約 4 条 C(2)、(4)）、本件発明 1-1、1-3（及  
び本件訂正発明 2-2）は、乙 47 文献に既に記載されたものであって、これらの発明  
については、その優先権主張の基礎となる出願（2011 年（平成 23 年）12 月 27 日出  
願に係る韓国特許出願第 10-2011-0143929 号（以下「本件基礎出願」という。））は最  
初の出願ではないから、優先権主張の効果は認められない。

20 ウ 乙 47 発明 1 の上記構成は、本件発明 1-1 の構成 1-1A～1-1G 及び 1-1J に相当  
するものであるから、本件発明 1-1 は新規性を欠く。

したがって、本件発明 1-1 につき、本件特許 1 は特許法 29 条 1 項 3 号に違反して  
されたものであり、当該特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるか  
ら（同法 123 条 1 項 2 号）、原告は、被告らに対し、本件特許権 1 を行使できない。

25 (2) 乙 47 発明 2 に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如（争点 2-2-2）

ア 乙 47 文献には、以下の構成の発明（以下「乙 47 発明 2」という。）が記載さ

れている。

1-a2 第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体（支持体 40）を備えた縫合糸において、

1-b2 前記縫合糸支持体は、下側末端部と上側末端部を備え、前記下側末端部と  
5 上側末端部を貫通する連通孔（中空部）を備え、

1-j2 前記縫合糸支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられており、

1-c2 前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、

1-d2 前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、  
10 2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目（結び目 42）を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連結孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成し、

1-i2 縫合糸（縫合糸 10）が、1 本の糸の略半分で折られた部分が前記第 2 末端になり、前記折られた部分と反対が前記第 1 末端になる

15 1-g2 という特徴を備えた縫合糸。

イ 乙 47 発明 2 の上記構成は、本件発明 1-3 の構成 1-3A～1-3D、1-3G、1-3I 及び 1-3J に相当するものであるから、本件発明 1-3 は新規性を欠く。

したがって、本件発明 1-3 につき、本件特許 1 は特許法 29 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、当該特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるか  
20 ら、原告は、被告らに対し、本件特許権 1 を行使できない。

（原告の主張）

（1）優先権主張について（争点 2-2）

乙 47 文献記載の発明に係る韓国特許出願と、本件各発明に係る出願の優先権主張の基礎となる本件基礎出願とは、出願人又は発明者が共通ではあるが、共に韓国  
25 及び日本においてそれぞれ審査の結果、登録処分を受けており、両出願に係る発明は異なるものであり、同一の対象ではない。したがって、本件基礎出願は、乙 47 文

献記載の発明との関係で、同 4 条 C(4)の「最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願」には該当せず、優先権の基礎とすることができる。したがって、本件発明 1-1、本件発明 1-3（及び本件訂正発明 2-2）は、本件基礎出願に基づきパリ条約の優先権の効果を楽しむことができる。

5 (2) 乙 47 発明 1 及び 2 について（争点 2-2-1、2-2-2）

ア 乙 47 発明 1 及び 2 は、乙 47 文献の明細書の記載によれば、縫合糸として、針を必須の構成とするものであり、針を取り除いたものとして発明を認定できない。他方、本件発明 1 は、いずれも縫合糸の一つの末端には縫合糸支持体を備え、反対の末端（第 2 の末端）には針を備えていない。また、本件発明 1 の縫合糸は、縫合糸支持体部分を先頭にして皮膚に挿入するが、乙 47 発明 1 及び 2 の縫合糸は、針を先頭にして皮膚に挿入するものであるから、使用方法が逆であるとともに、本件発明 1 で使用する器具の使用も不可能となる。

イ 乙 47 発明 1 及び 2 には、本件発明 1 の構成要件 1-1D 及び 1-3D の「前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成し」に相当する構成は記載されていない。したがって、乙 47 文献に係る出願は、本件発明 1 に対し、パリ条約 4 条 C(4)の先の出願とはならない。

7 乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の無効理由の有無（争点 2-3）

20 (被告らの主張)

(1) 乙 34 発明に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如（争点 2-3-1）

ア 乙 34 発明の構成

特開 2000-225118 号公報（乙 34。以下「乙 34 文献」という。）には、以下の構成の発明（以下「乙 34 発明」という。）が記載されている。

25 1-a3 第 1 末端及び第 2 末端を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体（アンカー 20）を備えた縫合糸（縫合糸 40）において、

1-b3 前記縫合糸支持体は、下側末端部と上側末端部を備え、前記下側末端部と上側末端部を貫通する連通孔（カニューレ 22）を備え、

1-j3 前記縫合糸支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられており、

5 1-c3 前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、

1-d3 前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目（引き解け結び 48）を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成し、

10 1-e3 前記縫合糸支持体は、略切頭円錐状の形状を有し、

1-i3 縫合糸（縫合糸 40）が、1 本の糸の略半分で折られた部分が前記第 2 末端になり、前記折られた部分と反対が前記第 1 末端になる

1-g3 という特徴を備えた縫合糸。

イ 乙 34 発明の上記構成は、本件発明 1-3 の構成要件 1-3A、1-3B、1-3J、1-3C、  
15 1-3D、1-3I 及び 1-3G に相当するものであるから、本件発明 1-3 は新規性を欠く。

したがって、本件発明 1-3 につき、本件特許 1 は特許法 29 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、当該特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるから、原告は、被告らに対し、本件特許権 1 を行使できない。

ウ 原告主張の相違点について

20 (ア) 本件発明 1-3 の構成要件 1-3D（相違点 1）について

乙 34 発明では、「引き解け結び 48」は、2 本の縫合糸（第 1 の端部及び第 2 の端部）を結ぶことで、全体として「結び目」を形成する。この「引き解け結び 48」は、縫合糸の第 1 の端部と第 2 の端部とをアンカー 20（縫合糸支持体）に固定し、縫合糸支持体を縫合糸から分離させないようにすることで、縫合糸をいったん組織内に  
25 置いた後、結び目を作ることなく、縫合糸を体内で固定するものであり、本件発明 1-3 の「結び目」の機能とも共通するものである。また、本件明細書では、2 本の縫

合糸のそれぞれが結び目を有するか否かや、結び目が縫合糸支持体に対して移動するか否かにつき、限定は付されていない。したがって、原告主張の相違点 1 はない。

(イ) 本件発明 1-3 の構成要件 1-3C (相違点 2) について

乙 34 文献で「生分解性材料」の具体例として挙げられている「ポリラクティック酸」(poly lactic acid) 及び「ポリラクティック-グリコール酸」(poly lactic-glycolic acid) は、本件明細書の「生体内に吸収可能な材料」の具体例として挙げられた「ポリ乳酸 (polylactic acid)」及び「乳酸 (lactic acid) とグリコール酸 (glycolic acid) とのコポリマー」であり、「生体内に吸収可能な材料」である。また、乙 34 文献では「生体適合性材料」の好適な例として「生分解性材料」が挙げられていることから、  
10 「生分解性材料」は、生体に適合し、生体内で分解される材料、すなわち、生体分解性材料 (生体内で吸収可能な材料) を意味すると解される。したがって、原告主張の相違点 2 はない。

(ウ) 本件発明 1-3 の構成要件 1-3I (相違点 3) について

乙 34 発明のアンカー 20 の径が大きい方 (乙 34 文献の図 4 の左側の端部) を「上  
15 側末端部」とすると、同図の左側が縫合糸の第 1 末端、右側が縫合糸の第 2 末端となり、縫合糸の第 2 末端において閉じた形状を形成し、かつ、1 本の糸の略半分で折られた部分が第 2 末端になり、これと反対側が第 1 末端になるから、本件発明 1-3 の構成要件 1-3I と相違しない。したがって、原告主張の相違点 3 はない。

(2) 乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の進歩性欠如 (争点 2-3-2)

20 ア 乙 35 発明

特表 2010-500102 号公報 (乙 35。以下「乙 35 文献」という。) には、以下の構成の発明 (以下「乙 35 発明」とい。) が記載されている。

1-a4 第 1 末端 (端 22) 及び第 2 末端 (端 21) を有し、前記第 1 末端の近傍に縫合糸支持体 (組織係合要素 30 等) を備えた縫合糸 (柔軟体 20 等) において、

25 1-b4 前記縫合糸支持体は、下側末端部 (張り出し端 77) と上側末端部 (狭端 75) を備え、前記下側末端部と上側末端部を貫通する連通孔 (内部 78) を備え、

1-j4 前記縫合糸支持体は、前記上側末端部が前記縫合糸の第 1 末端の方を向くように設けられており、

1-c4 前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料でなっており、

1-d4 前記縫合糸は、結び目（結び目 50～67）を有し、

5 1-e4 前記縫合糸支持体は、切頭円錐状又は切頭角錐状の形状を有し、

1-f4 前記下側末端部の直径は前期上側末端部の直径より大きく、

1-h4 縫合糸（柔軟体 20 等）が、縫合糸支持体（組織係合要素 30 等）が設けられた方、すなわち、前記縫合糸の第 1 末端（端 22）の方から組織内部に貫いて入り込む

10 1-g4 という特徴を備えた縫合糸。

イ 本件発明 1 の構成要件 1-1D～1-3D（相違点 1 の関係）について

仮に、本件発明 1 の「結び目」が「縫合糸支持体に対して当初から全く移動しない」ものに限定解釈され、この点で本件発明 1 と乙 34 発明とが相違するとしても、縫合糸支持体に対して移動しない結び目によって「縫合糸支持体」を「縫合糸」に取り付ける構成は、乙 35 文献等に記載があるとおり、本件発明 1 の出願時において  
15 特別な構成ではない。また、「縫合糸支持体」を貫通する縫合糸が 2 本である場合、片方の縫合糸のみに結び目を設けるだけでは他方の縫合糸が縫合糸支持体から抜けてしまうため、2 本の縫合糸に結び目を設けることは、当業者において容易に想到されるものである。また、乙 34 発明に乙 35 発明の引き解け結びが当初から全く移  
20 動しない構成を採用しても、乙 34 発明の「縫合糸を一旦、組織内に置いたあと、結び目を作ることなしに、縫合糸を体内で固定する」機能が損なわれることはないから、乙 34 発明に乙 35 発明の上記構成を採用することに阻害要因はなく、これを採用することの動機付けは存在する。

ウ 本件発明 1 の構成要件 1-1C～1-3C（相違点 2 の関係）について

25 仮に、乙 34 発明の「生分解性材料」が「生体内で吸収可能な材料」ではないとしても、「縫合糸支持体」を「生体内で吸収可能な材料」で形成することは、例えば乙

35 文献等に記載されているように、本件発明 1 の出願時において特別な構成ではない。また、乙 34 文献には、アンカー（縫合糸支持体）は、生体適合性材料で製造できる旨記載されているところ、乙 35 文献等に記載された「生体内で吸収可能な材料」は、「生体適合性材料」の一種であるから、乙 34 発明のアンカーを「生体内で  
5 吸収可能な材料」で形成し、本件発明 1 の構成とすることは、当業者であれば容易である。

エ 本件発明 1 の構成要件 1-3I（相違点 3 の関係）について

仮に、乙 34 発明におけるアンカー 20 の径が小さい方が「上側末端部」であり、原告主張の相違点 3 が存在するとしても、乙 34 文献の記載によれば、組織表面との  
10 干渉が望ましくない組織の修復に使用するため、アンカー 20 の一部あるいは全部が組織内に埋まるようにアンカー 20 を配置する実施形態が示される一方で、組織に入らずに隣接するように配置されるアンカーも発明の範囲内であるとされていることに鑑みると、アンカー 20 の向きを反転させ、本件発明 1-3 の構成とすることは、乙  
34 発明において想定された設計変更の範囲内である。

15 オ 本件発明 1-1 の構成要件 1-1F について

乙 34 発明は、本件発明 1-1 の「前記下側末端部の直径は前記上側末端部の直径より大きい」という構成（構成要件 1-1F）を備えるか否かが不明である点において、本件発明 1-1 と相違する。しかし、「切頭円錐状または切頭角錐状の形状」を有し、下側末端部の直径が上側末端部の直径より大きくなるよう形成された「縫合糸支持  
20 体」は、乙 35 文献等に記載のあるように、本件発明 1-1 の出願時にありふれた構成である。また、乙 34 発明の縫合糸支持体（アンカー 20）と乙 35 発明の縫合糸支持体（組織係合要素 30 等）は、同一の技術分野に属し、機能及び用途が共通するものであるため、乙 34 発明の支持体に代えて乙 35 発明の縫合糸支持体を使用し、本件  
25 発明 1-1 の構成要件 1-1F とすることは、設計的事項に過ぎない。したがって、この構成は、乙 34 発明及び乙 35 発明に基づき当業者が容易に発明できたものである。

カ 本件発明 1-2 の構成要件 1-2H について

乙 34 発明は、「前記縫合糸は、前記縫合糸の第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込む」という構成（本件発明 1-2 の構成要件 1-2H）を備えるか否かが不明である点において、本件発明 1-2 と相違する。しかし、組織内部への挿入方向は、使用状況に応じて適宜選択し得る事項であり、特に、縫合糸支持体が設けられた側の端部（第 1 末端）から縫合糸を組織内部に挿入させることは、例えば乙 35 文献等にも記載ないし示唆があるとおおり、縫合糸支持体が設けられた縫合糸の通常の使用態様に過ぎない。したがって、この構成は、乙 34 発明及び乙 35 発明に基づき、当業者が容易に発明できたものである。

#### キ 小括

以上のとおり、本件発明 1 は、当業者が乙 34 発明に基づき容易に発明をすることができたものであるから、本件特許 1 は特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから（同法 123 条 1 項 2 号）、原告は、被告らに対し、本件特許権 1 を行使できない。

#### （原告の主張）

(1) 乙 34 発明に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如（争点 2-3-1）について  
本件発明 1-3 と乙 34 発明とは、少なくとも以下の点で相違する。

#### ア 相違点 1

本件発明 1-3 は、「前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成する」（構成要件 1-3D）との発明特定事項を有するのに対し、乙 34 発明はそのような発明特定事項を有しない点。

すなわち、本件発明 1-3 の「結び目」は、上側末端部より第 1 末端部側にある「2 本」の縫合糸に設けられている一方で、乙 34 発明では、第 1 の端部の縫合糸が「引き解け結び 48」を有するのみで、第 2 の端部側の縫合糸は、これを有さず、その輪に通されているだけである。また、乙 34 発明の「引き解け結び 48」は、外科医が



縫合糸の第 2 の端部を引っ張ると、「引き解け結び 48」が移動し、アンカー（縫合糸支持体）のカニューレに食い込み、縫合糸を固定する一方、本件発明 1-3 の結び目は縫合糸支持体に対して移動しないものであり、その機能から、乙 34 発明の「引き解け結び 48」は本件発明 1-3 の「結び目」に相当するものではない。

5      イ    相違点 2

本件発明 1-3 は、「縫合糸支持体」が、「生体内で吸収可能な材料」（構成要件 1-3C）であるのに対し、乙 34 発明は「縫合支持体（アンカー20）」が「生分解性材料」である点。

すなわち、乙 34 発明にいう「生分解性材料」は、物質が微生物によって分解される性質を有するものであり、必ずしも、生体内で吸収可能であるとはいえない。

ウ    相違点 3

本件発明 1-3 は、縫合糸が第 2 末端において閉じた形状を形成し、また、1 本の糸の略半分で折られた部分が第 2 末端になり、折られた部分と反対側が第 1 末端になっている（構成要件 1-3I）のに対し、乙 34 発明は、縫合糸が第 2 末端において開いており、また、1 本の糸の折られた部分が第 1 末端になり、折られた部分と反対側が第 2 末端になっている点。

すなわち、乙 34 文献の図 4 は、乙 34 発明の構成 1-i3 に示されているとおり、その右側を第 1 末端、左側を第 2 末端とするところ、乙 34 発明では、縫合糸は第 2 末端において閉じていない。他方、本件発明 1-3 は、縫合糸支持体の上側末端側（直径が小さい方）において縫合糸に固定された結び目を作成し、縫合糸支持体を縫合糸から分離させないようにすることを本質的な特徴とする。このため、反対側の第 2 末端において縫合糸は閉じた形状となり、また、1 本の糸の略半分で折られた部分が第 2 末端となる。このように、乙 34 発明は、縫合糸の第 1 末端と第 2 末端の関係が本件発明 1-3 とは全く反対となっている。

25      (2)    乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の進歩性欠如（争点 2-3-2）

ア    本件発明 1 の構成要件 1-1D～1-3D（相違点 1 関係）

乙 34 文献及び乙 35 文献には、縫合糸が第 1 末端側に結び目を有することや 2 本の縫合糸が結び目を有することにつき記載も示唆もなく、相違点 1 の構成は、本件特許 1 の出願時における技術常識とはいえない。また、乙 34 発明の「引き解け結び 48」を本件発明 1 の「結び目」の構成とし、「引き解け結び 48」がアンカー（縫合糸支持体）に対して移動しない構成を実現しようとする、  
5 「引き解け結び 48」がアンカーに食い込むことを妨げることに加え、第 2 の端部を引っ張ってアンカーと第 2 のアンカー 80 を近づけるという使用法が不可能になる。これは、組織の修復ができなくなることを意味するから、乙 34 発明の構成において本件発明 1 の「結び目」の構成を採用することには阻害要因がある。さらに、乙 35 発明の「組織係合要素 30～47」は、結び目を内部に食い込ませて縫合糸を固定する部材ではなく、乙 34 発明のアンカーとは縫合糸に対する作用も縫合糸に設けられた目的も異なるから、  
10 乙 35 発明の「組織係合要素 30～47」を乙 34 発明のアンカーに置き換える動機付けもない。したがって、当業者は、乙 34 発明に乙 35 発明を適用しても、相違点 1 に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することはできない。

15 イ 本件発明 1 の構成要件 1-1C～1-3C（相違点 2 関係）

乙 34 文献には、アンカーを生体内で吸収可能な材料とする動機付けに係る記載はない。したがって、当業者が乙 34 発明に乙 35 発明を適用しても、相違点 2 に係る本件発明 1 の構成に容易に想到することはできない。

ウ 本件発明 1 の構成要件 1-3I（相違点 3 関係）

20 本件発明 1-3 は、縫合糸支持体の直径の小さい側である上側末端側において、縫合糸に固定された結び目を作成することにより縫合糸支持体を縫合糸から分離させないようにすることを技術的思想とする。これに対し、乙 34 発明は、アンカーと縫合糸を縫合糸に固定された結び目で結合するという技術的思想がなく、本件発明 1-3 とは本質的な点において相違している。このように、本件発明 1-3 と乙 34 発明とは縫合糸の第 1 末端と第 2 末端の関係が正反対になっており、乙 34 発明において  
25 縫合糸の第 1 末端と第 2 末端を入れ替えることには阻害要因がある。また、乙 35 文

献にも、相違点 3 に係る本件発明 1-3 の構成について記載も示唆もない。したがって、当業者が乙 34 発明に乙 35 発明を適用しても、相違点 3 に係る本件発明 1-3 の構成に容易に想到することはできない。

この点は、本件発明 1-1 及び 1-2 との関係でも同様である。

5 エ 本件発明 1 の構成要件 1-1F 及び構成要件 1-2H

本件発明 1 の構成要件 1-1F 及び 1-2H について、被告らが主張する相違点に係る構成を当業者が容易に想到できたことは争う。

8 乙 36～38 発明に基づく本件発明 1 の進歩性欠如（争点 2-4）

（被告らの主張）

10 (1) 主引用例

ア 乙 36 記載事項

特開 2009-247890 号公報（乙 36。以下「乙 36 文献」という。）には、第 1 末端及び第 2 末端を有する縫合糸（ループ 63）と、縫合糸（ループ 63）の第 1 末端の近傍に設けられた縫合糸支持体（エンドエフェクタ 67）とを備えた縫合糸（繫留デバイス）において、生体内で吸収可能な材料でなっており、縫合糸（ループ 63）が第 2 15 末端において閉じた形状を形成していることが開示されている。

特開 2011-240133 号公報（乙 37。以下「乙 37 文献」という。）及び特開 2011-240134 号公報（乙 38。以下「乙 38 文献」という。）にも、それぞれ、上記乙 36 文献の記載事項と同様の事項が開示されている（以下、これらの文献の記載事項を併せて「乙 20 36 等記載事項」という。）。

イ 乙 36 等記載事項は、本件発明 1-1 の構成要件 1-1A、1-1C 及び 1-1G に相当する構成を備える（本件発明 1-2 の構成要件 1-2A、1-2C 及び 1-2G、本件発明 1-3 の構成 1-3A、1-3C、1-3I 及び 1-3G についても同様である。）。他方、乙 36 等記載事項は、本件発明 1-1 の構成要件 1-1B、1-1J、1-1D、1-1E 及び 1-1F を備えるか否かが不明である（本件第発明 1-2 の構成要件 1-2B、1-2J、1-2D 及び 1-2H、本件発明 1-3 の 25 構成要件 1-3B、1-3J 及び 1-3D についても同様である。）。

しかし、本件発明 1-1 の構成要件 1-1B、1-1J、1-1E 及び 1-1F（本件発明 1-2 の構成要件 1-2B、1-2J 及び 1-2H、本件発明 1-3 の構成要件 1-3B 及び 1-3J）を備える「縫合糸支持体」は、乙 35 文献等に記載のとおり、本件発明 1 の出願時においてありふれた構成である。また、本件発明 1-1 の構成要件 1-1D（本件発明 1-2 の構成要件 1-2D、本件発明 1-3 の構成要件 1-3D）を備える「縫合糸」についても、乙 34 文献に記載がある。加えて、乙 36 等記載事項の縫合糸及び縫合糸支持体と、乙 34 発明の縫合糸（縫合糸 40）及び乙 35 発明の縫合糸支持体（組織係合要素 30 等）とは、同一の技術分野に属し、機能及び用途が共通するものであるため、乙 36 等記載事項の縫合糸及び縫合糸支持体に代えて乙 34 発明及び乙 35 発明の縫合糸及び縫合糸支持体の構成を採用し、本件発明 1 の上記各構成を備える縫合糸とすることは、設計的事項に過ぎない。乙 36 等記載事項の「エンドエフェクタ」は、乙 36～乙 38 文献の記載上「綿撒糸」に限定されるものではなく、乙 35 文献に記載された「縫合糸支持体」の構成も想定されている。その上で、上記「エンドエフェクタ」は、組織等と係合することにより縫合糸の移動を規制するものであり、縫合糸を組織に固定する「結び目」の役割を担うものであるところ、本件発明 1 の「縫合糸支持体」も同様の役割を担うものであるから、これらの目的及び機能は完全に共通しており、上記「エンドエフェクタ」は本件発明 1 の「縫合糸支持体」に相当する。

したがって、本件発明 1 は、乙 36 等記載事項と乙 34 発明及び乙 35 発明とに基づいて当業者が容易に発明することができたものである。

（原告の主張）

乙 36 文献～乙 38 文献には、「縫合糸支持体」の記載すらなく、その具体的な構成は一切開示されておらず、縫合糸しか記載されていない。乙 36 発明の「エンドエフェクタ」は「外科用綿撒糸 67」とされるところ、綿撒糸とは、綿布の糸を解し、薬液に浸して傷口に用いるもので、縫合糸を支持する機能を有するものではないから、同構成が「縫合糸支持体」に相当するとはいえない。また、作用効果の観点からみても、本件発明 1 は、「施術部位で、さらに堅固に維持・固定され、効果的に組織を

付け、縫合及び組織の密着、支持または固定の効果に優れた縫合糸を提供することを目的とする。」ものである。これに対し、乙 36 文献～乙 38 文献には、縫合糸支持体を用いて、「施術部位で、堅固に維持・固定し、効果的に組織を付け、縫合及び組織の密着、支持または固定する」ことは記載も示唆もされていない。このため、当  
5 業者が、乙 36 等記載事項に乙 35 発明の組織係合要素を適用することは容易ではない。加えて、乙 34 文献及び乙 35 文献においても、少なくとも本件発明 1-1 の構成要件 1-1D の「前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端にお  
10 いて閉じた形状を形成し」との構成は記載も示唆もされていない。

したがって、当業者は、乙 36 等記載事項を主引用例とし、これに乙 34 発明及び乙 35 発明を適用しても、本件発明 1-1 の構成を容易に想到することはできない。

乙 36 等記載事項は、「縫合糸支持体」を有していないから、本件発明 1-2 及び 1-3 の縫合糸支持体に関する構成要件（1-2A、1-2C、1-3A、1-3C、1-3I）を備えてい  
15 ない。また、当業者が乙 36 等記載事項を主引用例とし、これに乙 34 発明及び乙 35 発明を適用しても本件発明 1-2 及び 1-3 の構成を容易に想到することができないことは、本件発明 1-1 と同様である。

## 9 訂正要件違反（争点 3-1）

（被告らの主張）

20 本件訂正に係る訂正請求書記載の訂正事項 1～9 のうち、以下のとおり、少なくとも訂正事項 1～3、5、6 及び 9 はいずれも訂正要件に適合するものではないから、本件訂正に係る本件特許 2 は、特許無効審判により無効にされるべきものであり（特許法 123 条 8 号）、原告は、被告らに対し、本件特許権 2 を行使できない。

### （1）訂正事項 1（本件訂正発明 2-1）及び 6（本件訂正発明 2-2）

25 ア 訂正事項 1 は、本件発明 2-1 の構成要件 2-1B～2-1F を本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B～2-1 訂 E に、訂正事項 6 は本件発明 2-2 の構成要件 2-2B～2-2F を

本件訂正発明 2-2 の構成要件 2-2 訂 B～2-2 訂 E に、それぞれ訂正するものである。

イ 実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更する訂正であること

本件発明 2 の訂正前の請求項 1 及び 2 では、いずれも、「前記縫合糸は、中央部と、第 1 末端部及び第 2 末端部と、前記中央部及び前記第 1 末端部の間の第 1 抵抗部、及び、前記中央部及び前記第 2 末端部の間の第 2 抵抗部と、を含み」（構成要件 2-1B、2-2B）とあるところ、この記載によれば、第 1 抵抗部と第 2 抵抗部が中央部と繋がっていること、中央部の反対側の端部である第 1 末端部と第 2 末端部が繋がっていないことが理解される。他方、訂正事項 1 及び 6 では、「中央部」の構成が排されたことにより、「前半部」と「後半部」が「第一の末端」においてのみ繋がっている構成のほか、「前半部」と「後半部」が「第二の末端」においてのみ繋がっている構成や、「前半部」と「後半部」が「第一の末端」及び「第二の末端」の双方において繋がっている構成も含まれることになる。

したがって、訂正事項 1 及び 6 は、願書に添付した明細書等に記載した事項の範囲内で行われたものではなく、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものであるから、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 5 項及び 6 項所定の訂正要件に違反する。

ウ 新たな技術的特徴を導入する本件明細書の範囲外の訂正であること

訂正事項 1 及び 6 の構成（構成要件 2-1 訂 C、2-2 訂 C）は、縫合糸の第一の末端が縫合糸支持体を貫通せずに縫合糸支持体内に留まる構成を意図するものとなっている。しかし、本件明細書には、縫合糸が縫合糸支持体を貫通し、縫合糸の末端（第一の末端）が縫合糸支持体の外部に結び目を有する構成のみが記載されており、貫通しない構成（第一の末端に縫合糸支持体が具備される構成）の記載はない。このように貫通させずに縫合糸を縫合糸支持体に取り付ける技術的事項は、それ単独で特許性が認められるほどの特異な構成であるから、本件明細書から自明な事項とはいえず、新たな技術的特徴を導入するものである。したがって、訂正事項 1 及び 6 は、願書に添付した明細書等に記載した事項の範囲内で行われたものではなく、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 5 項所定の訂正要件に違反する。

(2) 訂正事項 2 (本件訂正発明 2-1)

ア 訂正事項 2 は、本件発明 2-1 の構成要件 2-1G を本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 F に訂正するものである。

イ 訂正前の請求項 1 記載の「前記縫合糸は、前記空洞の底面の 2 か所から前記  
5 縫合糸支持体の外部に延在し」(構成要件 2-1G) の構成は、縫合糸支持体の下端が  
面で覆われ、この面の 2 か所から縫合糸が延出している構成を意味するものと理解  
される。他方、訂正事項 2 ではこの構成が排された結果、本件訂正発明 2-1 におい  
ては、縫合糸支持体の下端が面で覆われ、この面の 2 か所から縫合糸が延出してい  
る構成ではない他の構成に拡張又は変更されたことになる。したがって、訂正事項  
10 2 は、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものであり、特許法 120 条の 5 第  
9 項、126 条 6 項所定の訂正要件に違反する。

ウ 訂正事項 2 により、本件訂正発明 2-1 は、「1 本の縫合糸」の「前記前半部及  
び前記後半部のそれぞれ」が「前記縫合糸支持体の下端側から外部に向かって延在」  
するものとされている。しかし、本件明細書には、縫合糸が 1 本の場合、「縫合糸支  
15 持体の上端側の 1 か所と下端側の 1 か所から外部に延在する構成」(貫通する構成)  
しか記載されておらず、「前記前半部及び前記後半部のそれぞれ」が、「前記縫合糸  
支持体の下端」(底面部) から「外部に向かって延在」する構成は記載されていない。  
したがって、訂正事項 2 は、本件明細書に記載されていない新たな技術的事項を導  
入したものであって、本件明細書の記載事項の範囲内において行われた訂正ではな  
20 く、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 5 項所定の訂正要件に違反する。

(3) 訂正事項 3 (本件訂正発明 2-1)

ア 訂正事項 3 は、本件発明 2-1 の構成要件 2-1H を本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G に訂正するものである。

イ 訂正前の請求項 1 では、「間隙」は「切開された部分である」との明確な特定  
25 がされていたところ (構成要件 2-1H)、訂正事項 3 では当該特定が排され、単なる  
「間隙」に訂正されている。しかし、「切開された部分である…間隙」と単なる「間

隙」とは異なる構成である。したがって、訂正事項 3 は、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものであり、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 6 項所定の訂正要件に違反する。

(4) 訂正事項 5 及び 9

5     ア 訂正事項 5 及び 9 は、本件発明 2 の構成要件 2-1J 及び 2-2J を本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 I～2-1 訂 M 並びに 2-2 訂 H 及び 2-2 訂 I に訂正するものである。

イ 訂正事項 5 及び 9 では、本件発明 2 の訂正前の請求項 1 及び 2 に「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」（構成要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H）との構成を追加するが、本件明細書の「切頭円錐状」の縫合糸支持体は上端に向けて先細りになっており、尖っている。また、これが尖っていないと評価されるとしても、これは「両末端部を貫通する連通孔」を有する結果として上端が尖っていないだけで、何らかの技術的意義をもって尖りを排したものではない。このため、「両端末端部を貫通する連通孔」を規定することなく「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」との構成のみを規定することは、本件明細書に記載のない新たな技術的事項を導入するものといえる。したがって、訂正事項 5 及び 9 は、本件明細書の記載事項の範囲内で行われた訂正ではなく、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 5 項所定の訂正要件に違反する。

ウ 原告が訂正事項 5 及び 9 の訂正の根拠とする本件明細書の段落の記載は従来技術である「針及び糸」を有する縫合糸に係る説明であり、本件発明 2 の縫合糸のような「針」を有さない縫合糸を「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術」に用いること（構成要件 2-1 訂 M、2-2 訂 I）に係る記載はない。したがって、訂正事項 5 及び 9 は、本件明細書の記載事項の範囲内で行われた訂正ではなく、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 5 項所定の訂正要件に違反する。

25     （原告の主張）

(1) 訂正事項 1 及び 6 について



ア 実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更する訂正ではないこと

本件明細書では、縫合糸支持体が設けられる側の縫合糸の末端を「第 1 末端」、設けられない側の末端を「第 2 末端」と説明するところ、訂正事項 1 及び 6 は、この記載に整合させるため、請求項 1 の「縫合糸」、「縫合糸支持体」及び「逆とげ」の  
5 関係を明確にするものである。したがって、訂正事項 1 及び 6 は、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものには該当しない。

イ 本件明細書の記載事項の範囲内の訂正であること

「第 1 末端」につき、縫合糸の前半部及び後半部のそれぞれの両端のうち縫合糸支持体が前半部の両端のうちの第一の末端及び後半部の両端のうちの第一の末端に  
10 具備されることは、本件明細書に記載のある事項である。したがって、訂正事項 1 及び 6 は、本件明細書の記載事項の範囲内の訂正である。

## (2) 訂正事項 2 について

ア 実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更する訂正ではないこと

訂正事項 2 は、請求項 1 の記載を、「空洞の底面の 2 か所」という表現を用いずに  
15 現に存在する物を用いた表現を含む記載に変更するものであり、同請求項に係る発明を明確にするものである。したがって、訂正事項 2 は、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものには該当しない。

イ 本件明細書の範囲内の訂正であること

本件明細書には、1 本の縫合糸の場合に、縫合糸の前半部と後半部が縫合糸支持  
20 体の下端側から外部に向かって延在する構成についての記載がある。したがって、訂正事項 2 は、本件明細書に記載した事項の範囲内の訂正である。

## (3) 訂正事項 3 について

訂正事項 3 は、縫合糸支持体に含まれる構成が本件明細書記載の「切開された部位」ではなく「間隙」であることを明確にすると共に、「間隙」が「縫合糸支持体の  
25 側壁」に存在することを限定するものであって、請求項 1 に係る発明の技術的範囲を限定するものである。このように、訂正事項 3 は、訂正後の請求項 1 の発明を明

確にするものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し又は変更するものではない。

(4) 訂正事項 5 及び 9 について

訂正事項 5 は、訂正前の縫合糸に構成を付加して発明の技術的範囲を限定するものである。付加される技術的事項のうち、縫合糸支持体の上端が尖っていないことは、本件明細書に記載された事項であり、その範囲内の訂正である。また、本件発  
5 明 2 の縫合糸を「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術」（構成要件 2-1 訂 M、2-2 訂 I）に用いることは、本件明細書の背景技術の説明に記載があるが、これは、「針を具備しない縫合糸」を排除する趣旨の記載ではないし、「縫合糸を使用するリフティ  
10 ング施術」についての技術内容を記載するものである。したがって、訂正事項 5 及び 9 は、本件明細書の記載の範囲内の訂正といえる。

(5) 小括

以上のとおり、本件訂正に係る訂正事項 1～3、5、6 及び 9 は、本件明細書に記載した事項の範囲内で行われたものであり、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更す  
15 るものではないから、特許法 120 条の 5 第 9 項、126 条 5 項、6 項に違反しない。

10 サポート要件違反（争点 3-2）

（被告らの主張）

(1) 本件訂正発明 2 の以下の構成は、いずれも本件明細書に記載されておらず、  
自明な事項でもない。

20 ①「縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうちの第一の末端及び前記後半部の両端のうちの第一の末端に具備」（構成要件 2-1 訂 C、2-2 訂 C）

②「1 本の縫合糸であって、…前記前半部及び前記後半部のそれぞれは、前記縫合糸支持体の下端側から外部に向かって延在し」（構成要件 2-1 訂 A、2-1 訂 F）

③「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」（構成要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H）

25 ④「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される」（構成要件 2-1 訂 M、2-2

訂 I)

(2) 本件訂正発明 2 の各請求項記載の「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」(構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A) については、本件明細書に記載がなく、自明な事項でもない。本件明細書の記載によれば、本件訂正発明 2 は、施術中に結び目を形成する作業を行うことなく、迅速・安全に、縫合糸を施術部位に堅固に固定させることにより組織の支持等の効果を安定して長く持続させる点を課題とするところ、この課題達成のためには、縫合糸に事前に縫合糸支持体を結合させることが不可欠であり、この結合に係る構成こそが本件訂正発明 2 の技術的特徴である。しかるに、本件明細書には、この技術的特徴に関し、一切記載も示唆もなく、具体的な取付手段のみならず、「縫合糸支持体」に「縫合糸」が結合されているか否かすら記載がない。このため、本件訂正発明 2 は、上記課題を達成し得ない技術的事項を含むものといえる。

したがって、本件訂正発明 2 は、出願時の技術常識に照らしても、本件明細書の発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものである。このため、本件特許 2 は、特許法 36 条 6 項 1 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから(同法 123 条 1 項 4 号)、原告は、被告らに対し、本件特許権 2 を行使できない。

(原告の主張)

被告らが主張する点は本件訂正の訂正事項 1、2、5、6 及び 9 に係る構成であるところ、これらは、前記のとおり、いずれも本件明細書に記載された事項である。また、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A については、本件明細書【0021】や図 3(c)に記載があり、縫合糸を縫合糸支持体に結合する構成は、結び目を設ける縫合に限定されていない。したがって、本件特許 2 につきサポート要件違反はない。

11 実施可能要件違反(争点 3-3)

(被告らの主張)

本件明細書には、本件訂正発明 2 の構成のうち、前記 10(被告らの主張)(1)①～

④の構成及び⑤「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」(構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A) はいずれも記載されておらず、自明な事項でもないから、当業者であっても、本件明細書の記載に基づき、これらの構成を備える縫合糸を実現できない。

5       したがって、本件明細書の発明の詳細な説明の記載は、当業者が本件訂正発明 2 の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものではないから、本件特許 2 は、特許法 36 条 4 項 1 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから(同法 123 条 1 項 4 号)、原告は、被告らに対し、本件特許権 2 を行使できない。

10       (原告の主張)

前記(10(原告の主張))のとおり、被告ら指摘に係る構成①～⑤はいずれも本件明細書に記載された事項であるから、本件特許 2 につき実施可能要件違反はない。

12   補正要件違反(争点 3-4)

(被告らの主張)

15       本件訂正発明 2 の「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」との構成(構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A)は、平成 30 年 7 月 3 日付け提出の手續補正書及び同年 8 月 22 日付け提出の手續補正書による手續補正によって特許請求の範囲に追加された構成であるが、前記(10(被告らの主張)(2))のとおり、本件明細書に記載されておらず、自明な事項でもない。このため、上記手  
20   続補正は、いずれも本件明細書に記載した事項の範囲内においてされたものではなく、新たな技術的事項を導入するものといえる。

したがって、本件特許 2 は、特許法 17 条の 2 第 3 項所定の要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから(同法 123 条 1 項 1 号)、原告は、被告らに対し、本件特許権  
25   2 を行使できない。

(原告の主張)

前記（10（原告の主張））のとおり、本件訂正発明 2 の「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」の構成（構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A）は本件明細書に記載された事項であるから、本件特許 2 につき補正要件違反はない。

5      13 明確性要件違反（争点 3-5）

（被告らの主張）

（1） 構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A

本件訂正発明 2 に係る請求項の記載には、単に「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」（構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A）とあるのみであり、具体的な取付手段が不明であると共に、「縫合糸支持体」に対して「縫合糸」が結合されているかが不明であるから、その具体的構成を理解できない。

（2） 構成要件 2-1 訂 C 及び 2-2 訂 C

本件明細書には、縫合糸の「第一の末端の近傍」に縫合糸支持体が具備される構成しか記載されておらず、縫合糸の「第一の末端」に縫合糸支持体が具備される構成（構成要件 2-1 訂 C、2-2 訂 C）は記載も示唆もされていないから、その構成を理解できない。

（3） 構成要件 2-1 訂 F 及び本件訂正発明 2-2

本件明細書には、「1 本の縫合糸」の「前記前半部及び前記後半部のそれぞれ」が「前記縫合糸支持体の下端側（底面側）から外部に向かって延在」する構成（構成要件 2-1 訂 F）に係る記載も示唆もないから、その構成を理解できない。

また、本件訂正発明 2-2 に係る請求項の記載においては、「1 本の縫合糸」の「前記前半部及び前記後半部のそれぞれ」が「前記縫合糸支持体」からどのように延在するかについて全く規定されていないことから、その構成を理解できない。

（4） 構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H

本件明細書の図面に記載された「切頭円錐状」の縫合糸支持体は、上端に向けて先細りになっており、尖っている。このため、「尖っておらず」（構成要件 2-1 訂 I、

2-2 訂 H) につき、その判断基準が不明であるから、その構成を理解することができない。

(5) 構成要件 2-1 訂 M 及び 2-2 訂 I

5 本件明細書には、「針」を有さない縫合糸を「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術」(構成要件 2-1 訂 M、2-2 訂 I) に用いる態様が記載されていないから、その構成を理解できない。

(6) 小括

10 以上の点は、特許請求の範囲の記載だけではなく、本件明細書及び図面を考慮し、当業者の出願当時の技術常識を基礎としても、一義的かつ明確に理解することができない。

したがって、本件訂正発明 2 に係る特許請求の範囲の記載は、いずれも、第三者の利益が不当に害されるほどにその技術的範囲が不明確といえ、本件特許 2 は、特許法 36 条 6 項 2 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから (同法第 123 条 1 項 4 号)、原告は、被告らに対し、本件特許権 2 を行使できない。

(原告の主張)

(1) 構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A

20 「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」との構成 (構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A) は、記載として明確であるし、縫合糸支持体を縫合糸に取り付けるための具体的な手段の記載を必ずしも必要とするともいえない。

(2) 構成要件 2-1 訂 C 及び 2-2 訂 C

25 「縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうち第一の末端及び前記後半部の両端のうち第一の末端に具備」との構成 (構成要件 2-1 訂 C、2-2 訂 C) は、「縫合糸」と「縫合糸支持体」の位置関係を明確にするものであり、本件明細書に記載のある事

項である。

(3) 構成要件 2-1 訂 F 及び本件訂正発明 2-2

「1 本の縫合糸であって、…前記前半部及び前記後半部のそれぞれの、前記縫合糸支持体の下端側から外部に向かって延在し」との構成（構成要件 2-1 訂 F）は、本件明細書に記載した事項である。また、明確性要件の判断において、1 本の縫合糸を縫合糸支持体に取り付ける構成までは必要でない。

(4) 構成要件 2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H 並びに 2-1 訂 M 及び 2-2 訂 I

「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」との構成（構成要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H）及び「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される」との構成（構成要件 2-1 訂 M、2-2 訂 I）は、いずれも明確であるから、明確性要件に違反するところはない。

14 乙 11 発明等に基づく本件訂正発明 2 の進歩性欠如（争点 3-6）

（被告らの主張）

(1) 乙 11 発明の構成

15 米国特許出願公開第 2004/0030354 号明細書（乙 11。以下「乙 11 文献」という。）には、以下の構成の発明（以下「乙 11 発明」という。）が記載されている。

2-a1 一部が anchor portion 32（縫合糸支持体）の空洞の内部に位置する 1 本の suture portion 34（縫合糸）であって、

2-b1 suture portion 34（縫合糸）は、互いに反対方向に傾斜した barbs 48（逆とげ）が形成された first portion 58（前半部）及び second portion 60（後半部）を含み、

2-c1 anchor portion 32（縫合糸支持体）は、first portion 58（前半部）の両端のうちの第一の末端及び second portion 60（後半部）の両端のうちの第一の末端に具備され、

2-d1 first portion 58（前半部）の縦軸から分岐した barbs 48（逆とげ）と、該分岐点から該 first portion 58（前半部）の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

2-e1 second portion 60（後半部）の縦軸から分岐した barbs 48（逆とげ）と、該分岐点から該 second portion 60（後半部）の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

2-f1-1 first portion 58（前半部）及び second portion 60（後半部）のそれぞれは、  
5 anchor portion 32（縫合糸支持体）の下端側から外部に向かって延在し、

2-f1-2 first portion 58（前半部）の first end 50（第二の末端）と second portion 60（後半部）の second end 52（第二の末端）は、分離され、

2-g1 anchor portion 32（縫合糸支持体）は、下端から上端の方向に向かう blind bore 40（間隙）を含み、

10 2-h1 anchor portion 32（縫合糸支持体）は、2つの ridges 44を有し、各 ridges 44の横断面の幅は、下端から distal pointed tip 38（上端）に近づくほど減少し、

2-i1 anchor portion 32（縫合糸支持体）の distal pointed tip 38（上端）は、尖っており、

2-j1 anchor portion 32（縫合糸支持体）の下端は、first portion 58（前半部）の first  
15 end 50（第一の末端）側の端部であり、

2-k1 anchor portion 32（縫合糸支持体）の下端は、second portion 60（後半部）の second end 52（第二の末端）側の端部であり、

2-l1 anchor portion 32（縫合糸支持体）は、生体内で吸収可能な材料からなり、

2-m1 組織を骨又は他の組織に近づけるための施術に使用される、suture portion  
20 34（縫合糸）。

## (2) 相違点

本件訂正発明 2 と 乙 11 発明は、以下の点において相違している。

### ア 相違点 1

本件訂正発明 2-1 においては、「前記縫合糸支持体の側壁は、前記縫合糸支持体の  
25 下端から上端の方向に向かう少なくとも一つの間隙を含む」（構成要件 2-1 訂 G）  
のに対し、乙 11 発明においては、「anchor portion 32」（縫合糸支持体）は、下端か



ら上端の方向に向かう「blind bore 40」(間隙)を底面に含むものであり(構成 2-g1)、該「blind bore 40」(間隙)を側壁に含むものではない点。

#### イ 相違点 2

5 本件訂正発明 2 においては、「前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少」する(構成要件 2-1 訂 H、2-2 訂 G)のに対し、乙 11 発明においては、「anchor portion 32」(縫合糸支持体)は、横断面の幅が下端から「distal pointed tip 38」(上端)に近づくほど減少する「ridges 44」を 2 つ有するものである点(構成 2-h1)。

#### ウ 相違点 3

10 本件訂正発明 2 においては、「前記縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」(構成要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H)とされているのに対し、乙 11 発明においては、「anchor portion 32」(縫合糸支持体)は、「distal pointed tip 38」(上端)が尖っている点(構成 2-i1)。

### (3) 相違点の検討

#### 15 ア 相違点 1～3 について

乙 35 文献には、一部が組織係合要素 30 等(縫合糸支持体)の内部に位置する 1 本の柔軟体 20(縫合糸)であって、組織把持要素 140 等(縫合糸支持体)の側壁が、下端から上端の方向に向かう長孔 142、143、144(間隙)を含み、かつ、組織把持要素 140 等(縫合糸支持体)の横断面の幅が、下端から上端に近づくほど減少する構成が開示されている(以下「乙 35 記載事項」という。)

相違点 1～3 に係る本件訂正発明 2 の縫合糸支持体の構成は、乙 35 記載事項のとおり、本件特許 2 の出願時において既に公知の構成である。また、乙 11 発明は、「suture portion 34」(縫合糸)に「barbs 48」(逆とげ)が形成されると共に、「suture portion 34」(縫合糸)の一方の末端に「anchor portion 32」(縫合糸支持体)が具備されて  
25 いるため、「施術中に結び目をつける作業を行うことなく、迅速かつ安全に、施術部位に対して縫合糸を堅固に固定させ、これにより組織の支持等の効果を安定し

て長く持続させる」という本件訂正発明 2 の課題を解決可能である。この点は、乙 35 記載事項等の公知技術を参考として、乙 11 発明において、「anchor portion 32」(縫合糸支持体)の底面に形成された「blind bore 40」(間隙)を「anchor portion 32」(縫合糸支持体)の側壁に形成すると共に、2 つある「ridges 44」を 1 つに減らし、  
5 「ridges 44」の尖り具合を抑えることで、相違点 1～3 に係る本件訂正発明 2 の縫合糸支持体の構成に変更可能である。

さらに、乙 11 発明と乙 35 文献記載の縫合糸支持体とは、同一の技術分野に属し、かつ、縫合糸を施術部位において堅固に維持・固定させるという機能及び用途が共通するものであるため、乙 35 記載事項等を考慮して、乙 11 発明の anchor portion 32  
10 (縫合糸支持体)に対し、相違点 1～3 に係る本件訂正発明 2 の縫合糸支持体の構成を採用することは、当業者が適宜決定し得る設計的事項に過ぎず、格段の困難性はない。

以上より、本件訂正発明 2 は、乙 11 発明及び乙 35 記載事項等の公知の技術的事項に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

15 イ 原告の主張について

(ア) 相違点 1～3 について

乙 11 発明の「アンカー部 32」は、骨等に固定されると共に、縫合糸を施術部位に固定させるものであり、乙 35 文献記載の組織係合要素 30～47 は、縫合糸を施術部位に固定させるものであるから、両者は、少なくとも縫合糸を施術部位において  
20 固定・維持させるものである点で共通する。

また、乙 11 文献には、アンカー部 32 の先端が尖っていることの理由として、アンカー部 32 が体内への侵入方向の先端に取り付けられる部材であることは記載されていない。そもそも、本件訂正発明 2 の「縫合糸支持体」や乙 35 文献記載の組織係合要素 30～47 のような、切頭円錐状を有する部材であっても体内に挿入され得  
25 ることは、何ら疑義の生じない事項である。

さらに、乙 11 発明のアンカー部 32 は、底面に対して先端が先細りになっている

ことにより、先端部分によって骨等に挿入しやすく、また、底面が骨等に係合して骨等から引き抜かれないように固定されるのであるから、「隆起部 44」が存在せず、単に先細りする形状であっても、骨等からの引き抜きに抵抗するという機能は阻害されない。

5        加えて、乙 35 記載事項等の公知技術を参考として、乙 11 発明のアンカー部 32 の側壁に「間隙」を形成することは、当業者であれば容易に想到可能な構成であるところ、このような「間隙」を形成した場合、アンカー部 32 の底面が施術部位に係合される面積が大きくなり、抜け止めとしての機能を有するから、「アンカー部 32」が骨等からの引き抜きに抵抗するという乙 11 発明の機能は阻害されない。

10        乙 11 文献には、骨内に挿入させて使用するという機能のためにアンカー部 32 の先端が尖った形状を有する旨の記載はない。むしろ、乙 11 文献によれば、アンカー部 32 は、骨のみに挿入されるものではなく、腱、靱帯、筋膜等の軟組織にも挿入されるものであるから、先端形状が必ずしも尖っている必要はない。このため、乙 11 発明のアンカー部に「上端は、尖っておらず」との構成を採用することに阻害要因  
15        があるとはいえない。

(イ) 相違点 4 について

乙 11 文献には、「縫合糸アンカー 30」が生体内で吸収可能な材料で形成されることが記載されているから、「アンカー部 32」を生体内で吸収可能な材料とすることが記載されている。したがって、原告主張の相違点 4 は存在しない。

20        (ウ) 相違点 5 について

乙 11 発明は、組織を骨又は他の組織に近づけるものであり、「組織」とは、「腱、靱帯、軟骨、筋肉、皮膚、器官及び他の軟組織を含む」。組織や皮膚を他の組織に近づけることは、組織等の垂れ下がり又はしわを除去するのと同義であるといえるから、乙 11 発明が骨表面周りに靱帯及び腱等の組織を固定する外科手術に使用されるものであり、その縫合糸が、顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも  
25        一の組織等の垂れ下がり等を除去するための施術に使用されることは想定される。

仮に組織等を他の組織に近づけること等が組織等の垂れ下がり等を除去するのと同義でないとしても、このような構成は、乙 35 文献記載のとおり、特別なものではなく、乙 11 発明や乙 35 発明のような「縫合糸支持体」を備える「縫合糸」を外科手術及び整形外科手術の双方において使用できることも公知の事実である。

5       したがって、原告主張の相違点 5 は存在しない。

          (原告の主張)

          (1) 本件訂正発明 2 と乙 11 発明の相違点

          本件訂正発明 2 と乙 11 発明とは、相違点 1～3 に加え、以下の点でも相違する。

          ア 相違点 4

10       本件訂正発明 2-1 は、「前記縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料から」なる（構成要件 2-1 訂 L）のに対し、乙 11 発明はそのような特定がない点。

          イ 相違点 5

          本件訂正発明 2 は、「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される」ものである（構成要件 2-1 訂 M、2-2 訂 I）のに対し、乙 11 発明はそのような特定がない点。

          (2) 相違点の非容易想到性

          ア 相違点 1～3 について

          乙 35 記載事項の「組織係合要素」は、本件訂正発明 2 の逆とげや乙 11 発明の「とげ (barbs48)」に相当するものである。これに対し、乙 11 発明のアンカー部は、体内への侵入方向の先端に取り付けられる部材であるから、乙 35 記載事項の「組織係合要素」は、乙 11 発明のアンカー部に相当しない。したがって、乙 11 発明のアンカー部に乙 35 記載事項の「組織係合要素」の形状を適用することは容易ではなく、当業者は、相違点 1～3 に想到できない。

          また、乙 11 発明においては、「アンカー部 32」に 2 つの「隆起部 44」 (rdges44) を設けることによって、「アンカー部 32」が骨から引き抜かれないように固定しているものと理解される。しかし、仮に乙 11 発明の「アンカー部 32」を「下端から

上端に近づくほど減少」する構成にすると、「隆起部 44」をなくすこととなり、「アンカー部 32」が骨から抜けやすくなってしまう。このため、そのような設計変更を行うことは、「アンカー32」が有する骨からの引き抜きに抵抗するという乙 11 発明の機能を阻害する。したがって、乙 11 発明において相違点 2 に係る本件訂正発明 2  
5 の構成を採用することには阻害要因がある。

また、乙 11 発明において、アンカー部を「上端は、尖っておらず」との構成にすることについても、乙 11 発明のアンカー部は、骨内に挿入させて使用するものであり、その機能のために先端は尖った形状となっているのであるから、これを尖っていない形状とすることについても阻害要因がある。

10 したがって、当業者は、乙 11 発明に乙 35 記載事項を適用しても、相違点 1～3 に係る本件訂正発明 2 の構成を容易に想到することはできない。

#### イ 相違点 4 について

乙 11 文献には、アンカー部を生体内で吸収可能な材料とすることは記載も示唆もされていない。また、このアンカー部は、骨内に挿入されて使用されるものであ  
15 るところ、アンカー部が骨に吸収されることは想定されてない。

したがって、当業者が乙 11 発明に乙 35 記載事項を適用しても、相違点 4 に係る本件訂正発明 2 の構成を容易に想到することはできない。

#### ウ 相違点 5 について

乙 11 発明の縫合糸は、骨表面周りに靱帯及び腱等の組織を固定する外科手術に  
20 使用されるものであり、縫合糸が、顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織等の垂れ下がり等を除去するための施術に使用可能とすることは想定されておらず、その動機付けも乙 11 文献には記載がない。したがって、当業者が乙 11 発明に乙 35 記載事項を適用しても、相違点 5 に係る本件訂正発明 2 の構成を容易に想到することはできない。

25 15 乙 47 発明 3 に基づく本件訂正発明 2-2 の新規性欠如（争点 3-7）  
（被告らの主張）

(1) 乙 47 文献には、以下の構成の発明（以下「乙 47 発明 3」という。）が記載されている。

2-a2 一部が縫合糸支持体（支持体 40）に設けられている空洞の内部（中空部）に位置する 1 本の縫合糸（縫合糸 10）であって、

5 2-b2 前記縫合糸は、互いに反対方向に傾斜した逆とげ（棘 50）が形成された前半部及び後半部を含み、

2-c2 前記縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうちの第一の末端及び前記後半部の両端のうちの第一の末端に具備され、

10 2-d2 前記前半部の縦軸から分岐した前記逆とげと、該分岐点から該前半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

2-e2 前記後半部の縦軸から分岐した前記逆とげと、該分岐点から該後半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度は、鋭角であり、

2-f2 前記前半部の第二の末端と前記後半部の第二の末端は、分離された状態でそれぞれ縫合針 30 に結合されており、

15 2-g2 前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し、

2-h2 前記縫合糸支持体の上端は、尖っておらず、

2-i2 しわを除去するための施術（しわ整形）等の外科的な施術に使用される、縫合糸。

20 (2) 乙 47 文献は、本件訂正発明 2-2 についての新規性等の判断の基準日（2012 年（平成 24 年）12 月 24 日）よりも前である 2012 年（平成 4 年）4 月 2 日に公開されたものである。

乙 47 発明 3 の構成 2-a2～2-i2 は、本件訂正発明 2-2 の構成要件 2-2 訂 A～2-2 訂 I に相当する。

25 そうすると、本件訂正発明 2-2 は、乙 47 文献に記載された発明であり、新規性を有さない。したがって、本件訂正発明 2-2 について、本件特許 2 は、特許法 29 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきもので

あるから、原告は、被告に対し、本件特許権 2 を行使できない。

(原告の主張)

前記 (6 (原告の主張) (1)) のとおり、本件訂正発明 2-2 は、本件基礎出願に基づきパリ条約の優先権の効果を享受できるから、本件訂正発明 2-2 は、乙 47 文献により新規性が欠如するものとはならない。

16 被告 X 及び被告 Y の任務懈怠に係る悪意又は重過失の有無 (争点 4)

(原告の主張)

被告 X 及び被告 Y は、いずれも被告翔友会の理事であり、実質的に被告翔友会を経営する立場にあるから、被告翔友会の提供する施術の内容やこれに使用する縫合糸について把握する立場にあったといえる。また、被告翔友会が夢のリフト施術に原告製品を使用し、原告製品に特許権が取得されていることなどを広告に記載していたことからすれば、被告 X 及び被告 Y は、原告製品につき本件各特許権が取得されていたことを認識していたといえる。その上で、被告翔友会が原告製品の購入中止後もフェイスアップ施術を提供し、また、被告 Y が P に原告製品の模倣品の提供を要請して被告製品 1 を輸入していることから、被告 X 及び被告 Y には、本件各特許権侵害という任務懈怠につき、悪意又は重過失 (医療法 48 条 1 項) がある。

(被告 X 及び被告 Y の主張)

被告 X 及び被告 Y は、特許に関しては素人であり、本件各特許権侵害に係る多岐にわたる争点に関し、悪意又は重過失があるとはいえない。

17 被告翔友会による本件情報の漏洩又は目的外使用の成否 (争点 5-1)

(原告の主張)

(1) 原告の被告翔友会に対する秘密情報の開示

ア 原告製品は、顔面リフティング施術に使用する縫合糸、縫合糸支持体及びハブから構成される縫合糸 (Youngs Thread) と、その使用時に用いる補助具等の関連部品からなる製品であるところ、原告は、本件契約当時から現在まで一貫して、被告翔友会を含む取引先との間で、秘密保持契約を締結した上で原告製品とその施術

方法に関する技術指導を併せて提供している。このように、原告製品は一般には流通しておらず、一般消費者や患者のほか、原告と取引関係にない医療機関もこれ入手できない。また、原告製品は施術後患者の体内に吸収されるものであるから、施術後にこれが流通することもあり得ない。加えて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）上、未承認医療機器として医師が個人輸入する場合、当該医師が自ら使用する必要があり、当該目的以外での使用及び他への販売・授与は禁止されているため、原告製品やその施術方法に関する情報が取引先から第三者に流通することは予定されていなかった。

イ 原告は、まず、平成 24 年 6 月 7 日の商談において、被告 X 及び被告 Y に対し、原告製品の試作品を示すと共に、原告製品の材質や使用方法等が記載された原告製品の紹介資料「Youngs Lift」（甲 49。以下「原告紹介資料」という。）を交付し、同月 21 日、原告と被告翔友会は、本件契約を締結した。なお、原告紹介資料は、本件契約締結前に提供されたものであるが、本件契約上、その締結前に開示した情報を除外する旨の定めはないため、本件契約が規定する「秘密保持対象の情報」に該当する。

原告は、本件契約に基づき、同年 9 月 3 日以降、原告製品を被告翔友会に継続的に納品し、平成 25 年 2 月に原告製品の改良製品を含むこととする追加取引の合意をした上で、同年 3 月頃、説明資料を提供して上記改良製品の説明を実施した。

また、原告は、同月から同年 7 月にかけて、被告医院の所属医師に対し、原告代表者が被告医院を順次訪問して実際に施術を行いながら解説するという形で、原告製品を使用した施術方法の技術指導を行うことにより、本件情報を被告翔友会に開示した。

ウ 被告らは、本件明細書のほか、米国特許第 5053046 号及び米国特許第 7736292 号（以下、これらを併せて「訴外米国特許」という。）記載の情報は「公開当事者が公開することにより知られた場合を除いて一般大衆に知られるか、又は知られるようになった秘密情報」として、秘密保持の対象から除外される旨主張する。しかし、



被告ら指摘の情報は縫合糸を用いるという点において本件情報と共通するのみであり、訴外米国特許は脊椎手術の技術ないし放射線療法の技術であって、リフティング施術に用いる原告製品とは異なる。

## (2) 本件情報の不正開示

5 原告は、被告翔友会と取引を行っていた当時、被告翔友会に対してのみ原告製品を提供しており、第三者が原告製品を入手できる状況になかった。このため、被告翔友会から原告製品又はこれに関する情報の提供を受けることなく、Pが原告製品に酷似した模倣品を生産することは不可能である。しかるに、被告翔友会は、平成25年2月頃までに（又は遅くとも同年8月～同年9月頃には）、Pに対し、原告製  
10 品を交付し、原告製品の模倣品のサンプルの製作を依頼した。

## (3) 本件情報の漏洩

上記のとおり、被告Yは、平成25年2月頃（又は遅くとも同年8月～同年9月頃）、Pに対し、原告製品を交付してその模倣品の生産を委託することにより、原告製品の「明細、施術及び使用方法」及び原告製品と「関連したノウハウ、デザイン」  
15 （本件契約4条ロ(2)）等の情報を開示した。同被告は被告翔友会の理事であるから、被告Yによる上記開示は、被告翔友会による本件情報の漏洩行為として、本件契約3条、4条ロ(1)に違反する。

また、被告翔友会、被告Y及び被告Xは、その後も本件情報の漏洩を繰り返しており、被告Yは、平成25年9月から同年10月にかけて原告製品の模倣品の製造・  
20 購入の準備行為をした際、P及びその関係者に本件情報を漏洩した。

## (4) 本件情報の目的外使用

被告医院の医師は、平成25年11月頃から原告製品の模倣品を使用してフェイスアップ施術を開始し、現在も美肌アモーレ施術を提供しているところ、これらは原告が被告翔友会に教示した施術方法である。このような被告翔友会の行為は、本件  
25 情報（別紙秘密情報目録3）の目的外使用であり、本件契約4条ロ(1)に違反する。

（被告らの主張）

(1) 原告の被告翔友会に対する本件情報の開示について

ア 原告紹介資料には原告製品の形状等は明らかにされておらず、本件情報を基礎付ける情報が何ら開示されていない。また、原告は、平成 24 年 6 月 7 日に被告翔友会に本件情報を提示したとするところ、この時期は本件契約の締結以前であるから、当該行為に本件契約の効力は及ばない。

イ 被告翔友会及び被告医院所属医師は、Q から原告製品について技術指導を受けたことはない。原告製品はその提供当時の他の製品と同様の施術方法で使用できるものであり、被告らが原告から技術指導を受ける必要はなかった。

ウ 「公開当事者が公開することにより知られた場合を除いて一般大衆に知られるか、又は知られるようになった秘密情報」は秘密情報から除外される（本件契約 4 条ロ(4)(i)）ところ、本件特許 1 の優先権の基礎となる本件基礎出願は平成 24 年 9 月 24 日に公開されているから、本件明細書記載の情報は秘密情報から除外される。また、本件特許 1 のような縫合糸を用いた施術方法は、訴外米国特許等に記載されているように、本件契約締結当時公知であったから、これも秘密情報から除外される。

(2) 被告らによる本件情報の開示について

被告らは、P に原告から提供された情報を開示したことはない。

被告翔友会は、P を介して原告の製品を知り、原告と取引を開始したが、原告の要望により、P を介さず直接原告と取引をするようになった。このため、P は、被告翔友会と原告との取引の存在を知っていたのであるから、被告翔友会からの縫合糸のサンプルの要求に対し、P が原告の特許の内容を精査するのは自然である。したがって、P が原告製品と類似した製品を被告翔友会に提供していたとしても、それは、P が本件基礎出願の内容を見て製造したからであり、被告翔友会が P に原告製品に関する情報を開示したことを裏付けるものではない。

18 本件情報の営業秘密該当性（争点 5-2）

（原告の主張）

(1) 秘密管理性

原告は、本件情報を被告翔友会に開示する際、被告翔友会に秘密保持義務を課しており（本件契約3条、4条ロ）、また、原告製品やその施術方法は、秘密保持義務を課した特定の取引先に限って提供され、一般に流通しない特性を有する。さらに、  
5 原告は、情報セキュリティ誓約書の下、原告の従業員に業務上知り得た内部情報を外部に流出させない等の秘密保持義務を課しているほか、原告製品に関する資料につき、別途のセキュリティサーバにパスワードを付して保管し、営業秘密である本件情報が記載された電子データには従業員が容易に秘密情報であることが認識できるよう「CONFIDENTIAL、対外秘」との記載等で特定した上で、一部の従業員にのみ  
10 アクセス権限を付与して管理している。

以上のとおり、本件情報は、保有者の秘密管理意思が保有者の実施する具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保されていることから、秘密として管理されているものといえる。

15 (2) 有用性・非公知性

本件情報は、原告製品を利用して施術を行うことで、患者の顔のたるみ・しわの改善等を実現することを可能とするものであり、有用性を有する。また、本件情報は、原告が開発した製品に関するものであって、一般には知られていないものであり、施術後の流通等もない。したがって、本件情報は非公知性を有する。

20 原告製品を用いた施術の概要や補助具等を含む原告製品一式の外観や形状等のほか、原告製品の改良の趣旨や改良品の特徴に関する情報は、本件明細書や韓国出願公報には記載されていない事項であり、なお非公知性を有する。

（被告らの主張）

(1) 秘密管理性について

25 秘密管理性が認められるためには、情報にアクセスできる者を特定すること（アクセス制限）と、情報にアクセスした者にとって当該情報が秘密であることを認識

できること（客観的認識可能性）が必要である。しかし、本件情報にアクセスできる者が特定できていたのかといった事情は不明であるし、原告の主張するセキュリティサーバによる厳重な保管に関する証拠は一切提示されていないことから、厳重に保管などはされていないと思われる。特に、原告紹介資料には「CONFIDENTIAL」などの表記すらない。

また、同資料は、原告の主張によれば、本件契約の締結前である平成 24 年 6 月 7 日に被告翔友会に対して開示されたところ、原告が主張するアクセス制限や従業員の守秘義務は全く機能していない。

したがって、原告が主張する秘密管理は形骸化しており、本件情報は、秘密管理性の要件を満たさない。

## (2) 有用性・非公知性について

本件特許 1 の基礎となる本件基礎出願は 2012 年（平成 24 年）9 月 24 日に公開されていることに加え、本件契約の締結及び本件情報の開示があったとする時点において、訴外米国特許にも記載のあるとおり、支持体を有する縫合糸の施術方法や補助具等は公知であり、これを除いた本件情報は、原告主張の縫合糸支持体の材質、寸法、形状等を含め、有用性はない。

## 19 図利加害目的又は悪意・重過失による本件情報の使用又は開示（争点 5-3） （原告の主張）

①被告 Y ないし被告翔友会は、平成 25 年 2 月頃までに P に対して原告製品を開示すると共に、②被告翔友会は、同年 11 月頃以降、原告製品の模倣品の供給を受け、被告医院において模倣品及び原告製品の施術方法及び施術ノウハウを用いて美容整形の施術を行い、もって、本件情報を使用した。被告翔友会、被告 Y 及び被告 Z は、原告と競争関係にある事業を行う目的の下に、本件情報を開示又は使用したものであり、本件情報を利用した施術によって、多くの顧客を獲得し、不当な利益を上げてきたことから、公序良俗ないし信義則に反する形で不当な利益を図る目的により本件情報を開示及び使用したといえる。

したがって、被告Yないし被告翔友会は、原告製品の開示（①）に関し、図利加害目的ないし営業秘密不正開示行為の介在につき悪意又は重過失でこれを開示したものであり、不競法2条1項7号、9号の不正競争が成立する。

5 また、被告X及び被告Yは、被告翔友会の理事として同被告に不正競争行為をさせないという注意義務を負っているにもかかわらず、同被告ないしその所属医師らをして本件情報を開示し又は使用させたものであり、その職務を行うについて悪意又は重過失があったといえ、医療法48条1項の役員等の損害賠償責任を負う。

加えて、被告翔友会及び被告Zにつき、施術による本件情報の使用（②）に関し、不競法2条1項7号の不正競争が成立する。さらに、被告Zは、遅くとも訴状送達  
10 により、被告翔友会が別紙秘密情報目録3記載の情報を不正開示したことについて悪意・重過失になったといえるから、その後は、不競法2条1項9号の不正競争が成立する

（被告らの主張）

被告らは、本件情報の開示を受けておらず、その使用又は開示もしていない。

15 20 被告翔友会及び被告Zの本件情報を記録した文書等の保有（争点5-4）

（原告の主張）

原告は、原告製品を納品し、原告製品に関する資料を提供し、原告製品を用いた  
施術方法について原告代表者が被告翔友会の支店を訪れて技術指導を実施すること  
により、被告らに対し、原告製品及び本件情報が記録された文書等を交付した。こ  
20 のため、被告翔友会及び被告Zは、本件情報を記録した文書等を保有しているとみ  
られる。

（被告らの主張）

被告らは本件情報の開示を受けていないから、本件情報を保有していない。

21 本件契約の期間満了による終了（争点5-5）

25 （被告らの主張）

本件契約には契約の更新に関する条項がなく、また、原告による本件契約更新の

申出はなかった。このため、本件契約は、当初定められた存続期間の終期である平成 25 年 6 月 21 日に終了した。被告翔友会は、原告から提供された製品に対するクレームの存在やその価格が高額であったことから、原告製品の減額がなければ原告との取引の中止を考えており、本件契約を更新する意思はなかった。

5 (原告の主張)

原告と被告翔友会は、平成 25 年 2 月 1 日、初回取引以降も継続して取引を行う旨の合意を行い、被告翔友会は、本件契約の当初に定められた存続期間経過後である同年 7 月以降も原告製品の提供を受けていた。また、本件契約は原告による技術指導もその内容に含むものであるところ、被告翔友会は、同年 7 月～同年 8 月にかけても、原告製品を用いた施術方法について原告の技術指導を要請し、被告医院において原告代表者による技術指導を受けていた。

このように、原告と被告翔友会は、本件契約の当初に定められた存続期間である同年 6 月 21 日以降も引き続き取引を継続的していたところ、本件契約を更新することなく 1 年で終了させ、その後の被告翔友会の秘密保持義務を原告が免除する合理的理由もないことに鑑みると、原告と被告翔友会の間には、本件契約を期限の定めのないものとして更新する旨の口頭又は黙示の合意が成立していたといえる。

22 被告翔友会が輸入又は使用していた製品（争点 6-1）

(原告の主張)

(1) 被告製品 1 の輸入又は使用

20 被告医院所属の医師は、原告製品の取引を中止した直後の平成 25 年 11 月 19 日以降、アイサポート社が納入した被告製品 1 の構成部品となる縫合糸、縫合糸支持体及びハブを Racer Technology 社（以下「レーサー社」という。）が組み立てた製品である「Face Up」を、アイレンズ社を介して輸入した。被告翔友会所属の医師は、平成 30 年 6 月時点でも縫合糸及びコーンである「Face Up (Long)」を輸入したこと  
25 に鑑みると、この間も同様の製品を継続的かつ大量に輸入していたとみられる。被告翔友会は、原告との取引中止と同時期に原告製品を用いた夢のリフト施術の提供

を終了し、フェイスアップ施術の提供を開始したが、縫合糸であるフェイスアップは、以下のとおり、Pが制作した被告製品1の構成を有する製品であり、被告翔友会は、フェイスアップ施術（後に、美肌アモーレ施術）の提供に当たり、これを使用した。

5 輸入報告書によれば、被告医院所属医師は、平成25年11月19日～平成30年6月25日の間、製造業者をレーザー社とする「Face Up」なる名称の縫合糸製品を継続的に個人輸入し、その際、厚生労働省に提出した輸入報告書の別紙である商品説明書の記載も同期間中にはほぼ変更がないこと等も踏まえると、被告翔友会の所属医師が「Face Up」等の名称で輸入し、使用していた縫合糸は、被告製品1である。

10 (2) フェイスアップと被告製品1の同一性

被告翔友会は、平成24年9月3日の原告製品納入直後の同月5日頃から夢のリフト施術の広告を開始したが、その広告には、夢のリフト施術につき、原告製品を利用した新しい施術である旨記載されており、また、被告翔友会が当時他の施術で使用していた縫合糸は原告製品とは異なる材質のものであった。このように、夢のリフト施術は、専ら原告製品を用いたものであった。このことは、被告翔友会が「品川美容外科糸リフト被害対策弁護団」から夢のリフト施術で使用する縫合糸につき照会を受けた際に、原告製品である旨回答したことからもうかがわれる。

その上で、被告翔友会は、原告製品の取引の中止と同時期に夢のリフト施術の広告を終了し、フェイスアップ施術の広告を開始したが、フェイスアップ施術の広告の内容は夢のリフト施術の広告を差し替えた同一内容のものであり、フェイスアップ施術は夢のリフト施術の名称を変更したものに過ぎない。したがって、被告翔友会は、引き続き被告製品1の構成を有する製品を輸入し、使用していたといえる。

被告翔友会は、夢のリフト施術、フェイスアップ施術及び美肌アモーレ施術につき、定型的な価格表を用いていた。縫合糸は、製品毎に、価格、施術方法及び使用数量等も異なるところ、仮に様々な縫合糸を用いて施術を提供していたとすれば、患者に定型的な価格表を提示することはできないはずである。このため、このこと

は、被告翔友会が特定の製品を用いて上記各施術を提供していたことを示す。

### (3) 原告製品と従来品の代替可能性

原告製品は、とげを備えた縫合糸と縫合糸支持体（コーン）を組み合わせた製品であるのに対し、従来品はいずれも縫合糸支持体を有しない。このため、原告製品  
5 と従来品とでは、糸の挿入箇所、挿入する方向、挿入方法及び固定方法等の使用方法が異なる。被告翔友会は、現時点でも「美肌アモーレリフト」の名称で、固定部分の切開を要しない簡易かつ効果的な「MID FACE LIFTING」施術を提供し続けているが、これも従来品では実現不可能である。このように、原告製品は、従来品とは異なるもので、従来品を原告製品の使用に代えることは医学的にも技術的にもで  
10 きない。

### (4) 被告製品 2 による原告製品の代替可能性

被告製品 2（シリンダー14）は、縫合糸支持体を有しない従来品とは異なり、その外観上、とげを備える縫合糸と縫合糸支持体を組み合わせた構造を有するため、原告製品と同様の施術方法により同様の施術効果が得られる可能性がある。もっとも、原告製品と被告製品 2 では縫合糸と縫合糸支持体の結合方法が異なり、糸とコー  
15 ンの結合強度に有意な差異があるため、被告製品 2 は、原告製品と同様の施術効果が得られない上に、痛み等の副作用を生じるなど医療機器として具備されるべき安全性を欠く。このため、被告製品 2 を原告製品の代替品とすることはできない。

平成 28 年 9 月の一連のメールは、「シリンダー14」の糸等を滅菌せずに医師に直接  
20 接発送することを内容とするところ、実際に被告医院で使用する縫合糸製品を輸入するためのやりとりとしては不自然であって、実際に製品を使用することを想定したやりとりではあり得ず、かえって、一連のメールによれば、被告ら内部における証拠隠滅工作が行われていた事情が確認される。

### (5) 被告らの主張について

25 アイレンズ社の R（以下「R」という。）は、アイサポート社の従業員として P 側の職員の取引実務を担当した者である。また、平成 31 年 4 月 3 日付けのメールに



登場するアイレンズ社のS（以下「S」という。）は、被告製品1のパンフレットを  
対外的に配布していた人物である。被告らの主張は、Pによる模倣品（被告製品1）  
の取引を被告翔友会の指揮命令下で担ってきた被告らの内部者のメールに依拠した  
ものであり、また、いずれのメールも原告・被告翔友会の間で具体的な紛争が生じ  
5 た後のものであって、その信用性を認め難い。

加えて、上記平成31年4月3日付けメールでは、Sが、「シリンダー14」の「サ  
ンプル」（ここでも滅菌しないよう指示している。）をレーサー社経由で取り寄せて  
いる。被告らの主張によれば、平成28年9月に被告翔友会が「シリンダー14」への  
切替えを行ったところ、切替え時点から2年7か月も経って「サンプル」を求める  
10 のは不自然である。

平成31年4月3日は、原告の平成30年12月7日付け申立てに係る輸入差止申  
立手続の専門委員意見聴取期日であり、被告らは、同手続において、輸入している  
製品につき、専門委員より具体的な資料提出を求められ、被告製品2なるものの存  
在を示す資料の準備に迫られていたタイミングであった。このことを踏まえると、  
15 同メールは「被告製品2」の存在を偽装する工作を行うものといえる。「シリンダー  
14」は、縫合糸支持体の側面に設けられた長方形の穴にバーを挿入して組み立てる  
必要がある構造であり、極めて小さな同製品に長方形の穴を開けた上で、この穴に  
正確に合う微小なバーを生産することになるが、その生産効率は極めて低く、被告  
翔友会が継続的に輸入し続けていたほど大量に生産することはほとんど不可能であ  
20 る。金型を用いた射出成形の方法での製造にあたっては製造過程で不可避免的に生じ  
る誤差があることを考慮するとなおさらである。

加えて、「シリンダー14」はPLGA（乳酸グリコール酸共重合体）を材質とするも  
のであるところ、こうした製品をガラス転移温度（42～46℃）を超えて滅菌処理す  
ると、ガラス転移による変形が生じる。一般的な医療機器の滅菌では54℃で滅菌が  
25 行われるところ、「シリンダー14」にこれを行うと、ガラス転移が生じ、縫合糸支持  
体とバーに変形が生じる。この変形に伴い、バーが穴から抜け落ちたりバーから縫

合糸が外れたりするおそれは高く、このような危険な製品を人体への侵襲を伴う医療機器として実際の施術で用いることはできない。

(被告らの主張)

(1) 被告製品 1 の輸入又は使用について

5 被告らは、遅くとも平成 28 年 9 月 12 日には被告製品 2 を輸入しており、本件特許 2 の成立日である平成 30 年 10 月 5 日以降、被告製品 1 の輸入及び使用をしたことはない。

被告らは、平成 25 年頃、原告から提供を受けた製品のほか、他社の「Mint Lift」(以下「ミントリフト」という。)という縫合糸支持体を有しない製品を夢のリフト  
10 施術に使用していた。ミントリフトの糸の材質は原告から提供された製品と同一のものであり、同素材を美容整形の縫合糸に使用すること自体、平成 25 年頃には周知の事実であったから、被告翔友会が、原告から提供された製品と同一の材質の糸を用いた製品を使用していたとしても、被告製品 1 の構成を有する縫合糸を使用していた根拠にならない。

15 (2) 被告らは、同じ名称(「Face Up-Long」、「Face Up(Long)」)ではあるものの、縫合糸支持体の形状が異なる被告製品 2 等の様々な製品を輸入していたのであって、平成 25 年 11 月 19 日以降も被告製品 1 の構成を有する商品を輸入していたものではない。

すなわち、被告翔友会は、「Shipment Record」と題するエクセルシート(ファイル  
20 名:「I Support Shipment-May 2015」)によれば、遅くとも平成 27 年 5 月にはシリンダー 6 を輸入していたが、後述のとおり、被告製品 2 であるシリンダー 14 の方がシリンダー 6 よりも非侵害であることが明白であったことから、同年 8 月 5 日の本件特許権 1 の成立ないし東京税関の手続が開始した時期に、輸入する製品をシリンダー 14 に変更した。

25 また、被告翔友会は、アイレンズ社の R が、平成 28 年 9 月 14 日、被告翔友会と業務委託契約を締結していた医療機器の輸入業者の従業員 T (以下「T」という。)

に「Cly14 (シリンダー14)」を発送した旨記載したメール添付の請求書 (INVOICE) によれば、被告翔友会は、「Face Up」の名称の下、被告製品 2 等の他の製品を輸入又は使用していた。

さらに、マレーシア法人の従業員は、平成 31 年 4 月 3 日、アイレンズ社所属の S  
5 に対し、「Face Up Request」と題するメールを送付した。このメールには、本文に Cylinder14 (シリンダー14) に関する記載があり、被告製品 2 の写真が添付されていることから、シリンダー14 は被告製品 2 である。このように、被告医院所属の医師は、同日には、被告製品 2 を「FACE UP」の名称で輸入していた。

以上のとおり、被告翔友会は、被告製品 1 を継続的に輸入又は使用していない。  
10 なお、通関実務では、輸入統計品目表に従って輸入手続が行われるが、製品の形状が異なっても「物品の範囲内のもの」であれば同一の「品名」に分類されるものとして通関手続が行われ、その商品名は輸入当事者が自由に決定できる。被告翔友会は、「Face UP-Long」や「Face Up (Long)」という同一「品名」の下、シリンダー6 や被告製品 2 等の形状の異なる縫合糸支持体を輸入していた。

15 (3) 原告の主張について

「品川美容外科系リフト被害対策弁護団」の照会に対する回答は、患者からクレームを受けた製品を列挙して回答したものであり、これをもって、被告翔友会が夢のリフト施術に原告から提供された製品のみを使用していたとはいえない。また、被告翔友会は夢のリフト施術やフェイスアップ施術等の料金を定型的な価格として  
20 いるが、これは、被告医院が大量の施術を行っているため患者間に不公平感が生じることを防ぐためであって、被告らが施術に使用する縫合糸が同一のものであることを理由とするものではない。

さらに、切開を要しない「MID FACE LIFTING」施術は、ミントリフト施術のように縫合糸の中心に向きを異にするとげ状の「かえし」が付いていれば、縫合糸支持体を有しなくとも可能である。このように、夢のリフト施術とフェイスアップ施術の施術方法が同一であるからといって、両者が同一の縫合糸を用いたことにはな  
25

らず、これらの施術に被告製品 2 を用いることも可能であった。被告製品 2 は「MID FACE LIFTING」施術に用いることができたのであるから、医療機器としての安全性を欠くとはいえず、また、被告製品 2 等の縫合糸の滅菌処理は被告翔友会が行っているため、滅菌処理が行われていない被告製品 2 を輸入しても問題がない。

5 (4) 損害論に関する心証開示後の追加主張について

被告翔友会が令和 4 年 12 月以降に輸入した製品は被告製品 2 (シリンダーシリーズの製品) である。このことは、レーザー社作成の検査報告書や製造記録の照合等により、レーザー社が被告製品 2 に該当する製品を同時期に大量に生産していたことや、被告医院の医師が利用している糸はループ状のものではなく、同医師はループ状の縫合糸製品を見たことがない旨供述するところからも裏付けられる。

23 原告の損害及びその額 (争点 6-2)

(原告の主張)

(1) 本件特許権 1 の侵害による損害

ア 特許法 102 条 1 項 1 号に基づく損害額

15 (ア) 被告らによる被告製品 1 の実施数量

被告製品 1 は、縫合糸、縫合糸支持体 (コーン) 及びハブから構成され、原告製品 (YOUNGS THREAD) に対応するものであり、被告製品 1 (長) (Faceup(R)、Faceup(c) を含む。) は原告製品 (長) に、被告製品 1 (短) は原告製品 (短) にそれぞれ対応する。被告医院の医師らの被告製品 1 (Faceup) の輸入数量、月平均数量及び月平均数量に基づく全侵害期間約 91 か月 (平成 28 年 8 月～令和 6 年 2 月) の実施数量と内訳は、以下のとおりである。

● (省略) ●

(イ) 原告の単位数量当たりの利益の額

平成 25 年の原告製品 (YOUNGS THREAD (L) (S)) の売上の合計額から、製造原価 (各部品の材料費及び外注加工費) と、直接変動費である販管費の合計額を控除した金額を製品個数で除した額が、原告製品の単位数量当たりの限界利益となる。

●（省略）●

(ウ) 算定

以上を踏まえ、本件発明 1 の貢献率や被告翔友会の営業努力に基づく控除はすべきではないものの、一部請求として上記の点を加味すると、平成 28 年 8 月～令和 6 年 2 月の間（91 か月）の損害額（為替レートを考慮したもの）は、以下のとおりである。

a 被告製品 1（長） 40 億 6972 万 4867 円

●（省略）●

b 被告製品 1（短） 2 億 0941 万 5326 円

10 ●（省略）●

c 小計

42 億 7914 万 0913 万円

イ 特許法 102 条 1 項 2 号に基づく損害額

上記ア同様の点を考慮すると、平成 28 年 8 月～令和 6 年 2 月の間の損害額は、  
15 以下のとおりとなる。

(ア) 被告製品 1（長） 1 億 0174 万 3122 円

●（省略）●

(イ) 被告製品 1（短） 523 万 5383 円

●（省略）●

20 (ウ) 小計

1 億 0697 万 8505 円

ウ 逸失利益額合計

43 億 8611 万 8698 円

エ 弁護士費用相当損害額

25 4 億 3861 万 1970 円

オ 本件特許権 1 の侵害による損害の合計額

48 億 2473 万 0568 円

(2) 不正開示行為に係る損害額（特許法 102 条 1 項に対応する損害額）

ア 不正開示行為に係る損害額について、平成 25 年 11 月～平成 28 年 7 月の間  
(33 か月)につき、原告の損害の一部請求として、上記(1)と同様の算定方法に基づ  
5 き算定する。

(ア) 被告製品 1（長） 17 億 4317 万 9611 円

●（省略）●

(イ) 被告製品 1（短） 1 億 3363 万 5752 円

●（省略）●

10 (ウ) 小計

18 億 7681 万 5363 円

イ 特許法 102 条 1 項 2 号に対応する損害額

(ア) 被告製品 1（長） 4357 万 9490 円

●（省略）●

15 (イ) 被告製品 1（短） 334 万 0894 円

●（省略）●

(ウ) 小計

4692 万 0384 円

ウ 逸失利益合計額

20 19 億 2373 万 5747 円

エ 弁護士費用相当損害額

1 億 9237 万 3575 円

オ 合計額

21 億 1610 万 9322 円

25 (3) 総計

69 億 4083 万 9890 円

(4) 被告らの主張について

ア 本件発明 1 の貢献率について

本件発明 1 は縫合糸の発明であるところ、被告製品 1 は縫合糸製品そのものであって、本件発明 1 と被告製品 1 とは部品と製品という関係ではなく、本件発明 1 の構成要素である縫合糸及び縫合糸支持体が被告製品 1 の本質的な構成である。このため、本件特許権 1 を侵害することなく被告製品 1 を輸入・使用することは不可能である。本件発明 1 の構成に加えて本質的ではない他の構成が被告製品 1 に含まれているとしても、本件発明 1 の寄与度に影響を与えるものではなく、最低でもその貢献率が 50%を下回ることはない。

イ 実施能力について

「特許権者…の実施の能力」（特許法 102 条 1 項 1 号）とは、侵害者の侵害行為がなければ特許権者において販売することができた物を特許権者において増産し余剰販売する能力である。本件では、原告はもともと被告翔友会に原告製品を販売しており、被告翔友会が一方的に原告との取引を中止して、本件特許権 1 を侵害する原告製品の模倣品である被告製品 1 を輸入及び使用したのであって、被告製品 1 を輸入及び使用するという侵害行為によって原告の被告翔友会への原告製品の販売数量が減少したという関係にあることから、原告には「実施の能力」があるといえる。

「実施の能力」は日本国内における生産能力に限定されず、また、原告が日本で医師免許や薬機法の許認可を有していないこと等は関係のない事情である。

ウ 推定覆滅事由について

「特許権者…が販売することができないとする事情」（特許法 102 条 1 項 1 号）とは、侵害行為と特許権者の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情をいう。本件では、被告翔友会による被告製品 1 の輸入及び使用と、原告の被告翔友会に対する原告製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情がこれに当たるところ、第三者に対する販売は全く関係がなく、被告翔友会の営業努力やブランド力といった点は「販売することができない事情」とは無関係な事情であり、推定覆滅事由に

当たらない。

#### エ 因果関係について

被告らは、原告との取引期間中に原告製品に関する秘密情報を取得し、模倣品を作成し、これを輸入・使用して施術を継続して利益を上げているところ、原告製品は一般に流通しているものではないことも踏まえると、本件特許権 1 の侵害行為がなければ、被告らは、上記利益を上げるためには、原告から原告製品を継続して購入するほかなかったといえる。このように、被告らの本件特許権 1 の侵害行為と原告の逸失利益との間には相当因果関係が認められる。

#### (5) 損害論に関する心証開示後の被告らの追加主張について

損害論に関する心証開示後の被告らの追加主張については、いずれも時機に後れたものとして却下されるべきである。

(被告らの主張)

#### (1) 実施数量について

##### ア 実施について

被告らは、「Face Up-Long」や「Face Up (Long)」との名称の下、被告製品 2 やシリンドー6 等の様々な製品を輸入していたのであって、「Face UP」の名称を含む製品全てを被告製品 1 として計上するのは誤りである。

#### イ 損害論に関する心証開示後の追加主張

被告翔友会が令和 4 年 12 月以降に輸入した製品は、主に被告製品 2 又は 1 本の糸を折り返しせずに使用するスーパーアモーレであり、被告製品 1 をレーサー社から輸入していない。被告翔友会が現在使用している製品はループ状のものではなく、被告製品 1 ではない。

#### (2) 本件発明 1 の被告製品 1 に対する貢献率について

本件発明 1 は縫合糸の「逆とげ」も「ハブ」も構成要素としておらず、また、縫合糸を生体分解材料から構成することは公知の事実である。これらの事情を踏まえば、本件発明 1 の特徴は縫合糸支持体の形状のみにあり、その被告製品 1 に対す



る貢献率は10%にとどまる。

### (3) 実施能力について

被告製品1の日本への輸入を行ったのは被告医院所属の医師であって、原告は原告製品の輸入を行っていない。原告の日本国内における本件発明1の実施品の販売  
5 数量は存在せず、被告医院所属医師の行為によってその販売数量は減少していない。また、原告は、日本で医師免許を有していないため原告製品を輸入できず、国内で生産設備も有しておらず、原告製品を委託製造する者もないため、日本で本件発明1の実施品を実施できないから、実施能力があるとはいえない。

### (4) 特許法102条1項による損害額推定の覆滅事由について

10 被告翔友会は、全国に品川美容外科を17院、品川スキンクリニック美容皮膚科を22院経営しており、所属医師の数も約80名に上る。また、本件特許権1が成立した平成28年～令和4年までの被告翔友会の平均年商は約315億円であり、当時の被告翔友会の年間広告宣伝費の平均は約40億円であった。さらに、美容整形クリニックの総合人気ランキングでも、品川本院の3位を筆頭に複数の被告医院がランク  
15 インしている。他方、原告は、日本国内において、被告ら以外とはほとんど取引実績もなく、何ら営業活動を行っていない。したがって、原告の本件発明1の実施品の日本への輸入や国内での使用は被告翔友会の営業努力やブランド力に依存している点で、原告が販売することができない事情があるといえ、その損害額は、単位数量当たりの利益の額に実施数量を乗じた額の1%に満たない。

### 20 (5) 因果関係の遮断

原告と被告翔友会の取引は平成25年6月21日に存続期間を満了し、被告翔友会には、以後原告から製品を購入する意思がなく、原告の提供する製品でなくてもリフトアップの施術を行うことができたため、原告は、同年10月9日以降も原告製品を販売して利益を得ることができる関係にはなかった。また、被告製品に対する本  
25 件発明1の貢献率や原告の実施能力も踏まえると、原告が主張する損害額全額について、被告らの行為との間に相当因果関係があるとはいえない。

(6) 損害論に関する心証開示後の追加主張

ア 特許法 102 条 1 項に基づく損害について

特許法 102 条 1 項は、「その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したとき」とあるとおり、侵害者による侵害品の譲渡行為と侵害品の譲渡数量を対象とする規定である。本件の場合、同項 1 号による損害の算定方法は、以下のとおりである。

損害額＝

(被告翔友会による被告製品 1 の譲渡行為がなければ原告が販売できた縫合糸の単位数量当たりの限界利益の額)

× (本件発明 1 の貢献率)

× (被告翔友会による被告製品 1 の譲渡数量のうち、原告の実施能力に応じた数量から被告翔友会による被告製品 1 の譲渡がなかったとしても、原告が原告縫合糸を販売することができなかった事情に相当する数量を控除した数量)

× 為替レート

イ 限界利益について

(ア) 原告製品の年間契約を前提とした正規の価格は、長い糸が 1 本 71 ドル、短い糸が 152 ドルであり、試験的な購入時の価格（長い糸 1 本 100 ドル、短い糸 75 ドル）を基準とすべきではない。そうすると、限界利益の額は、以下のとおり求められる。

● (省略) ●

(イ) 令和 3 年以降の限界利益の修正

● (省略) ●

(ウ) 特定数量等について

原告製品が国内で輸入・使用される数は、被告翔友会のブランド力、営業努力及び高い施術能力といった事情がなければ極めて少ない状況であった。また、被告製品 2 という競合品が存在することによる譲渡数量の控除を認めるべきところ、被告翔友会は、被告製品 2 に完全に切り替えていることから、本件は完全な覆滅が認め

られる場合であり、控除されない数量割合はせいぜい 0.1 である。

(エ) その他の点について

本件発明 1 のうち新規性及び進歩性が認められる部分は「縫合糸支持体」の部分  
であることや、本件特許 1 に対応する韓国特許は進歩性がなく無効との判断が韓国  
5 で確定していることを踏まえると、本件発明 1 の寄与率は 0.1 である。また、被告  
翔友会は輸入、使用及び第三者への譲渡をしていないことから、譲渡数量は 0 であ  
る。さらに、原告の令和 3 年の売上高、製造原価等に鑑みると、原告の年間生産本  
数は 5 万本に満たないといえる。

特許法 102 条 1 項 2 号の関係でも、実施料率は、上記韓国特許に関する判断を踏  
10 まえると、せいぜい 0.03 とすべきである。

ウ 不正開示行為等による損害について

(ア) 契約責任について

不正開示行為等に係る損害のうち、債務不履行を理由とする点については、不競  
法所定の推定規定の適用はないから、本件情報の開示又は使用によって発生する損  
15 害の範囲を認定する必要があるところ、原告製品の構成は乙 47 文献により公知に  
なっており、契約違反による損害はない。

(イ) 不競法違反について

不競法 5 条 1 項は、「その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したとき」とあ  
るとおり、侵害者による侵害品の譲渡行為と侵害品の譲渡数量を対象とする規定で  
20 あるから、本件において、同項に基づく損害額の算定は、以下の計算式によるべき  
である。

損害額

= (被告翔友会による被告製品 1 の譲渡行為がなければ原告が販売できた縫合糸  
の単位数量当たりの限界利益の額)

25 × (侵害に係る秘密情報の貢献率)

× (被告翔友会による被告製品 1 の譲渡数量のうち、原告の縫合糸を販売するこ

とができなかった事情に相当する数量を控除した数量)

× (為替レート)

(ウ) 各要素について

限界利益は、侵害期間に対応した時期の限界利益を主張立証すべきであり、原告  
5 主張の利益額より小さいものとなる。本件情報の貢献率については、上記のとおり、  
原告製品の構成は既に公知情報となっていたことから、0 というべきである。また、  
原告は、被告翔友会が被告製品 1 を第三者に譲渡したとの主張立証をしていないか  
ら、譲渡数量も 0 である。さらに、販売することができなかった事情に相当する数  
量の控除の関係は、上記ア(ウ)のとおり、せいぜい 0.1 が控除されない数量割合とな  
10 る。不競法 5 条 3 項の関係でも、実施料率の関係は、上記韓国特許に関する判断等  
を踏まえると、0.01 とすべきである。

24 遅延損害金の起算日 (争点 6-3)

(原告の主張)

各損害賠償請求権の附帯請求である遅延損害金の起算日は、各人への請求の日の  
15 翌日である訴状送達の日翌日となる。

(被告らの主張)

遅延損害金の起算日については、損害賠償算定期間より前となることは不合理で  
あり、令和 6 年の訴えの変更申立書の日翌日からとすべきである。

25 消滅時効の成否 (争点 7)

20 (被告らの主張)

(1) 不競法に基づく損害賠償請求権の消滅時効

原告は、平成 26 年 2 月 28 日に P らを告訴し、同年 6 月 10 日に特許権侵害禁止  
仮処分の申立てをし、同年 7 月 17 日には被告翔友会の所属医師に対して内容証明  
郵便を送付し、韓国の民事訴訟において、平成 27 年 11 月 25 日付け準備書面で被告  
25 Y の P に対する指示と不正開示を主張している。このため、遅くとも平成 27 年 11  
月 25 日には、被告翔友会が P に営業秘密を開示していた事実を知っており、損害賠

償の請求が可能であったといえる。

したがって、原告の不競法に基づく損害賠償請求権は、平成 30 年 11 月 25 日の経過をもって消滅時効が完成した。

(2) 本件特許権 1 の侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効

5 原告の本件特許権 1 の侵害の不法行為に基づく損害賠償請求は、被告らが原告製品を輸入・使用し続けるという継続的不法行為に基づくものであるところ、不法行為と損害が日々発生するものであり、消滅時効も個別に進行する。原告は、本訴提起後令和 6 年 3 月 21 日付けの請求の拡張まで時効を中断する措置を採っていないことから、各損害につき、その発生から 3 年の経過をもって消滅時効が完成した。

10 (3) 損害論に関する心証開示後の追加主張

不競法 4 条に基づく損害賠償請求権については、原告は被告翔友会による不正競争行為のおそれがある事実を遅くとも平成 27 年 11 月 12 日には知ったといえるところ、本件訴え提起前の平成 30 年 11 月 12 日、原告の不競法に基づく各請求権はいずれも時効消滅した。また、債務不履行を理由とする損害賠償請求権については、  
15 原告の主張する契約違反行為は平成 25 年の行為であるところ、本件訴え提起前の平成 30 年には改正前商法 522 条本文の 5 年の商事消滅時効により、時効消滅した。

(原告の主張)

原告は、被告らに対する嫌疑について調査を進め、弁護士法 23 条照会申立てに対する平成 29 年 12 月 22 日付け回答により輸入申告書の開示を受けて初めて、被告  
20 翔友会の所属医師による被告製品 1 の輸入の事実及び輸入数量を知り、提訴可能な程度に「加害者」及び「損害」を知るに至った。原告は、同日から 3 年が経過する前である令和元年 6 月 19 日に本件訴えを提起し、不競法に基づく損害賠償請求をしたから、不競法に基づく損害賠償請求権について消滅時効は成立しない。

原告は、韓国の民事訴訟では請求原因に直接関係しない事情として被告らの関与  
25 を主張したに過ぎず、P 及び被告らが同訴訟において被告らの関与を否定していたこともあって、平成 27 年 11 月 25 日の時点では、被告らに不競法違反の嫌疑を有す

る状況にあったに過ぎず、被告らによる被告製品 1 の輸入・使用数量も知り得たものではなかった。このため、その時点では、原告は提訴可能な程度に「加害者」ないし「損害」を知ったとはいえない。

損害論に関する心証開示後の被告らの追加主張については、いずれも時機に後れたものとして却下されるべきである。

## 26 仮執行宣言の必要性（争点 8）

### （原告の主張）

仮執行宣言は、裁判所が「必要と認めるとき」付することができるものとされる。この必要性の有無は、勝訴者にとって即時の執行が特に必要な事情の有無や、仮執行によって敗訴者に回復し難い損害又は危険を生じる恐れの有無といった点を考慮して判断される。本件では、原告は、被告らの侵害行為によって 10 年以上の間、60 億円超の得べかりし利益を喪失し、この経済的損失の救済を受けられずにいるため、原告の事業活動に重大な影響を及ぼしており、一刻も早い損害の回復が図られるべきである。また、被告翔友会は、令和 4 年 12 月 31 日時点で約 11 億円分の建物を所有しているほかには不動産を所有しておらず、また、その資産は約 150 億円に上るものの、そのうち約 88 億円が流動資産であるから、本判決の確定を待っているのは被告翔友会が資産を隠匿又は費消し、その執行を不能又は著しく困難にするおそれがあるといえ、原告にとって、即時の執行が特に必要である。他方、一般の金銭支払の給付請求については、その性質上仮執行によって敗訴者に回復し難い損害又は危険が生じる恐れがないと解されているところ、高額な金銭給付を命ずる判決であることをもって仮執行による回復し難い損害が生じるとはいえない。

したがって、本訴では、金銭給付につき仮執行宣言を付す必要性がある。

### （被告らの主張）

仮執行宣言を付す必要性の判断は、原告指摘の点に加え、上訴によって判決が変更される蓋然性が少なくないことを考慮すべきである。被告らの提出した証拠によれば、被告翔友会が輸入した製品が被告製品 2 等であったことが認められるほか、

原告の請求に理由がないことを基礎付ける多数の客観的証拠が存在することを踏まえると、控訴審において明らかに真実に反する結論が維持される蓋然性が高いとはいえない。また、即時執行の必要性についても、原告の事業活動に具体的にいかなる支障が生じているかは明らかではなく、また、被告翔友会は現実に被告医院を運営しているため、その資産の隠匿又は費消を実行する恐れがあるとはいえない。さらに、敗訴者の回復し難い損害又は危険については、給付の内容が金銭給付であることをもって直ちに否定されるものではなく、営業の休止を余儀なくされて将来にわたって顧客を失うといった事情があるような場合にも認められるところ、被告翔友会の直近事業年度の純資産は約 40 億円であり、60 億円を超える金銭支払の仮執行に耐えられるはずもなく、仮執行により、被告翔友会は即座に経営破綻に陥ることになる。

以上より、本件においては、金銭給付につき仮執行宣言を付すべき必要性はない。

#### 第 4 当裁判所の判断

##### 1 争点 1-1（被告製品 1 の構成）

##### 15 (1) 事実認定

前提事実（前記第 2 の 2）、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### ア 原告製品

原告製品は、手術用糸を薄く削って棘を作り、固定装置であるコーンを糸の端部に結合させた製品である。原告製品は、上向きの棘が垂れた組織を引っ張り上げ、糸に結合されたコーン（縫合糸支持体）が、引っ張り上げられた組織が再び下がらないようホールドすることで、組織を切開しないリフティング施術を可能にするものであり、糸の端にある結び目は糸とコーンが分離しないよう結合している。

原告製品の施術に当たっては、長い管（フレキシブルなチューブ）とその中に金属穿孔手段が挿入された YOUNGS POINTER を組織に挿入し、原告製品の糸とコーンの通路を確保した上で、金属穿孔手段のみを除去すると、上記の長い管が組織

内に残るところ、この管の中に原告製品を挿入し、長い管状の PUSH BAR と呼ばれる製品でコーン部を押し入れ、原告製品を組織内に挿入する。その上で、原告製品が組織に挿入された後、YOUNGS POINTER の管と PUSH BAR を除去し、コーンと糸が組織内に残った状態で、顔組織を強く上に押し上げる。これにより、組織は糸の棘にかかって再び上がらないようになると共に、組織に刺さって固定されたコーンにより固定され、リフティング効果が顕れる。原告製品を利用すると多様な施術が可能となり、特に鼻の横しわを除去する MID FACE LIFTING 施術は、既存のリフティング施術では手術も難易度が高いものであったところ、これを切開することなく行い得るものとされる。

(以上につき、甲 74)

イ 原告と被告翔友会の取引の経緯等

原告は、P の紹介で被告翔友会及び被告 Y を知り、これらの被告翔友会との商談を開始した。商談開始当初は上記経緯から P が商談に関与していたが、原告側が、P が原告製品の提示額よりも高い価格を被告翔友会に提示していたことが明らかになったとして、取引から P を除いた上で被告翔友会との間の商談を行うようになり、平成 24 年 6 月 21 日、本件契約を締結した。被告翔友会は、同月下旬には原告製品を用いた整形手術を被告医院の施術として採用した。

しかし、被告翔友会ないしその所属医師は、平成 25 年 10 月頃に原告製品の購入を停止し、同年 11 月頃、アイサポート社が、原料の糸を韓国のメーカーから仕入れた上で、レーザー社及びアイレンズ社を通じて、これに代わる製品 (FaceUp) を被告医院に納入するようになった。

(以上につき、甲 12、61、82)

ウ 原告と被告翔友会の取引終了前のやり取り

(ア) 原告従業員は、平成 25 年 2 月 21 日、被告 Y に対し、以下の内容のメール (甲 50) を送付した。

「職員より Y さんからの連絡事項を報告してもらいました。…内容を確認します



と、／1.とりあえず、一月 500 本の数量で 3 か月分の発注を計画しておられ、医者の熟練度などを考慮した上で、今後の発注数量を増やしていくつもりである。／2. この場合、納品の日付及び価格はどのように変わるか知りたい。／以上、2 つのご質問…に関して下記のようにご返答いたします。／1.納品の日付について／現在、  
5 弊社の生産工程を参考にしますと、…品川に納品できる時期は 3 月中旬頃になりそうです。(3 月 3 週目～4 週目の間)／2.納品の価格について／製品の価格は去年の 12 月中旬、Y さんが韓国に来られた際に、年間契約を基準にして約 75 ドルと申し上げました。…年間契約ではなく少量発注をなさる場合は、約 35%の値上げが予想されるとお話ししました。／このような内容は弊社の方で作成した価格表に基づいた  
10 ことですので、これを添付させていただきます。…／3.発注数量の単位について／  
…Y さんは一月に 500 本とおっしゃいましたが、…弊社としては、発注は 300 本単位にしていいただければ大変ありがたいです。」

(イ) 被告翔友会従業員は、同年 7 月 17 日、原告従業員に対し、以下の内容のメール（甲 54）を送付した。

15 ・「予定通り明日出荷して頂けるよう、手配をよろしく申し上げます。」

・「先週各クリニックの院長が集まり、今後 Youngs Lift を当院の主要治療として行なう事が決まりました。／これにより各クリニックでは、Youngs Lift を積極的に患者さんに勧めています。／また、これまでは治療につき 2～6 本程度使用していましたが、最近では 10 本以上入れるケースもあります。／以前とはだいぶ状況が変わり、しかも急な為、御社には出荷の準備等でご迷惑をお掛けしているかと思ひます。  
20 ．／このペースでの発注はしばらく続きそうですが、今後一回の注文量を増やす事は可能でしょうか？／例えば、現在は 1 人の医師あたり 300 本単位で依頼していますが、これを 750 本（15 本入り 50 箱）で出荷可能でしょうか？／発注時は 3 人分で考えていますので、 $750 \times 3 = 2,250$  本が一回の注文量になります。」

25 (ウ) 被告翔友会従業員は、同年 10 月 7 日、原告従業員に対し、件名を「注文の件」とするメールを送付した。同メールには、「注文書を添付しますのでご確認ください

さい。…V 糸を 3,750 本、M 糸を 2,250 本で考えています。／出荷可能な日をご連絡ください。」などと記載されている。

原告従業員は、これに対する返信として、同月 8 日、インボイス及び商品のリスト（「パッキングリスト」）のファイルを添付したメール及び出荷時期に関する回答  
5 を記載したメールを送付した。

これを受け、被告翔友会従業員は、同月 9 日、送金控を添付したメールを送付した。また、同従業員は、同日、原告従業員に対し、件名を「YOUNGS LIFT 効果の持続について」とするメールを送付した。同メールには、「YOUNGS LIFT の効果について、患者様から質問がありました。／・リフトアップ効果の持続期間は、どのくらい  
10 らいでしょうか？／・吸収性の糸はどの位で体内に吸収されますか？／その他糸についての詳しい資料がありましたら頂きたいです。／（製品紹介資料、効果についての根拠を示すデータ等があると助かります。）」などと記載されている。

（以上につき、甲 28 の 1～28 の 8、29 の 1～29 の 8、30～32）

エ 韓国における捜査状況

15 (ア) ソウル税関の捜査報告書の記載

ソウル税関が平成 26 年 2 月 13 日に CS 社及び P を被疑者とする被疑事件について捜査を行った際の捜査報告書（甲 88）には、P の供述内容やソウル税関の特別司法警察官の確認の結果として、以下の記載がある。

・「被疑会社には製造施設がないため輸出品であるカテーテル（face up cannula  
20 100mm, 45mm）、スターター…、縫合糸…は、韓国国内の取引先である…イリム商事…の代表 U…から購入したもので、カテーテル及びスターターは日本の品川整形外科…へ、半製品状態の縫合糸（糸、ハブに分離）はシンガポールの I-SUPPORT PTE LTD へ輸出しており、このように輸出国を分けたのは、実際の購入者である品川整形外科の要請によるもので、シンガポールにおいて縫合糸の完成品を製造して、再  
25 び日本へ輸入しているものと把握しているという供述であり」

・「縫合糸は、半製品状態で、切断された医療用糸と三角コーン型のプラスチック

製品であるハブを分離した状態で輸出したものと思われ、本件外で（株）ジョン・ジェイコブスメディカルズが特許保有している縫合糸の核心部分である支持体（コーン型）が輸出された事実は確認できず」

(イ) Pの供述

5 Pは、平成26年2月27日、自己に対する関税法等違反被疑事件に関し、特別司法警察官の尋問に対し、以下の回答をした。（甲86）

・「問 海外の取引先はどこですか。／答 日本の主要取引先は品川美容外科やジャパンボトル等で、シンガポールはI-SUPPORT、アイレンズに国産製品を輸入しています。」

10 ・「私の最も大きな取引先は日本の品川美容外科であり、日本人のYは同病院の院長夫人です、Yは縫合糸等を日本に搬出してテストをし、シンガポールの品川病院に送ると言っていました。」

・「問 被疑者はカニューレ、スターター、縫合糸を輸出したことがありますね。／答 はい、あります。2013年12月頃からカニューレ及びスターターは日本の品  
15 川美容外科に、縫合糸及びハブはシンガポールのI SUPPORT LTDに輸出しました。」

・「2013年10月頃、日本品川美容外科病院購買担当職員からカニューレのサンプルを渡されながら「同じ物を製造できれば購入する。」という話を聞きました。それで、サンプルを持って国内に戻り、これまで取引関係にあった医療機器の取扱経験が豊富なイリム商事の実際の代表Uに依頼し、製造可能かを尋ね…た。すると、U  
20 から、ドクウ・メディカルというカテーテル生産業者に依頼して生産が可能だという連絡を受け、2013年12月頃から輸出することになったのです。」

・「問 品川病院の購買担当職員から縫合糸のサンプルをもらいませんでしたか。／答 縫合糸はもらっていません。」

・「問 Vは（株）ドクウ・メディカルの管理取締役で、Uからの依頼でカニューレ等の製造業務を統括する者ですが、知らない人ですか。／答 私はドクウ・メデ  
25 イカルの関係者と直接接触したことはありません。」

・「問 Vによると、Uは2013年8、9月頃、カニューレのサンプルを持参して製造可能かどうかを聞いてきたということですが、そうだとすれば被疑者が品川美容外科から注文を受けたのは10月頃ではなく8、9月頃ですよね。／答（何も言わない）」

5 (ウ) Uの供述

ソウル税関は、平成26年2月14日、イリム商事において、同社の実際の代表者Uに対し、捜査を行った。その際の捜査報告書（甲87）には、以下の記載がある。

「同オフィスの壁面に…、Qが特許保有する縫合糸完成品と同一の物品（糸が三角コーン型の支持体に連結）を発見し、同物品の入手経緯やPに供給した事実があるかどうかにつき追及するや、同物品は日付不詳で開催れた整形学会にて中国人からもらい保管していただけであると供述しながらも同物品の任意提出及び写真撮影は拒否し、自身はPからカテーテル、スターター、縫合糸部分品（医療用糸、ハブ）の注文を受け、カテーテル、スターターは…（株）ドクウ・メディカルに、医療用糸は…（株）パイン・スーチャーズ…、ハブは…セウン・プラスチック…に製造  
10  
15 依頼し、上記Pに韓国国内納品したものであり、…完成された縫合糸または縫合糸支持体はPに納品した事実はないと…供述した」

オ 訴外特許出願（甲27）

訴外特許出願は、アイサポート社が平成27年3月13日にした特許出願であり（優先日平成26年3月14日（優先権主張国シンガポール））、発明の名称を「美容増進のためのシステム」とするもので、被告Xを発明者の一人とするものである。  
20 訴外特許出願に係る明細書には、本件図である図2を含め、以下の記載がある。

(ア) 技術分野

本発明は、美容増進のためのシステムに使用されるアンカ、アンカを備える縫合糸アセンブリ、手技キット、および/または美容増進方法に関する。【0001】

25 (イ) 背景技術

フェイスリフト手技のための多くのデバイスおよび方法が、これらの手技によっ

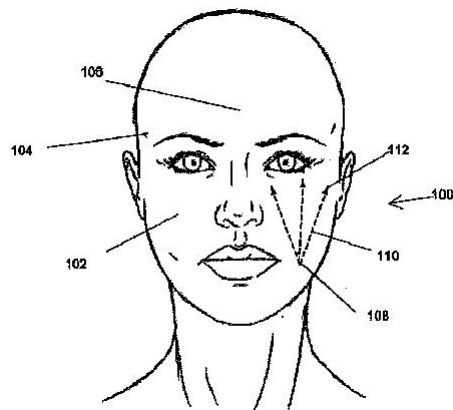
て生じる創傷、瘢痕、および組織切開を最小限に抑える目的で、長年にわたって開発されてきている。そのようなデバイスの 1 つに、有刺縫合糸（barbed suture）がある。（【0002】）

通常、各縫合糸は、針を用いて、棘が針とは離れる方向に向いた状態で、糸張力  
5 とは逆向きに組織に縫合される。数本の縫合糸を適切な位置に挿入した後、次いで顔面組織を手で持ち上げ、棘によってその組織を新しい構成で定位置に保持することができる。次いで、糸にかかる張力を調整し直し、その後約 3～4 個の結び目を用いて最終位置に固定する。次いで、糸を結び目と同一面で切断し、皮膚の下に入れ込む。（【0003】）

10 一般に、これらの従来技術による方法のいくつか、またはすべてで、1 本の縫合糸につき 2 か所の入口/出口創傷が生じることになり得、1 本の縫合糸では切れやすくなることもあり、複数の入口点および出口点、重大な出血が生じることもあり、多量の麻酔剤が必要となり、かつ／又は回復に時間がかかることがある。（【0005】）

（ウ） 発明を実施するための形態

15 例示的な一実施形態によるシステム 100 について、図 1 を参照しながら説明する。システム 100 は、顔面組織の所望の部分に対して、持上げ力を分散させて及ぼすように設計されている。患者の顔には、皺/ひだ、または下垂／たるみが生じることがある。このシステムを用いて、頬 102、こめかみ 104、首、または額 106 の各ゾーンの組織を持ち上げることができる。各ゾーンには、複数の有刺縫合糸が、組織内に、  
20 または組織下に上向きに植え込まれ、したがって入口部位が底部にあり、出口部位はない。（【0026】）



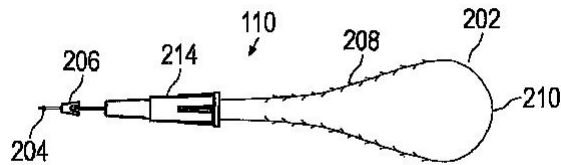
【図 1】

この例示的な実施形態によるシステムでは、非外科的かつ非治療的な完全に美容  
 のための手技のリスクをより低減させることが可能となる。この手技に求められる  
 5 技能は、手技機器による補助のため提言している。この手技に求められる技能が低  
 減するということは、従来技術による方法と比較して、より経験の少ない施術者で  
 も、この手技を行うことができ、また、習得工程が大幅に短縮されることを意味す  
 る。【0027】

このシステムでは、既知の方法と比較して、創傷の数を大幅に低減させることが  
 10 でき、施術者は、いかなる位置でもリフトを行うことが可能となり、目立たない位  
 置に出口部位を設ける必要がない。【0028】

#### 縫合糸

図 2 に示すように、縫合糸アセンブリ 110 は、端部 204 で結ばれたループ状縫合  
 糸 202 を含むことができる。結び目 204 は、隣接するトグル、ストッパ、または固  
 15 締具 206 とともに、頂部でアンカ 114 を形成している。縫合糸 202 は、各側に交互  
 に設けられた棘 208 を含む。底部では、縫合糸 202 は、ループ状の無棘ゾーン 210  
 になっている。棘 208 は、アンカ 114 の方に無棘ゾーン 210 とは離れて傾斜してい  
 る。【0030】



【図 2】

縫合糸 202 は、ポリプロピレンから、またはポリジオキサノンから押出し成形することができる。ポリジオキサノン材料は、生体適合性であり、かつ生体分解性である。したがってフェイスリフト効果は一時的であり、縫合糸は永久に植え込まれたまま残ることはない。このため、合併症のリスクもやはり低減する。【0032】

縫合糸を組織に挿入すると、この無棘ゾーン 210 は、組織の外側に残ることになり、切断除去することができる。事実上、ループ状縫合糸によって、縫合糸が二重に挿入されることになり、その結果持上げ力が増すことになる。【0035】

#### 10      ストッパ

図 4 に示すストッパ 206 は、生体分解性材料から成形することができる。この材料は分解されることになり、ストッパは永久に植え込まれたままとはならない。これによっても、合併症のリスクが低減する。しかし、ストッパは組織の内部に留まり、縫合糸と等しく、または縫合糸よりもゆっくりと分解することになり、したがってリフトの信頼性がシステムの有効期間にわたって保証されることになる。

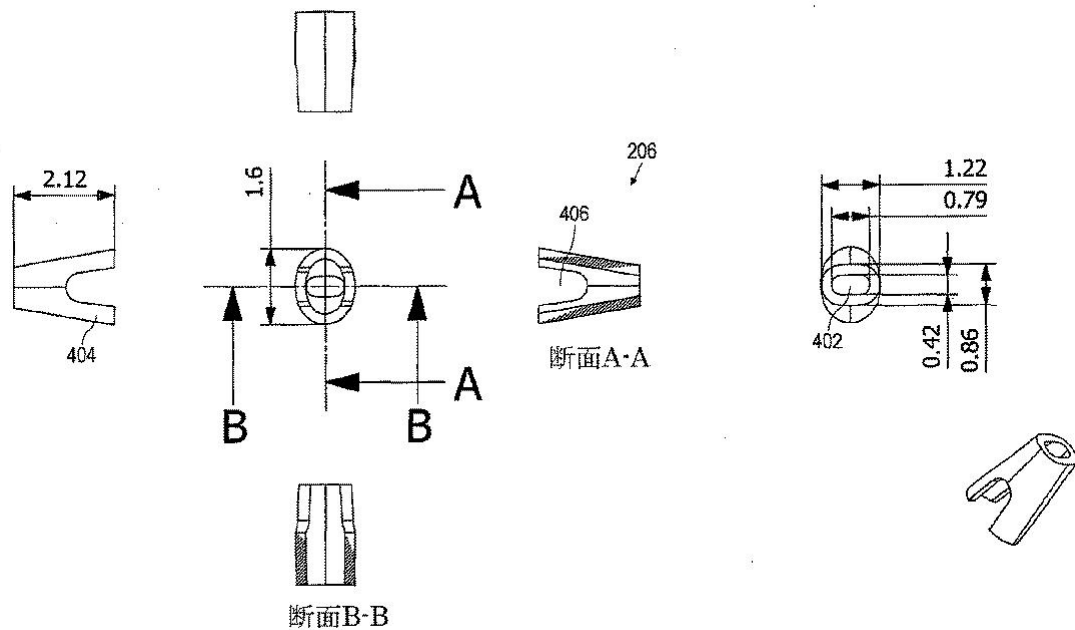
【0036】

ストッパは、縫合糸を定位置に係留させて、棘によって顔面組織にもたらされる持上げ力に対する反力をもたらしことができる。ストッパはまた、あるいは、縫合糸アセンブリ 110 をカニューレに押し込む…ことが可能となるように設けてもよい。

20      【0037】

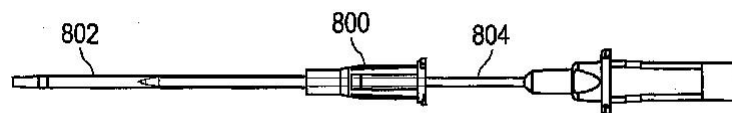
ストッパ 206 は、立方形、球形、円柱形、または円錐形でよい。ストッパ 206 は、直径が楕円の、1 つまたは複数の内部チャネル 402 を有し、この楕円の直径は、その中を通る縫合糸よりも大きく、たとえば 0.4~0.8mm である。図 4 では、ストッパ

206 は、各側のより長い側部に翼部 404 があり、各側のより短い側部に凹部 406 がある切頭楕円錐台外側シェルとして示されている。【0038】



【図 4】

- 5 套管針 800 を、図 8 に示す。套管針 800 は、プラスチックからカニューレ 802 と一体に成形される。図 9 および図 10 は、カニューレ 802 に挿入された金属シャフト 804 を示す。シャフト 804 は、カニューレ 802 から延びる鋭利な先端 806 を有することができる。…カニューレ 802 は、組織に入れる補助となるように、わずかにテーパの付いた先端を有する。【0053】



【図 10】

カ 本件パンフレット

原告が平成 28 年 9 月 28 日に入手した、アイレンズ社の S が第三者に送付した本件パンフレット（甲 25、99）は、製品「FACE UP」のパンフレットであり、以下の

- 15 記載があるほか、訴外特許出願の明細書の【図 1】、【図 2】（本件図）及び【図 10】



が掲載されている。

・「アンカーシステムー アンカーシステムは Face Up 縫合糸の独特な特徴です。アンカーは 8～12 か月かけて完全に吸収される PLGA-Poly(L-lactide-co-glycolide)からできています。」

5      ・「Face Up 縫合糸は、PDO（ポリジオキサノン）から作られています。PDO は、ポリエステル、ポリ（p-ジオキサノン）から作られる生体適合性モノフィラメント合成吸収性物質です。」

・「FACE UP 施術技法 局所麻酔→挿入口を開く→アンカーポイントに向け挿入口を通してカニューレ+ロッドを挿入する→ロッドを引き抜く→縫合糸挿入ハブを  
10 カニューレに取り付ける→ロッドを使い、カニューレを通して縫合糸を押し込む→アンカー上の圧力を維持しつつカニューレを引き抜く→ロッドを引き抜く→細胞組織を再構成ー縫合糸を引っ張って糸の先端を切り整える→同じ挿入口から他の方向へに追加の縫合糸を挿入する」

・「日本に限り、品川美容外科グループが長年にわたり Face Up スレッドリフトを  
15 使っています。…品川美容外科のグループでは毎月 1,000 人を超える患者様が Face Up スレッドを用いた施術を受けています。」

キ 原告製品の輸入報告書の記載

被告医院所属の医師が、平成 24 年ないし平成 25 年頃、原告製品を輸入する際に厚生労働大臣に提出した輸入報告書の別紙商品説明書（甲 11）には、以下の記載が  
20 ある。

・「商品名 J+PRAS YOUNGS LIFT V+Thread 122(V+)/J+PRAS YOUNGS LIFT V+Pointer 100(V+)/J+PRAS YOUNGS LIFT Dream Starter」

・「構造式及び剤型（成分分量） 糸：ポリジオキサノン（PDO）…／コーン：82% L-Lactide 18% Glycolide（生体分解性ポリマー）／カテーテルチューブ：ETTE  
25（Ethylene TetrafluoroEthylene）（医療用）」

・「効能又は効果 コーンを付けた糸を皮下に通すことで、コーンを支えにして皮

膚組織を引上げる。糸の周辺にはコラーゲン繊維が形成され、肌の張りが長時間維持される効果がある。」

ク 被告医院所属医師の輸入報告書

(ア) 被告医院（仙台院）の医師は、平成 25 年 11 月 19 日、レーザー社から縫合糸を輸入する際に、厚生労働大臣に対し、（医療機器）輸入報告書（甲 12）を提出した。同報告書の品名欄には「Face Up-Long」との記載があるほか、同報告書の別紙である商品説明書には、以下の記載がある。

・商品名 「Face Up-Long」

・製造元名称 「Racer Technology Pte Ltd」

・化学名、一般的名称又は本質 「縫合糸」

・構造式及び剤型（成分分量） 「Polydioxanone (PDO) コーン：82%／L-Lactide 18%Glycolide HUB（チューブ）：Polycarbonate」

・用途（効能又は効果） 「皮膚のたるみ、または加齢によるしわをのぼすなどの美容整形手術を希望する患者に対して使用する「極細の医療用縫合糸」／無痛麻酔をした後、当該品と医療用の針を使用して、皮下に通しコーンを支えにして皮膚組織を引き上げる。」

(イ) 輸入報告書

被告 Z は平成 30 年 6 月 8 日に、また、被告医院（渋谷院）の医師は同月 25 日に、それぞれ、レーザー社から糸を輸入する際に、厚生労働大臣に対し、（医療機器）輸入報告書（甲 18、21）を提出した。これらの報告書の記載内容は同一であるところ、その品名欄には「Face Up (Long)」との記載があるほか、その別紙である商品説明書には、以下の記載がある。

・商品名 「Face Up (Long)」

・化学名、一般的名称又は本質 「糸：Polydioxanone (PDO)」

・用途（効能又は効果） 「皮膚のたるみ、または加齢によるしわをのぼすなどの美容整形手術を希望する患者に対して使用する「極細の医療用縫合糸」／無痛麻

酔をした後、当該品と医療用の針を使用して、皮下に通しコーンを支えにして皮膚組織を引き上げる。」

ケ CS 社とアイサポート社のやり取り

CS 社従業員は、2013 年（平成 25 年）12 月 7 日、アイサポート社従業員に対し、  
5 以下の内容を含むメール（甲 92）を送付した。

「CS INC が、12 月 2 日、12 月 5 日に出荷された PC ハブ及び縫合糸、コーン(S,L) について請求書を準備します。／今後は、新会社である 2YM CORPORATION が、これまでの PC ハブ及び縫合糸、コーン（S,L）製品と同じ方法で出荷し請求書をお送りします。…／日本にいる品川の Y さんから…連絡がいくことになるかと思いま  
10 す。」

コ 税関捜索手続の内容等

(ア) 捜査報告書

ソウル税関は、平成 26 年 3 月 7 日、CS 社事務所等の押収捜索手続（税関捜索手続）を行った。その捜査報告書（甲 13、123）には、要旨、以下の記載がある。

15 ・「被疑者の運営する（株）シーエスアイエヌシー事務室において、本件外（株）ジョンジェイコブスメディカル、Q が特許を保有している縫合糸及び医療用糸挿入装置の複製品現品、密輸出の内訳が記載された文書等を発見し、本件犯罪事実証拠物として押収した。」

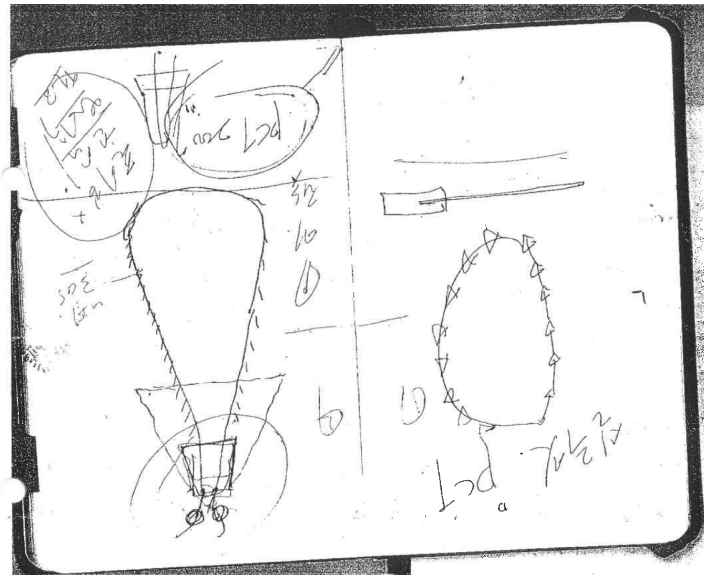
20 ・「押収第 1 号縫合糸の複製品は、縫合糸支持体であるコーン、さかとげ（刺）のある糸、ハブを構成要素とする完成品として（株）ジョンジェイコブスの特許品である縫合糸と外形が正確に一致し、／押収第 2 号のカニューレの複製品、第 3 号スターターの複製品も Q が特許保有している医療用糸挿入装置及びこれを具備した医療用糸挿入キットと外形が一致し、押収第 4 号医療糸は滅菌状態でない医療用糸原糸の状態であるが、糸の表面にさかとげ（刺）があり、押収第 5 号ハブは縫合糸の  
25 構成品の 1 つであり同物品も特許縫合糸完成品の部品であるハブと直径、外郭の突出部、サイズが正確に一致し、押収第 4 号、押収第 5 号物品に縫合糸支持体である

コーンを連結すると押収第1号の物品が完成する等、被疑者の特許品複製の事実が明らかであると判断され」

- ・「…被疑者使用メモ手帳…／上記手帳は、被疑者が2013年に使用した物であり…2ページには2013年9月22日にハブ、コーンの金型が完成される予定である旨  
5 の内容が記載されており…6ページには縫合糸完成品の形状が描かれている。」

(イ) 本件手帳記載の図（甲23）

上記手帳（本件手帳）6頁には、以下の図（写真左頁）が記載されている。



(ウ) 税関捜索手続の押収物の写真

- 税関捜索手続においては、押収物である縫合糸ないし縫合糸支持体の写真が撮影  
10 された（甲24の1～24の9）。



【甲 24 の 3 の写真】（抜粋・拡大したもの）

10 (2) 検討

ア まず、被告製品 1 が本件図により特定される構成を有するか否かについて検討する（なお、被告医院所属の医師が継続的に輸入・使用していた商品が被告製品 1 であるか否かについては、後記争点 6-1（被告翔友会が輸入又は使用していた製品）において検討する。）。

15 イ 前記各認定事実によれば、被告翔友会は、原告との取引中止後の平成 25 年 11 月以降、レーサー社及びアイレンズ社ないしアイサポート社を通じて縫合糸の輸入及び使用をしていたところ、本件パンフレット記載の商品名は「Face Up」であり、被告医院所属医師がレーサー社から輸入していた縫合糸の輸入報告書上の名称も「Face Up」を含むものであること、本件パンフレットには、「品川美容外科グループだけが Face Up 縫合糸リフトを長年使用している」旨が明記されていると共に、  
20 被告翔友会の理事長である被告 X が発明者の一人とされる訴外特許出願の明細書記載の本件図を含む図が記載されていることが認められる。

さらに、P の供述（前記(1)エ(イ)）を踏まえると、被告翔友会は、P の経営する CS 社を通じて組立前の縫合糸ないし縫合糸支持体を輸入していたものと認められるところ、CS 社に対する税関搜索手続で押収された本件手帳の縫合糸完成品の図と本  
25 件図の構造は矛盾するものではなく、また、その際の縫合糸の写真についても、同

写真中には透明の部材と、その尖っていない部分の先端付近には糸が結合している構造が認められるところ、同透明の部材は本件図の 206 と、糸の結合部は同 204 と、いずれも整合的である。

以上の事情を総合的に考慮すると、被告翔友会は、CS 社、レーザー社及びアイサ  
5 ポート社ないしアイレンズ社を通じて、本件図及び訴外特許出願によってその構成が特定される被告製品 1 を輸入及び使用していたものとみるのが相当である。被告製品 1 の材料等に係る他の構成についても、後記 2 のとおり、原告主張の構成を有するものと認められる。これに反する被告らの主張は採用できない。

## 2 争点 2（被告製品 1 の本件発明 1 の技術的範囲への属否）

### 10 (1) 本件明細書の記載

本件明細書（甲 6）には、以下の記載がある。

#### ア 技術分野

本発明は、外科手術に使用される縫合糸に係り、さらに詳細には、結び目をつける作業が不要であり、堅固であって安定して縫合したり、あるいは組織の密着・支  
15 持・固定が可能な縫合糸に関する。【0001】

#### イ 背景技術

縫合糸（suture）は、損傷された筋肉・血管・神経・組織、または傷や手術切開部の連結または縫合のために、かなり以前から使用されてきた。また、縫合糸は、二  
重瞼手術や、老化、皮膚弾力低下、外傷、過用、懷死などによって生ずる組織（tissue）  
20 や皮膚の垂れ下がり、しわなどを除去するための施術などのためにも使用される。縫合糸を使用するリフティング施術は、メスを使用せずに、針及び糸でもって、顔、あご、首、腹部、膣、胸、臀部などのたるんだ皮膚及び組織を挙上してしわを引っ張って広げる技術であり、皮膚を過多に切開する必要がなく、傷痕の発生を最小化  
することができ、手術による出血やむくみが少なくて関心を集めている。【0002】

25 最近では、外部表面に逆とげ（barb）が形成された縫合糸が開発されて使用されているが、逆とげによって、滑り止めがきくという属性を有するので、縫合後、ほ

どけ難いというような長所がある。(【0003】)

縫合糸を使用する施術で重要事項として考慮すべき点のうち一つは、縫合、組織の密着または支持、固定の効果を、安定して長く持続させるために、施術部位で、縫合糸を堅固に維持・固定させる必要があり、また縫合がほどけないように、堅固な結び目装置が必要であり、迅速で安全な施術のために、結び目過程に要する時間及び労力を最小化する必要がある。(【0004】)

ウ 発明が解決しようとする課題

本発明は、施術部位で、さらに堅固に維持・固定され、効果的に組織を付け、縫合及び組織の密着、支持または固定の效果に優れた縫合糸を提供することを目的とする。本発明はまた、結び目工程が不要な縫合糸を提供することを目的とする。本発明はまた、前記縫合糸を含むキットを提供することを目的とする。(【0007】)

エ 課題を解決するための手段

前記目的を達成するために、本発明の一実施形態は、第1末端及び第2末端を有する縫合糸において、第1末端に、切頭円錐状または切頭角錐状の支持体を具備した縫合糸を提供する。さらに具体的には、本発明の一実施形態は、両末端部を貫通する連通孔を具備した切頭円錐状または切頭角錐状の縫合糸支持体が一方の末端(第1末端)に具備された縫合糸であって、前記縫合糸支持体の上側末端部(両末端部のうち小径側)が縫合糸の第1末端の方を向くように、前記連通孔を介して前記縫合糸に結びつけられている縫合糸を提供する。前記縫合糸支持体は、両末端部のうち大径側である下側末端部に、末端から縦方向に切開された部位を一つ以上含む、あるいは下側末端の一部が除去されて末端部の壁に末端から形成された多数の間隙がありもする。このように、切開部位や間隙があれば、組織と接触する面積が広くなり、間隙間に組織の線維素や支持組織が入り込み、縫合糸を引っ張るときに固定力がさらに大きくもなる。(【0008】)

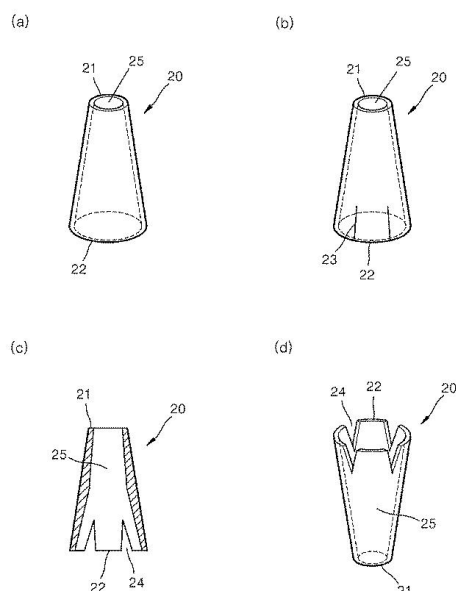
オ 発明の効果

本発明で提供する縫合糸は、縫合組織の密着時、支持時または固定時に、結び目

をつけなくとも安全に実施することができ、縫合糸が施術部位において、堅固に維持・固定され、さらに効果的に組織を押さえつけることができる。また、本発明で提供するキットを使用する場合、医師の熟練度と係わりなく施術が容易であり、簡単であって、優秀な施術効果を達成することができる。【0013】

## 5 カ 発明を実施するための形態

図1は、本発明の一実施形態に使用される縫合糸支持体20を示した図面である。前記支持体は、切頭円錐状または切頭角錐状の形状を有し、両末端部を貫通する連通孔25を具備し、前記連通孔の直径は、縫合糸の直径よりも大きく形成される（図1a）。【0016】



【図1】

本発明の一実施形態に使用される縫合糸支持体は、両末端部のうち大径側である下側末端部に、下側末端22から縦方向に切開された部位23を一つ以上含むか（図1b）、あるいは下側末端の一部が除去され、末端部の壁に、末端から形成された一つ以上の間隙24が形成される（図1c及び図1d）。前記切開部位23の長さや、前記間隙24の大きさや形状は、縫合糸が使用される身体部位及び目的によって適切に調節することができる。【0017】

本発明の一実施形態に使用される縫合糸支持体は、生体内に吸収されない（non-

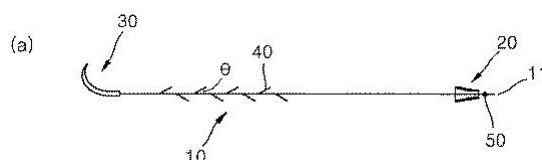


adsorbable) 材料から製造され、または目的によって吸収可能な (absorbable) 材料によっても作られる。例えば、…乳酸 (lactic acid) とグリコール酸 (glycolic acid) とのコポリマーなどを使用することができるが、それらに制限されるものではない。生体内で吸収可能な材料を使用する場合、身体内部の縫合を実施した後、支持体を  
5 除去する必要がないという利点がある。【0018】

本発明の一実施形態として、前記の切頭円錐状または切頭角錐状の連通孔を有する縫合糸支持体は、第 1 末端及び第 2 末端を有する縫合糸において、第 1 末端に結合され、縫合糸は、逆とげを有することができる。前記縫合糸支持体は、両末端部のうち大径側である下側末端部に、下側末端 22 から縦方向に、切開部位 23 を一つ  
10 以上含むか (図 1b)、あるいは下側末端の一部が除去され、末端部の壁に、末端から形成された一つ以上の間隙 24 が形成されたものでもある (図 1c 及び図 1d)。

【0020】

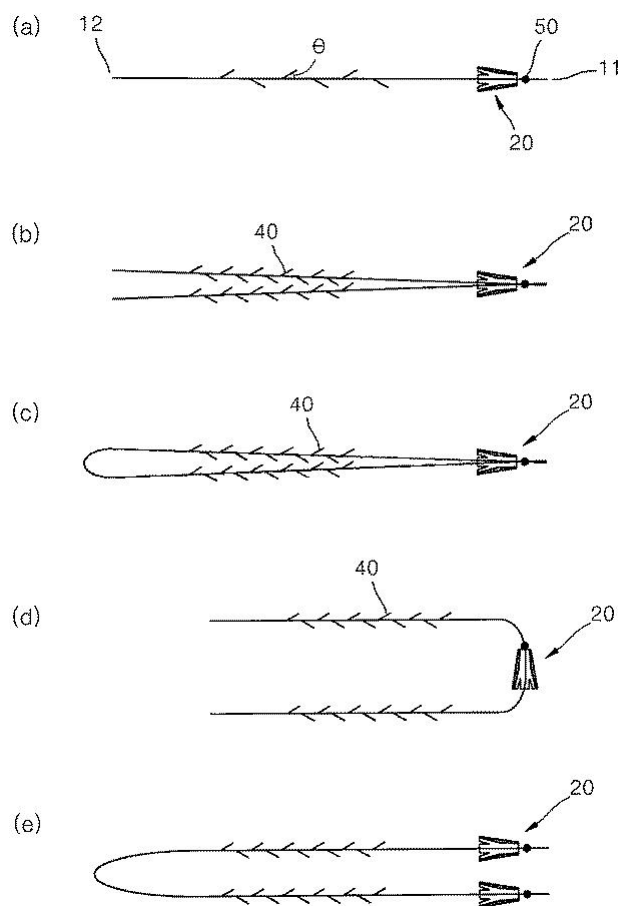
縫合糸支持体を縫合糸に結合する方法としては、例えば、第 1 末端及び第 2 末端を有する縫合糸において、前記縫合糸支持体の両末端部のうち小径側である上側末端部 21 が、縫合糸支持体が結合される縫合糸の一方の末端部の末端である第 1 末端  
15 11 (図 2a) の方を向くように、前記連通孔を介して縫合糸支持体を縫合糸に通す段階と、前記縫合糸の第 1 末端 11、または縫合糸支持体の上側末端部 21 と縫合糸の第 1 末端との間に、縫合糸支持体の上側末端部の孔径よりも大きい結び目 50 (図 2a) をつけたり、あるいは熱などを加えて縫合糸が撚れた部分を形成する段階とを  
20 含み、縫合糸支持体を縫合糸から分離させない方法を使用することができるが、それに制限されるものではない。【0021】



【図 2】

本発明の一実施形態によれば、本発明の縫合糸は、両末端のうち、縫合糸支持体

が結合されない他の一方の末端、すなわち、第 2 末端 12（図 3a）が、針に結合されたり、あるいは結合されていない状態で使用される。（【0022】）



【図 3】

5 図 3 は、本発明の一実施形態による、両末端部を貫通する連通孔を具備し、切頭円錐状または切頭角錐状である縫合糸支持体、あるいは両末端部を貫通する連通孔を具備した切頭円錐状または切頭角錐状であり、下側末端部に切開された部位または間隙を有する縫合糸支持体が、縫合糸支持体の上側末端部 21（両末端部のうち小径側）が縫合糸の第 1 末端 11 を向くように、前記連通孔を介して前記縫合糸に結び  
10 つけられて第 1 末端に具備され、第 2 末端 12 に針が具備されていない状態で使用される縫合糸を示した図面である。前記縫合糸は、逆とげが具備され、縫合糸の表面に形成される逆とげは、前記縫合糸の縦軸と縫合糸の第 2 末端へ向かう逆とげが形成する角度 ( $\theta$ ) が鋭角をなすように前記縫合糸の第 2 末端に向かって傾斜して形

成される。(【0028】)

本発明の一実施形態によれば、逆とげが形成された縫合糸は、例えば、1本、2本、3本または4本以上使用することができ、糸の太さや使用目的によって適切にその数を調節することができる。2本以上である縫合糸からなる場合、各縫合糸が一つの縫合糸支持体の連通孔を通過し、共に結び目がつけられるとか(図3b及び図3c)、または1本の縫合糸が、支持体の連通孔を通過する形態で縫合糸支持体に結びつけられる(図3d)。図3c、図3d及び図3eは、縫合糸に形成された逆とげが、前半部と後半部とが、互いに反対方向に傾斜して形成された1本以上の糸を半分にした後、一方の末端を縫合糸支持体に結合させて製造した例である。(【0029】)

10 本発明で使用される縫合糸は、例えば、高分子材料金属材料または生物学的材料など様々な材料から作られるが、例えば、…ポリジオキサノン(PDO、PDS)のような吸収可能な材質からも作られ、それらに制限されるものではない。(【0031】)

本発明の一実施形態による一方の末端に、…縫合糸支持体を具備した縫合糸を使用する方法としては、例えば、次のような段階を含んでもよい。

15 1)皮膚や組織において、縫合糸支持体を所望の位置に位置させることができるように、針で組織をつき抜き、中空の長い管を皮膚や組織の特定位置に押し入れる段階(a);

2)長い管を介して、本発明の一実施形態による縫合糸支持体20を具備した縫合糸10を、目的とする位置に縫合糸支持体が達するように入れる段階(b);

20 3)皮膚内または組織内の長い管を通過した縫合糸支持体を、外部から押したり、あるいは細い棒で動かないように固定させ、長い管だけ外部に除去する段階(c);

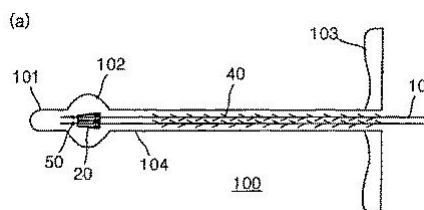
4)前記縫合糸支持体を押し付け、縫合糸を引っ張りながら組織を押し当てる段階(d)。

このとき、使用される縫合糸は、一方の末端に縫合糸支持体を有する1本の逆とげが形成された縫合糸を1本または複数本使用することができ、または、2本以上の逆とげが形成された縫合糸が一つの縫合糸支持体に結合されたものを使用するこ

ともできる。前記方法において、縫合糸支持体は、縫合をほどけさせない結び目の役割を行うだけではなく、縫合やリフティングを行いつつ、糸を引っ張るときに、縫合糸が移動せずに固定されるようにする。下側末端に形成された切開された部分または開いた間隙を有する縫合糸支持体は、固定効果がさらに大きい。従って、リフティング効果を安定して長い間持続させる。縫合糸支持体が結合されていない縫合糸の第2末端に向かって、縫合糸の縦軸と縫合糸の第2末端の方向に向かう逆とげが形成する角度 ( $\theta$ ) が鋭角をなすように傾斜して逆とげが形成されている場合、形成された逆とげは、縫合糸表面とのなす角度によって、縫合糸がリフティングの反対方向に抜けることを防ぎ、組織が引っ張られた状態で維持されるようにする。

長い管を通過させて縫合糸を入れるときには、組織による抵抗がないので良好に通過し、長い管を除去し、縫合糸支持体を押し付け、縫合糸を引っ張りながら組織を押し当てるときも、逆とげと縫合糸とのなす角が鋭角になるように形成された逆とげが、組織の移動に大きい影響を与えないが、組織が反対方向に戻ろうとすれば、その逆とげが抵抗を行う。 (【0032】)

本発明はまた、本発明で提供する縫合糸で、施術を容易に実施させる他の一実施形態のキットを提供する (図 5)。当該キットは、i) 次第に細くなるチップ 101 の形状からなる先端部、ハンドル 103 が形成された後端部、及び前記先端部近辺に形成された、縫合糸に具備された縫合糸支持体の収納部 102 を含み、先端部と後端部とをつなげた状態で縦軸方向に分離される中空の長い管 104、及び、ii) 前記中空の長い管に内蔵された、本発明で提供する縫合糸支持体が具備された縫合糸を含むことを特徴とする。図 5a は、縫合糸支持体が具備された縫合糸が内蔵された中空管の一実施形態を示している。 (【0038】)



【図 5】

(2) 検討

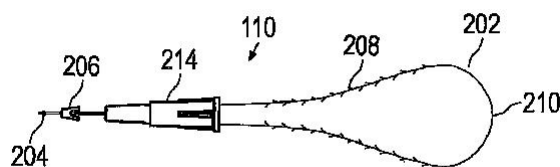
本件明細書の上記各記載のほか、前提事実、前記各認定事実（1(1)）、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおり考えられる。

5     ア 縫合糸支持体の形状（本件発明 1 の構成要件 1-1B、1-2B、1-3B、1-1E、1-1F）

前記 1 のとおり、被告製品 1 は、本件パンフレットの記載ないし本件図及び訴外特許出願によって特定される構成を有するものと認められる。ここで、本件図の「トグル、ストッパ、または固締具 206」（訴外特許出願明細書【0030】）は、本件図によれば、縫合糸 202 の両端が同部材の対向する 2 つの末端部を貫通する構造になっていることが認められるほか、訴外特許出願明細書の図 4 によれば、「ストッパ 206」  
10     が有する「1 つまたは複数の内部チャンネル 402」についても、その両端部を貫通する構成が示されている。その上で、本件図の「ストッパ 206」は、本件図及び上記図 4 によれば、その先端部分が平らな切頭円錐状の形状を有し、かつ、円錐の底部の直径が切頭部の直径よりも大きく、横断面の幅は底面から上面に近づくほど減少していることが示されている。  
15

本件図の「ストッパ 206」につき、本件発明 1 の「縫合糸支持体」（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A）に相当するものとする、その底部は本件発明 1 の「下側末端部」（本件図のストッパ 206 の右端部）の、切頭部は本件発明 1 の「上側末端部」（本件図のストッパ 206 の左端部）に、それぞれ相当するといえる。

20     以上を踏まえると、被告製品 1 の「ストッパ 206」の構造は、本件発明 1 の構成要件 1-1B、1-2B、1-3B、1-1E、1-1F を充足する。



【本件図】

イ 縫合糸及び縫合糸支持体の位置関係等（本件発明 1 の構成要件 1-1A、1-2A、1-3A、1-1D、1-2D、1-3D、1-1G、1-2G、1-3G、1-3I、1-1J、1-2J、1-3J）

本件図の縫合糸 202 は、「縫合糸」（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A 及び 1-1G、1-2G、1-3G）に相当するものであるところ、本件図によれば、縫合糸 202 の結び目 204 は、  
5 左側端部に位置することから、「第 1 末端」（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A）に相当する。一方、縫合糸 202 はループ状の無棘ゾーン 210 付近を右側端部とし、その中央部においてほぼ半分に折り返されていることから、同右端部（無棘ゾーン 210 付近）が「第 2 末端」に相当するものといえる。このため、被告製品 1 は、「前記第 2 末端において閉じた形状を形成」（構成要件 1-1D、1-2D、1-3D）すると共に、「1 本の糸  
10 の略半分で折られた部分が前記第 2 末端になり」（構成要件 1-3I）との構成を有するといえる。

さらに、本件図の「トグル、ストッパ、または固締具 206」を本件発明 1 の「縫合糸支持体」（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A）とみると、これは、本件発明 1 の「第 1 末端」に相当するものである縫合糸 202 の結び目 204 の「近傍」に備えられてお  
15 り、その左端部（「上側末端部」）が「第 1 末端」の方を向くように設けられているといえる。また、縫合糸 202 は、本件図の左側端部に位置する結び目 204 で結ばれているところ（訴外特許出願【0030】）、縫合糸 202 の両端は、本件発明 1 の縫合糸支持体に相当するストッパ 206 の連通孔を貫通した上で、「結び目」を形成していることが認められる。

20 以上を踏まえると、被告製品 1 は、本件発明 1 の構成要件 1-1A、1-2A、1-3A、1-1D、1-2D、1-3D、1-1G、1-2G、1-3G、1-3I、1-1J、1-2J、1-3J をいずれも充足するといえる。

ウ 縫合糸支持体の材料（本件発明 1 の構成要件 1-1C、1-2C、1-3C）

本件パンフレットの記載によれば、被告製品 1 は、縫合糸支持体が 8～12 か月で  
25 吸収可能な PLGA-Poly(L-lactide-co-glycolide)でできているとされている（前記 1(1)カ）。また、本件パンフレットに係る製品名「Face Up」をその名称に含む製品の被

告翔友会所属医師による輸入報告書にも、輸入品である縫合糸支持体につき、生体内で吸収可能な材質を用いていることが記載されている(前記 1(1)ク)。そうすると、被告製品 1 は、「生体内で吸収可能な PLGA 等の材料」(構成 1c) からなるとみられることから、本件発明 1 の構成要件 1-1C、1-2C、1-3C をいずれも充足するといえ

5 る。

#### エ 構成要件 1-2H

訴外特許出願明細書には、「縫合糸を組織に挿入すると、この無棘ゾーン 210 は、組織の外側に残ることになり、切断除去することができる。」(【0035】) と記載されている。この記載は、その発明に係る縫合糸につき、縫合糸支持体に相当するスト

10 ッパ 206 を有する端部側である「第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込む」ことを念頭に置いた使用形態であることをうかがわせる。そうすると、被告製品 1 は、「縫合糸の縫合糸支持体の方から組織内部に貫いて入り込む(構成 1h) 使用形態に用いることができる」といえることから、本件発明 1 の構成要件 1-2H を充足する。

(3) 以上より、被告製品 1 は、本件発明 1 のいずれの構成要件も充足する。したがって、被告製品 1 は、本件発明 1 の技術的範囲に属する。これに反する被告らの主張は採用できない。

15

### 3 争点 1-3 (被告製品 1 の本件訂正発明 2-1 の技術的範囲への属否) について

#### (1) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 A

被告製品 1 は、本件図のとおり、1 本の縫合糸 202 がループ状の形状になり、本

20 件訂正発明 2-1 の縫合糸支持体に相当するストッパ 206 に固定されているものと理解される。また、訴外特許出願明細書には、「ストッパ 206 は、直径が楕円の、1 つまたは複数の内部チャネル 402 を有し、この楕円の直径は、その中を通る縫合糸よりも大きく」(【0038】) とあり、縫合糸 202 は、その一部がストッパ 206 の部材の内部に位置するものとみられる。このため、被告製品 1 は、「一部が縫合糸支持体に設

25 けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」により構成されているといえ(構成 1a')、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 A を充足する。

(2) 逆とげ（本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B、2-1 訂 D 及び 2-1 訂 E）

被告製品 1 は、本件図のとおり、棘 208 を有するところ、棘 208 は、縫合糸 202 の無棘ゾーン 210 を挟んで（訴外特許出願明細書【0030】）、両側部分で、互いに反対方向に傾斜するように鋭角の棘が設けられている。その一方を「前半部」、他方を  
5 「後半部」とすると、被告製品 1 の縫合糸 202 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 B、2-1 訂 D 及び 2-1 訂 E のいずれも充足するといえる。

(3) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 C、2-1 訂 F、2-1 訂 J 及び 2-1 訂 K

被告製品 1 の縫合糸 202 は、無棘ゾーン 210 を有し、これを挟んだ一方を「前半部」、他方を「後半部」とし、各部の左端（ストッパ 206 側）を「第一の末端」、右  
10 端（無棘ゾーン 210 側）を「第二の末端」とすると、ストッパ 206 は、縫合糸 202 に固定される構造になっていることから、「前記前半部の両端のうち第一の末端及び前記後半部の両端のうち第一の末端に具備され」（構成要件 2-1 訂 C）との構成要件を充たす。

また、被告製品 1 の上記「前半部」及び「後半部」のそれぞれは、縫合糸支持体  
15 に相当する「ストッパ 206」の「下端」側、すなわち、「前半部」及び「後半部」の「第二の末端」側（本件図中の 206 部材の右端）から外部に向かって延在していることから、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 F、2-1 訂 J 及び 2-1 訂 K を充足する。

(4) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G

被告製品 1 のストッパ 206 は、本件図及び訴外特許出願明細書の図 4 の断面 A・  
20 A によれば、その側壁の下側端に、上側端方向に向かう凹部 406 が設けられている。これは、「間隙」（構成要件 2-1 訂 G）に相当するものといえることから、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 G を充足する。

(5) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 H、2-1 訂 I 及び 2-1 訂 L

ア 前記 2(3)アのとおり、被告製品 1 は、「縫合糸支持体の横断面の幅は、底面から  
25 上面に近づくほど減少」すると共に、ストッパ 206 が切頭円錐状の形状を有しており、「上端は尖っておらず」との構成を有する。したがって、被告製品 1 は、本件



訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 H 及び 2-1 訂 I を充足する。

イ 前記 2(3)ウのとおり、被告製品 1 は、「縫合糸支持体は、生体に吸収される材質からなる。したがって、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件 21 訂 L を充足する。

5 (6) 本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 M

本件パンフレットの記載によれば、被告製品 1 は、顔の皮膚の垂れ下がりを取り除く施術に用いることが前提となっている。そうすると、被告製品 1 は、「顔、あごの組織若しくは皮膚の垂れ下がりを取り除くための施術に使用される」ものといえ、本件訂正発明 2-1 の構成要件 2-1 訂 M を充足する。

10 (7) 以上より、被告製品 1 は、本件訂正発明 2-1 の構成要件をいずれも充足するから、本件訂正発明 2-1 の技術的範囲に属する。これに反する被告らの主張は採用できない。

4 争点 1-4（被告製品 2 の本件訂正発明 2 の技術的範囲への属否）について

15 事案に鑑み、被告製品 2 につき、本件訂正発明 2 の各構成要件のうち、本件訂正発明 2-1 及び 2-2 の共通する構成要件である構成要件 2-1 訂 H 及び 2-2 訂 G について、まず検討する。

(1) 事実認定

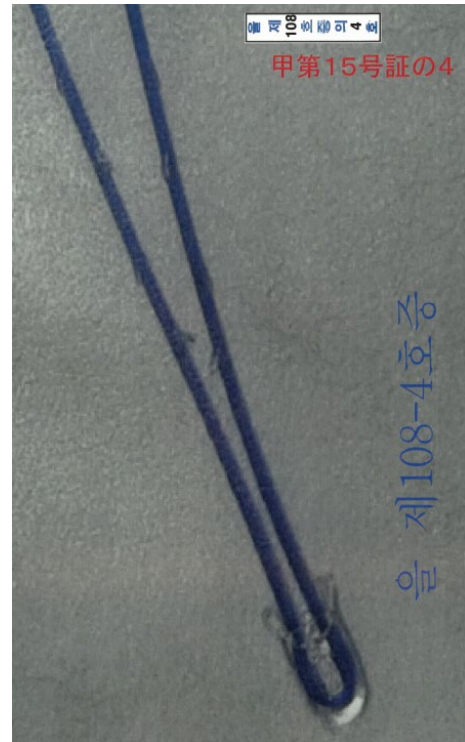
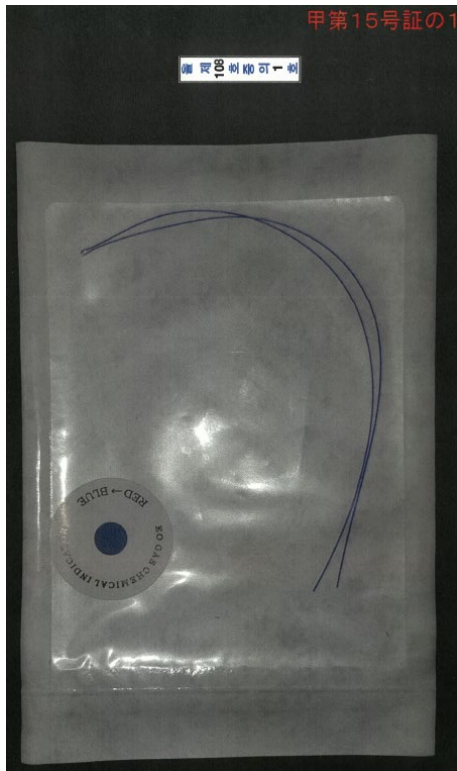
前提事実、前記各認定事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

20 ア 被告製品 2 の形状

(ア) 被告製品 2 の写真

韓国における訴訟で開示された被告製品 2 の構造は、以下の写真のとおりである。

(甲 15)



(イ) 被告製品 2 の設計図

被告製品 2 の設計図は、以下のとおりである。(乙 13)

● (省略) ●

イ 被告 X の宣誓供述書

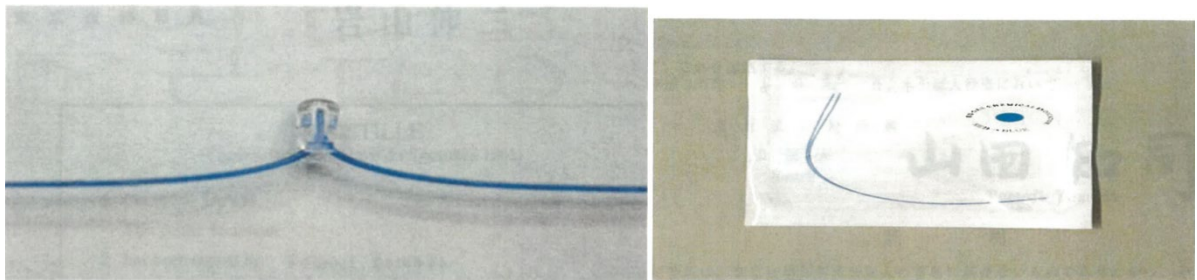
5 被告 X が韓国での裁判において提出した宣誓供述書 (甲 17) には、以下の記載がある。

「2. 翔友会は 2012 年 6 月から 2013 年 10 月までジョン・ジェイコブス社と YOUNGS LIFT キットを取引しましたが、当時は、“夢のリフト”という名称でフェイスリフトの施術をしていました。品川が使用した“夢のリフト”という名称は“施  
10 術名”であって、特定製品を称したものではありません。当時、“夢のリフト”という施術名でフェイスリフト施術に使用した製品はジョン・ジェイコブス社の製品の他にも、韓国ハンス・バイオのミントリフト…、アプトスハッピーリフト製品…など様々な製品がありました。」

「3. ジョン・ジェイコブス社との取引終了後、品川ではより効果的に患者の満

足度を高めるため、ヒアロンサンと一緒に使用して施術する方法を開発し、新しい  
施術方法を導入し、一般的に使用していた”face up”という名称に施術名を変えまし  
た。当時、品川は、海外数社から輸入したアプトスハッピーリフト…、ミントリフ  
ト…、omega v リフト…、シルエットリフト…、TESTLIFT…、フェイスアップ…な  
5 ど多様な製品を”face up lifting”という名称一つに施術名で使用しました。」

「4. その内、フェイスアップ（写真 6 添付）という製品は、シンガポールのア  
イレンズ社を通して輸入した製品で、その構成は、支持体（anchor）と縫合糸で組み  
立てられる形ですが、写真のように支持体（anchor）は片側だけに穴（hole）があり、  
他の面はふさがっていて、縫合糸が通過できない形です。縫合糸は、支持体の内部  
10 に “U 字”型に形成されている穴（hole）に沿って支持体に挿入されて挿入された方  
向に出るように支持体と組み立てられます。つまり、結び目がないひとつのライン  
の縫合糸の中間部分が支持体と結合されています。品川病院は 2013 年 11 月頃から  
上記 3 のような様々な製品を試用した後、このフェイスアップの製品の開発に関与  
し購入するようになったものです。」



【写真 6】（抜粋）

「7. 品川が現在使用している施術名は“美肌アモーレ”という名称として、これ  
も特定した糸や特定の製品を称するのではなく、リフトの施術名であり使用する製  
品は多様で、患者の顔に合わせて糸を使用しています。」

20 ウ 「ほど」の辞書的意義

広辞苑第 6 版（平成 20 年発行。乙 7）によれば、「ほど」（助詞）とは、「①お  
よその時間であることを示す。…②ころあい。程度。度合。…③数量の程度。…④

理由。故。…⑤あることに比例する意を表す。…」の意であることが認められる。

## (2) 検討

本件訂正発明 2 に係る特許請求の範囲の記載によれば、「縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し」（構成要件 2-1 訂 H、2-2 訂 G）とある  
5 もものの、それ以外に本件訂正発明 2 に係る「縫合糸支持体の横断面の幅」の形状に関する記載はなく、「ほど」の語により特定される本件訂正発明 2 の構成は必ずしも明確でない。

そこで、本件明細書の記載を参酌すると、「一実施形態」として、「切頭円錐状または切頭角錐状の縫合糸支持体」が示されている（【0008】、図 1 等）一方で、縫合  
10 糸支持体の他の形状ないしその横断面の幅に関する記載はなく、また、縫合糸支持体の形状ないしその横断面の幅に関する構成が本件訂正発明 2 において果たす機能ないし効果に関する記載も見当たらない。

これらの事情に、「ほど」の辞書的意義を併せ考慮すると、「縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し」（構成要件 2-1 訂 H、2-2 訂 G）とは、  
15 縫合糸支持体の横断面の幅が、下端から上端へ近づくに伴い、比例的に減少することを意味すると解される。

しかるに、前記(1)認定の各事実によれば、被告製品 2 の縫合糸支持体は、下端部に設けられた弾性片以外の範囲では、下端から上端に近づいても、横断面の幅が変化しておらず、その横断面の幅は、「下側から上側に向かってまっすぐ延びた後に上  
20 端部近傍において僅かに減少」しているものと認められる。そうすると、被告製品 2 は、その縫合糸支持体の横断面の幅が下端から上端へ近づくに伴い比例的に減少するものとはいえず、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 H 及び 2-2 訂 G をそれぞれ充足しない。

## (3) 小括

25 以上のとおり、被告製品 2 は、本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 H 及び訂 2-2G をそれぞれ充足しないから、その余の点につき論ずるまでもなく、被告製品 2 は本

件訂正発明 2 の技術的範囲に属しない。したがって、被告製品 2 については、本件特許権 2 を侵害するものとはいえない。これに反する原告の主張は採用できない。

5 本件特許 1 のサポート要件違反（争点 2-1）について

5 本件明細書の記載（【0007】）によれば、本件発明 1 が解決しようとする課題は、「施術部位で、さらに堅固に維持・固定され、効果的に組織を付け、縫合及び組織の密着、支持または固定の効果に優れた縫合糸を提供すること」（課題 1）、「結び目工程が不要な縫合糸を提供すること」（課題 2）及び「前記縫合糸を含むキットを提供すること」（課題 3）の 3 つと理解される。

10 本件発明 1 はいずれも、縫合糸の第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備え（構成要件 1-1A、1-2A、1-3A）、縫合糸は、縫合糸支持体の上側末端部を基準にして第 1 末端の側において 2 本の縫合糸からなっており、結び目を有する（構成要件 1-1D、1-2D、1-3D）。そのため、本件発明 1 においては、いずれも施術時において結び目工程が不要であるといえるから、本件発明 1 は、少なくとも「結び目工程が不要な縫合糸を提供すること」との課題（課題 2）を解決するものといえる。

15 サポート要件は、発明公開の代償として特許権という独占的排他的権利を付与する特許制度の趣旨に鑑み、発明の詳細な説明の記載によって特許請求の範囲記載の発明が裏付けられていることを求めるものであるところ、発明の詳細な説明の記載から特許請求の範囲記載の発明について複数の課題を把握できる場合、その複数の課題の全てが当該発明により解決されると認識できなければ、サポート要件を充さないとするまでの必要はなく、当該発明によりいずれかの課題が解決できるものと認識できれば足りるというべきである。

本件発明 1 については、上記のとおり、少なくとも本件明細書記載の課題 2 を解決するものと理解される以上、本件発明 1 につき、サポート要件違反は認められない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

25 6 乙 47 発明 1～3 に基づく本件発明 1 の新規性欠如（争点 2-2）及び本件訂正発明 2-2 の新規性欠如（争点 3-7）

(1) 本件各特許の優先日はいずれも平成 23 年 12 月 27 日であるのに対し、乙 47 文献の公告日は平成 24 年 4 月 2 日である。このため、乙 47 発明は、本件発明 1 及び本件訂正発明 2-2 に係る「特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて講習に利用可能となった発明」

5 (特許法 29 条 1 項 3 号) に当たらない。したがって、その余の点につき論ずるまでもなく、乙 47 発明との関係で本件発明 1 及び本件訂正発明 2-2 がそれぞれ新規性を欠くとはいえない。

(2) これに対し、被告らは、本件発明 1-1, 1-3 及び本件訂正発明 2-2 は、乙 47 文献に既に記載されたものであり、これらの発明につき本件基礎出願は最初の出願ではないから、本件基礎出願に基づく優先権主張はできない旨主張する。しかし、パリ条約による優先権主張の基礎とすることができるのは、同条約の同盟国における最初の出願のみであり、これは、優先権主張に係る複数の出願の中で最初にされた出願を意味するところ、乙 47 文献に係る出願は本件各特許に係る出願において優先権の主張はされていない。そうである以上、この点に関する被告らの主張は採用  
10  
15 できない。

## 7 乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の無効理由の有無（争点 2-3）

### (1) 乙 34 文献の記載

乙 34 文献には、以下の記載及び図がある。

#### ア 発明の属する技術分野

20 この発明は、縫合糸を体内で固定する器具に関し、特に、縫合糸を一旦、組織内に置いたあと、結び目を作ることなしに、縫合糸を体内で固定する器具に関するものである。また、この発明は組織を近づけ、縫合糸を所定の位置に固定する、そのような器具の使用方法に関するものである。〔0001〕

#### イ 従来の技術および発明が解決しようとする課題

25 傷ついた組織や引き裂かれた組織を縫合糸を使用して近づけることは、当該技術分野で知られている。多くの場合、縫合糸を組織に通して輪にし、次に 2 つの端部

を嚴重に固定する。縫合糸を固定する従来技術の方法では、結び目を作る。他の方法では、種々の突出部を有する細糸を用意し、細糸をそのような突出部の１つに固定する。…そのような縫合糸は、柔らかい組織内の損傷を近づけるためや、柔らかい組織を骨につけるために使用することができる。(【0002】)

#### 5 ウ 課題を解決するための手段

この発明は、摩擦力に頼る縫合糸固定器具を提供する。一つの態様では、縫合糸をテーパ状または階段状のカニューレを有するアンカーに通す。次に、縫合糸を組織に通し、欠陥の反対側に設置した第２のアンカーに通すかまたは第２のアンカーの周りに回し、カニューレに通して戻し輪にすることができる。縫合糸の一端に結び目またはビーズを設けてもよい。外科医が第２の端部を引張ると、結び目またはビーズがカニューレに入り、２つのアンカーをお互いの方に引張り、次に両ストランドが引き張られてカニューレに食い込む。他の態様では、結び目またはビーズの代わりに、引き解け結びを第１の端部に設ける。第２の端部を引き解け結びに通すことができる。再び、外科医が第２の端部を引張ると、引き解け結びがテーパ状または階段状のカニューレに入り、２つのアンカーを一緒に引張り、両ストランドを引き張ってカニューレに押し込む。(【0003】)

アンカーは、ステンレス鋼、チタン、コバルト、クロム及びポリエチレンのような生体適合性材料で製造することができる。好ましくは、ポリラクティック酸やポリラクティックグリコール酸などの生分解性材料もまた使用することができる。…縫合糸を、当該技術分野で知られているような再吸収性材料や非再吸収性材料で製造することができる。(【0009】)

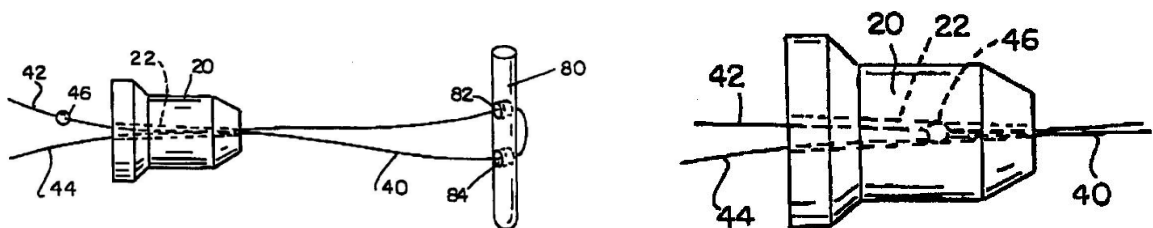
従って、この発明の一つの態様では、縫合糸を収容するカニューレを有するアンカーと、縫合糸を所定の位置に固定する固定機構とを備えた、縫合糸を所定の位置に固定する器具を提供する。固定機構は、カニューレ内に食い込む大きさのビーズや結び目やくさびを備えていてもよく、また、固定機構は、固定リングを備えていてもよい。カニューレは、円柱形のテーパ状または階段状であってもよい。(【0010】)

## エ 発明の実施の形態

図 1 はこの発明の縫合糸固定器具を、その器具を用いることができる結合状態について概略的に示している図である。図示する実施形態では、縫合糸 40 は、アンカー 20 のカニューレ 22 を通る。縫合糸は、第 2 のアンカー 80 を通って、または第 2 のアンカー 80 を回って輪を作り、次にカニューレ 22 を通って元に戻る。使用に際して、アンカー 20 と第 2 のアンカー 80 を、柔らかい組織の欠陥…の反対側に設置し、縫合糸 40 を、その欠陥を接合するために使用することができる。〔0014〕

図示するように、第 2 のアンカー 80 に 2 つの孔 82、84 を設ける。縫合糸 40 は第 1 のアンカー 20 から第 2 のアンカー 80 に延び、第 1 の孔 82 を通って輪を作り、第 2 の孔 84 を通って第 1 のアンカー 20 に向かい元に戻る。他の方法では、第 1 のアンカー 20 に戻る前に通過する 1 つの孔を第 2 のアンカー 80 に設けてもよい。他の実施形態では、第 2 のアンカー 80 に単一の縦方向のカニューレ挿入部を設け、縫合糸 40 をそれに通してもよく、また、第 2 のアンカー 80 に孔を設けず、縫合糸 40 を単に第 2 のアンカー 80 の上で輪にしてもよい。ある場合には、第 2 のアンカーを必要とせず、縫合糸を単に組織の上や組織に通して輪にする。〔0015〕

また、図 1 を参照すると、縫合糸 40 に第 1 の端部 42 と第 2 の端部 44 とを設ける。図示するように、第 1 の端部 42 にビーズ 46 を設け、カニューレ 22 はテーパ形状である。外科医が縫合糸 40 の第 2 の端部 44 を引張ると、ビーズ 46 がカニューレ 22 に入る。引張り続けると、ビーズ 46 は第 2 のアンカー 80 に向かってアンカー 20 を引き、例えば、組織の欠陥を閉じたり、柔らかい組織を骨に固定する。アンカー 20 を完全に設置するとき、ビーズ 46 がカニューレ 22 にくい込み、ビーズ 46 がカニューレ 22 内に第 2 の端部 44 を固定する。〔0017〕



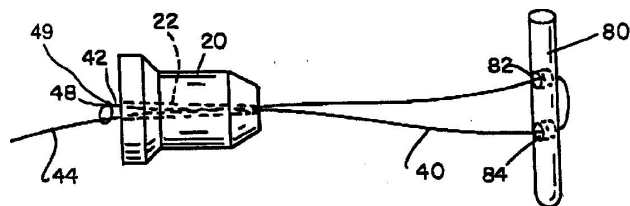


【図 1】

【図 2】

図 2 は縫合糸 40 を引き張り所定の位置に固定した後の図 1 のアンカー 20 を示す図である。…ビーズ 46 は、縫合糸 40 を所定の位置に固定するのに十分な大きさの縫合糸 40 の結び目であってもよい。【0018】

5 図 4 は別の実施形態を示す図である。縫合糸 40 の第 1 の端部 42 に引き解け結び 48 を設ける。図 1 に示す実施形態と同様に、アンカー 20 にテーパ状でも階段状でもよいカニューレ 22 を設ける。好ましくは、第 2 の端部 44 を引き解け結び 48 の輪 49 に通すのがよく、輪 49 をわずかに張ってもよい。外科医が第 2 の端部 44 を引張ると、引き解け結び 48 がアンカー 20 を第 2 のアンカー 80 に向かって押し始めるま  
10 で、引き解け結び 48 は第 2 の端部 44 に沿って末端に移動する。図 1 のビーズ 46 と同様に、引き解け結び 48 はカニューレ 22 にくい込み、縫合糸を所定の位置に固定する。【0019】



【図 4】

## 15 オ 発明の効果

以上のように、この発明によれば、縫合糸を一旦、組織内に置いたあと、結び目を作ることなしに、縫合糸を体内で固定することができる。【0033】

### (2) 乙 35 文献の記載

(“FIG.”とは「図」を意味する。以下同じ)

## 20 ア 発明の分野

本発明は、一般的には、組織縫合用の装置に関し、特に、切開痕または創傷の縫合用、および整形外科のような外科手術における組織近置用の装置に関する。

【0002】

## イ 発明が解決しようとする課題

本発明の一般的な目的は、組織を縫合するための改良された装置を提供することにある。本発明のより特定の目的は、創傷縫合、組織近置、組織支持、組織懸下、および／または組織固定用の改良された装置を提供することにある。本発明のさらに特定の目的は、整形外科手術、具体的には、顔面リフトおよび顔面輪郭形成を目的とする最近になって注目されている非外科的最小侵襲性整形外科手術に特に有利である改良された縫合糸装置を提供することにある。【0011】

#### ウ 課題を解決するための手段

本発明によれば、第1の端および第2の端を有する細長い柔軟体と、複数の組織係合要素であって、それぞれが貫通孔を画定し、細長い柔軟体上に受け入れられる、複数の組織係合要素と、細長い柔軟体に作られた複数の結び目であって、それぞれが該孔よりも大きく、組織係合要素を細長い柔軟体上に直列配置で保持する、複数の結び目と、前記細長い柔軟体上に支持された細長い多孔性組織結合スリーブと、を備える縫合糸が提供されている。【0014】

#### エ 発明を実施するための形態

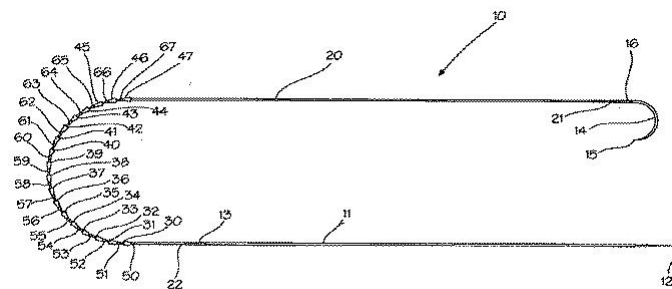


FIG. 1

15

図1は、番号10によって総称的に示される本発明によって構成された縫合糸アセンブリの側面図を示している。概観すると、縫合糸アセンブリ10は、4つの基本要素、すなわち、略直線体11、細長い柔軟体20、複数の組織係合要素30~47、および湾曲体14を備えている。…柔軟体20は、以下の図4および図5においてさらに詳細に述べる複数の組織係合要素30~47をさらに支持している。ここでは、組織係合要素30~47が、それらの構造に関して実質的に互いに同一であり、柔軟体20上に受け入れられていることに留意すれば、十分である。加えて、組織係合要素30

20

～47 は、縫合糸アセンブリが組織と係合するときその縫合糸アセンブリに方向性特性を与える略円錐状構造を備えている。(【0018】)

本発明の縫合糸アセンブリは、種々の創傷縫合手術、組織近置手術、組織支持手術、組織懸下手術、および／または組織固定手術に用いられるのに、適している。

- 5   しかし、…本発明の縫合糸アセンブリは、美容整形手術中の顔面リフトまたは顔面輪郭形成を含む手術に用いられるのに、特に適している。このような美容整形手術での使用中に、組織係合要素 30～47 にてもたらされる方向性把持または方向性特性により、縫合糸のリフト能力および輪郭形成能力がさらに高められることになる。縫合糸の好ましい製造法によれば、縫合糸の全体が、ポリプロピレンのようなモノ
- 10   フィラメント材料から形成されている。代替的に、PDF のような吸収性材料が用いられてもよい。いったん皮膚下に挿入されると、組織係合要素 30～47 の方向性特性が、組織に対して永久的支持構造をもたらし、組織のリフトおよび輪郭形成を実現することになる。(【0019】)

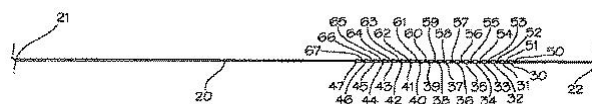


FIG. 2

- 15   図 2 は、縫合糸アセンブリ 10 の縫合糸部分の側面図を示している。…本発明の縫合糸は、ポリプロピレンのような材料から形成される細長の柔軟体、好ましくは、細長の柔軟モノフィラメント体 20 を備えている。…複数の組織係合要素 30～47 が、柔軟体 20 に嵌め込まれている。以下の図 3 に良好に示されているように、柔軟体 20 は、複数の結び目（図 1 では、結び目 50～67）を画定するように、結ばれている。結び目 50～67 は、柔軟体 20 上に略均等な間隔で離間して配置され、柔軟体 20
- 20   上での組織係合要素 30～47 の運動を制限するのに利用されることになる。従って、組織係合要素 30～47 が、柔軟体 20 上に順次配置されること、および組織係合要素の各々が柔軟体 20 の端 22 に嵌め込まれると、複数の結び目 50～67 の対応する 1 つが、該組織係合要素の前に形成されることは、明らかだろう。(【0021】)

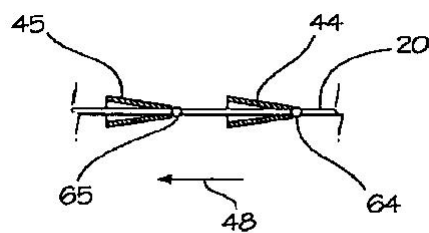


FIG. 3

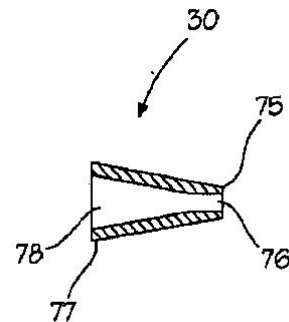


FIG. 4

図 4 は、組織係合要素 30 の断面図を示している。組織係合要素 30～47（図 1 参照）が、それらの構造に関して実質的に互いに同一であることは、当業者にとって明らかだろう。…さらに具体的に、組織係合要素 30 は、略切頭円錐形状であり、狭  
5 端 75 および張出し端 77 を画定している。端 75 は、柔軟体 20 にぴったりと嵌合する大きさの孔 76 を画定している（図 2 参照）。張出し端 77 によって、その内部 78 をなす空間が大きくなっている。組織係合要素 30 の円錐形状は、張出し端 77 および内部 78 が開いている特徴と協働して、要素 30 に大きな組織係合特性をもたらすことになる。（【0023】）

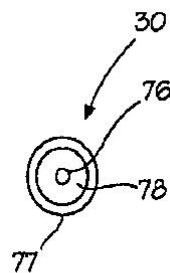


FIG. 5

図 5 は、張出し端 77 および内部 78 を示す、組織係要素 30 の後面図を示している。また、図 5 には、組織係合要素の端 75 を通る孔 76 の拡がりが見られている。（【0024】）

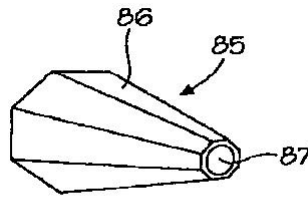


FIG. 11

図 11 は、本発明のさらに他の代替的实施形態によって構成された組織係合要素の斜視図を示している。…図 11 は、本発明の多側面を有する実施形態を示している。この実施形態では、テーパの付いた組織係合要素の外面が、複数の小面を画定  
5 している。具体的に、図 11 では、組織係合要素 85 は、貫通孔 87 を画定している。組織係合要素 85 は、狭端および広端を画定するように全体的にテーパが付され、その外面が複数の小面 86 によって覆われている。([0031])

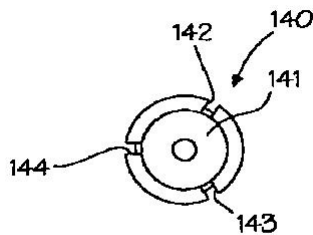


FIG. 12A

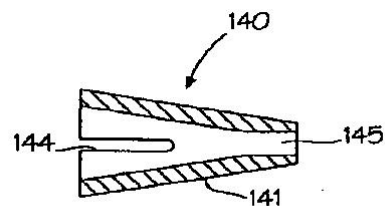


FIG. 12B

正面図および断面図をそれぞれ示している図 12A および図 12B を一緒に参照す  
10 ると、組織把持要素 140 は、前側開口 145 を有する切頭円錐体 141 を画定している。円錐体 141 は、複数の細長い長孔 142、143、144 をさらに画定している。長孔 142、143、144 は、組織係合要素 140 の組織結合または組織係合をさらに促進することになる。([0032])

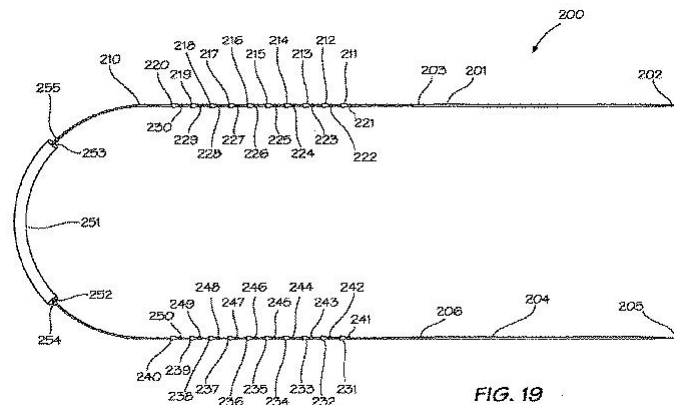


FIG. 19

図 19 は、番号 200 によって総称的に示される本発明の代替的实施形態によって構成されている完成した縫合糸構造の側面図を示している。…縫合糸アセンブリ 200 は、組織係合要素を有していない柔軟体の細長部分をさらに備え、この柔軟体の細長部分が、その部分上に位置決めされた細長い組織結合スリーブを支持している点において、前述した縫合糸アセンブリと異なっている。前述したように、組織結合スリーブの機能は、縫合糸 200 の把持特性および組織係合特性をさらに高める機構をもたらすことにある。基本的に、組織結合スリーブの多孔性構造によって、組織が多孔内に成長し、スリーブ、従って、縫合糸を患者の組織に強力に結合させることが可能になる。本発明の縫合糸は、吸収性材料または非吸収性材料を含む種々の移植可能材料を用いて、製造されてもよい。 (【0040】)

さらに具体的に、縫合糸アセンブリ 200 は、鋭利な端 202、205 をそれぞれ有する 1 対の細長い略弾性ニードル 201、204 を備えている。ニードル 201、204 は、それぞれ、取付け端 203、206 をさらに画定している。細長い柔軟体 210 は、ニードル 201、204 の端取付け部 203、206 間に固定されている (【0041】)

前述の製造法によれば、細長い柔軟体 210 は、対応する複数の結び目 221～230 によって柔軟体 210 上に位置決めされた複数の互いに離間した組織係合要素 211～220 を支持している。さらに、細長い柔軟体 210 は、対応する複数の結び目または他の位置決め要素 241～250 によって細長い柔軟体 210 上に位置決めされた第 2 の複数の組織係合要素 231～240 を支持している。 (【0042】)

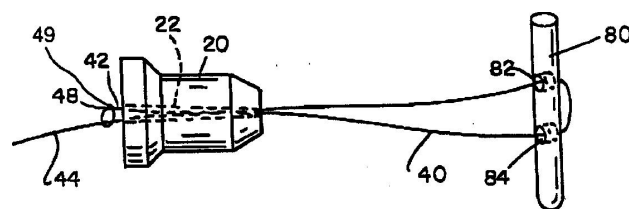
本発明の代替的实施形態によれば、細長い柔軟体 210 は、組織係合要素 211～220 および 231～240 を有していない部分を画定している。細長い組織結合スリーブ 251 が支持されるのは、細長い柔軟体 210 のこの部分である。【0043】

好ましい製造法では、スリーブ 251 は、細長く、いくらか柔軟で、スリーブ 251 が細長い柔軟体 210 上に支持されることを可能にする中心通路を画定している。さらに本発明の好ましい製造法によれば、スリーブ 251 は、好ましくは、ゴアテックス (gortex) または他の適切な移植可能材料のような材料から形成されている。スリーブ 251 の好ましい機能は、スリーブ 251 の略多孔性の構造が、患者内の組織をスリーブ 251 の本体内に成長させ、または該本体に結合させることによって、発揮されることになる。この過程は、患者の組織がスリーブ 251 の本体内に延在するかまたは結合するにつれて、組織把持能力を高めることになる。【0044】

(3) 乙 34 発明に基づく本件発明 1-3 の新規性欠如 (争点 2-3-1) 及び乙 34 発明等に基づく本件発明 1 の進歩性欠如 (争点 2-3-2)

ア 新規性欠如について

乙 34 文献の記載 (【0003】、【0019】) によれば、乙 34 発明は、縫合糸 40 の第 2 の端部 44 を引っ張ることで、縫合糸 40 の第 1 の端部 42 に設けられた「引き解け結び 48」がアンカー 20 (縫合糸支持体) に対して移動してカニューレ 22 に食い込み、摩擦力により縫合糸を固定する構成を有するものと理解される。しかし、この「引き解け結び 48」は、「好ましくは、第 2 の端部 44 を引き解け結び 48 の輪 49 に通すのがよく」とあるとおり、縫合糸 40 の第 2 の端部 44 には「引き解け結び 48」の輪 49 に通されることが推奨されているのみで、第 2 の端部 44 側に結び目を設けることは必ずしも要しないこととされている。



【図 4】

また、本件発明 1-3 は、縫合糸の第 1 末端の近傍に縫合糸支持体を備えた上で（構成要件 1-3A）、縫合糸は縫合糸支持体の上側末端部（直径の小さい方）を基準として、縫合糸の第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなり、この 2 本が結び目を有する構成となっており（構成要件 1-3D）、これにより、施術時に結び目工程を不要とし、本件発明 1 にいう「結び目工程が不要な縫合糸を提供する」との課題を解決するものである。他方、乙 34 発明では、縫合時に結び目である「引き解け結び 48」がカニューレ 22 の中に移動する工程を経て初めてアンカー 20（縫合糸支持体）と縫合糸 40 が結合されるものであると共に、第 1 の端部 42 にのみ「結び目」を有するものである。

このように、乙 34 発明は、結び目に相当する「引き解け結び 48」が移動する工程を要する点及び第 2 の端部 44 に結び目がない点において、本件発明 1-3 の「縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、結び目を有し」との構成（構成要件 1-3D）を有しておらず、少なくともこの点において本件発明 1-3 と相違するものといえる。

したがって、本件発明 1-3 につき、乙 34 発明により新規性を欠くものということとはできない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

#### イ 進歩性欠如について

乙 34 発明は、「摩擦力に頼る縫合糸固定器具を提供する」もので、「外科医が第 2 の端部を引張ると、…引き解け結びがテーパ状または階段状のカニューレに入り、2 つのアンカーを一緒に引張り、両ストランドを引き張ってカニューレに押し込む」ように作用するものである（乙 34 文献【0003】）。しかるに、乙 34 発明の「第 1 の端部」と「第 2 の端部」の 2 本につき、縫合糸支持体に相当する「アンカー 20」の上側末端部を基準にして第 1 末端の側からカニューレ 22 内に移動できない「結び目」を形成してしまうと、上記作用は阻害されることになる。

他方、乙 35 発明において、「結び目 50～67 は、柔軟体 20 上に略均等な間隔で離間して配置され、柔軟体 20 上での組織係合要素 30～47 の運動を制限するのに利用



される」ものであり、「組織係合要素 30～47 が、柔軟体 20 上に順次配置されること、および組織係合要素の各々が柔軟体 20 の端 22 にはめ込まれると、複数の結び目 50～67 の対応する 1 つが、該組織係合要素の前に形成される」ものである（乙 35 文献【0021】）。このような乙 35 発明の構成は、正に乙 34 発明の作用を阻害することになるものといえる。

このため、乙 34 発明に乙 35 発明を適用し、上記相違点に係る本件発明 1-3 の構成を採用することは、当業者であつても容易になし得ることではない。

したがって、本件発明 1-3 につき、乙 34 発明を主引用例として進歩性を欠くということとはできない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

#### 10 8 乙 36～38 発明に基づく本件発明 1 の進歩性欠如（争点 2-4）

##### (1) 乙 36 文献の記載

乙 36 文献には、以下の記載がある。なお、乙 36 文献～乙 38 文献の出願人は共通しており、乙 37 文献及び乙 38 文献には、以下の乙 36 文献の各記載とおおむね同様の記載がある。

#### 15 ア 技術分野

本開示は、概して、外科用デバイスの分野に関し、さらに詳細には、縫合糸などの係留デバイスに関しており、該係留デバイスは、表面に沿って配置されたアンカを有するループを含む。（【0002】）

縫合糸は、一般的に、遠位端において結び目を利用することにより、縫合糸の端を組織の中に固定し、組織を通る自由端の運動を可能にする。結び目を結ぶことが、手順に時間を加え、そして、追加の塊の材料が創傷部位に残される結果となり得る。この分野の改善が所望されている。（【0004】）

##### イ 課題を解決するための手段

本開示は、固定する方法に関し、さらに詳細には、係留デバイスを使用して組織を固定する方法に関する。（【0006】）

一部の実施形態において、係留デバイスは、エンドエフェクタを含み、該エンド

エフエクタは、ループのセグメントが、体組織の外側に残るように、組織を通るループの少なくとも一部分の運動を制限する。特定の実施形態において、エンドエフエクタは、近位方向のループの運動を防ぐために組織に係合する。【0008】

5 本開示はまた、係留デバイスを想定し、該係留デバイスは、近位端と遠位端とを含む細長い本体であって、細長い本体の近位端は、自由端において終端し、前記細長い本体の前記遠位部分は、ループを形成する、細長い本体を備え、ループは、ループの表面に沿って配置された第1の複数のアンカを含み、そして、ループはさらに、少なくとも1つのエンドエフエクタを含む。【0009】

10 特定の実施形態において、エンドエフエクタは、バーブ、結び目、綿撒糸、およびバットレスからなる群から選択される。他の実施形態において、エンドエフエクタは、組織を通る近位方向のループの遠位セグメントの運動を制限するように構成され、かつ、そのために寸法を合わされた材料の塊である。一部の実施形態において、エンドエフエクタは、ループと一体であり得、あるいは、エンドエフエクタは、ループに固定される別個のデバイスであり得る。代替の実施形態において、エンド  
15 エフエクタは、ループのセグメントが、体組織の外側に残るように、組織を通るループの少なくとも一部分の運動を制限する。【0010】

#### ウ 発明を実施するための形態

本開示は、係留デバイスに関し、そして、特定の好適な実施形態においては、本明細書において係留縫合糸と呼ばれる縫合糸に関する。本開示の特定の実施形態の  
20 係留縫合糸は、細長い本体を有し、該細長い本体は、その近位端において針に接続し、そして、細長い本体の遠位端は、係留ループを形成する。係留ループはさらに、複数のアンカ（組織係合部材）を含む。【0048】

本開示の係留縫合糸を含む係留デバイスは、吸収性か、非吸収性であり得る。異なる材料（例えば、天然材料および合成材料、または生体吸収性材料および非生体  
25 吸収性材料）から作成されたフィラメントの組み合わせが、本係留縫合糸を作成するために使用され得ることが理解されるべきである。【0049】



て、アンカ 18 は、細長い本体 10 と係留ループ 14 との移行範囲 16 に隣接して配置される。さらに、第 1 の複数のアンカ 18 は、近位端に向かった係留ループ 14 の運動が制限されるように配向されている。図 3 に示されるように、アンカ 18 が移行範囲 16 に配向されることにより、組織を通る係留ループ 14 の運動を防止する。【0071】

- 5 図 7 は、係留デバイス 50 の代替の実施形態を例示し、…。係留デバイス 50 は、針 52 を含み、該針 52 は、Endo Stich™縫合糸デバイスなどの機械的縫合糸デバイスと適合性がある。係留縫合糸の近位部分 51 は、細長い本体 54 を含み、該縫合糸の遠位部分 55 は、ループ 59 で終端する。ループ 59 は、2 つの分枝 56a と分枝 56b とを含み、各分枝は、その表面に複数のバンプ 58 を含む。一実施形態において、複数のバンプは、少なくとも 1 つの分枝の表面、または係留デバイスの一部分にあるだけであり得る。ループ 59 はまた、バンプのない遠位部分 56c を含む。ループはさらに、エンドエフェクタ 57 を含み、該エンドエフェクタ 57 は、組織を通る係留デバイスの運動を制限する。…例示されているように、エンドエフェクタ 57 は、縫合糸材料の塊（大きな体積）であり、該縫合糸材料の塊は、概して「T」形状であり、そして、本実施形態において、エンドエフェクタは、ループ 59 に溶接される。【0076】
- 10
- 15

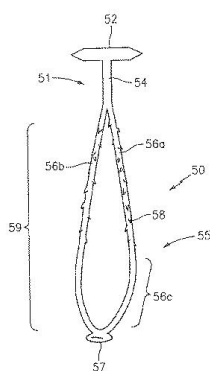


FIG. 7

本開示は、異なるエンドエフェクタを想定し、そして、限定されない代替の実施形態が、図 8A、図 8B、および図 8C に例示されている。…さらに他の実施形態において、エンドエフェクタは、綿撒糸またはバットレスなどの別個のデバイスであり

得る。図 8C に例示されているように、エンドエフエクタは、綿撒糸 67 であり、該綿撒糸 67 は、ループ上に形成されるか、ループに取り付けられる。この実施形態において、ループを作成する前に、縫合糸は、綿撒糸 67 を貫通し得、そして、縫合糸の全長が、綿撒糸を通して引張られ得る。綿撒糸が、縫合糸の表面から突出している  
5    バーブ 68 の一部分を越えて動かされると、バーブは、綿撒糸が縫合糸に係合解除することを防止し、そして、バーブが縫合糸上に適切に綿撒糸を保持することに留意されたい。次に、ループは、上に記述されたものを含む様々な手段によって作成され得、そして、綿撒糸 67 は、係留ループの最遠位点に位置決めされ得る。エンドエフエクタは、本明細書に記述された構造に限定されず、そして、当業者は、同様  
10    な目的のために使用され得る他の形状および他のデバイスを想定し得ることが理解されるべきである。エンドエフエクタは、当業者の想定の範囲内の方法を使用して構築され得、該方法は、限定されないが、グルー、接着剤、レーザー、超音波溶接または熱溶接、モールディング、オーバーモールディングなどを含む。上で考察された縫合糸材料および構造の任意のものが、本明細書において考察された係留デバイス  
15    を形成するために使用され得る。([0077])

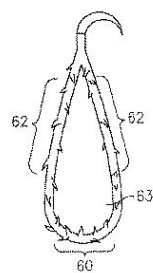


FIG. 8A



FIG. 8B

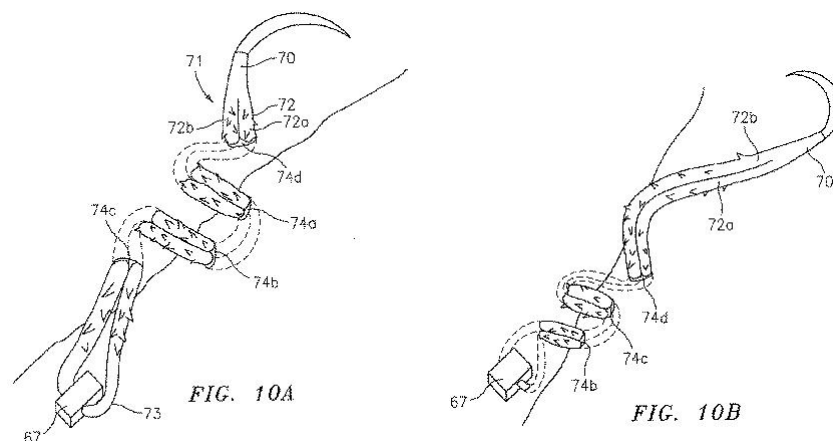


FIG. 8C

本明細書において使用される場合、「組織」という用語は、皮膚、脂肪、筋膜、骨、筋肉、腱、靱帯、臓器、神経、および血管などの組織を含むが、これらに限定されない。([0078])

20    図 10A および図 10B は、組織における図 8C の実施形態を例示する。組織は、第 1 のセクションにおいて、係留デバイスの近位部分を組織の中に挿入し、組織の第

2 のセクションを通して、ループの近位部分を含む係留デバイスの近位部分を前進させ、そして、出口点において組織を出て行くことによって、上に記述されたように縫合され得る。図 6、図 7、図 8A、図 8B、および図 8C に記述された実施形態において、針が、組織を通して前進させられると、ループの 2 つの分枝を含む縫合糸の残りの部分が、それに続く。さらに詳細には、ループの 2 つの分枝は、針貫通点（または針と細長い本体とが、通過した点）を通して前進させられる。図 10A は、図 8C に記述されたような係留デバイスの実施形態の第 1 の位置を例示する。例示されているように、縫合糸 70 の近位部分と、2 つの分枝 72a および分枝 72b を含むループ 72 の近位部分 71 とが、組織を通して前進させられる。分枝 72a と分枝 72b との両方が、針貫通点（74a、74b、74c、および 74d）を通して前進させられ、バーブが組織に係合し、そして、縫合糸保持力が増加する。図 10B は、第 2 の位置における図 8C の実施形態を示す。係留縫合糸が、組織を通してさらに遠くに前進させられると、綿撒糸 67 が、組織を通る遠位ループ部分のこれ以上さらに遠くへの運動を防止する。【0080】



本開示は、創傷閉鎖に限定されておらず、そして、美容整形手順および整形外科手順などの他の手順を想定することに留意されたい。【0089】

## (2) 相違点及び容易相当性について

ア 乙 36 文献等の記載によれば、乙 36 発明等の「エンドエフェクタ」は、「ループのセグメントが、体組織の外側に残るように、組織を通るループの少なくとも一

部分の運動を制限する」ものである（乙 36 文献【0008】）。具体的には、「組織は、第 1 のセクションにおいて、係留デバイスの近位部分を組織の中に挿入し、組織の第 2 のセクションを通して、ループの近位部分を含む係留デバイスの近位部分を前進させ、そして、出口点において組織を出ていくことによって、…縫合され得る」

5 ところ、「エンドエフェクタ」である「綿撒糸 67」（同文献【0077】）は、「係留縫合糸が、組織を通してさらに遠くに前進させられると、…組織を通る遠位ループ部分のこれ以上さらに遠くへの運動を防止する」（同文献【0080】）ものであり、また、ループの一部が体組織の外側に残るように使用されている（同文献図 10A、10B）。

他方、本件発明 1 の「縫合糸支持体」は、「縫合をほどけさせない結び目の役割を  
10 行うだけではなく、縫合やリフティングを行いつつ、糸を引っ張るときに、縫合糸が移動せずに固定されるようにする」ものである（本件明細書【0032】）。

このため、本件発明 1 の「縫合糸支持体」と乙 36 発明等の「エンドエフェクト」は、その機能及び用途を異にするものといえる。また、他に乙 36 発明等の構成において本件発明 1 の「縫合糸支持体」に相当する構成とみられるものも見当たらない。

15 したがって、本件発明 1 と乙 36 発明等は、少なくともこの点において相違する。

イ この相違点につき、このように本件発明 1 の「縫合糸支持体」と乙 36 発明等の「エンドエフェクト」が機能及び用途を異にすることに鑑みると、仮に、本件発明 1 の「縫合糸支持体」及びその固定手段に係る構成が公知であるとしても、乙 36 発明等の「エンドエフェクタ」を本件発明 1 の「縫合糸支持体」に置き換える動機  
20 付けがあるとはいえない。加えて、本件発明 1 と乙 34 発明との前記相違点に鑑みると、乙 34 文献は、本件発明 1 と乙 36 発明等との上記相違点に係る構成を開示するものとはいえないし、乙 35 文献によれば、乙 35 発明の組織係合要素細長い柔軟体も、本件発明 1 の縫合糸支持体としての機能を有するものとはいえない。

さらに、本件発明 1-2 は、「前記縫合糸は、前記縫合糸の第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込む」との構成（構成要件 1-2H）を有するところ、エンドエフェク  
25 トが設けられたループのセグメントを体組織の外側に残るように使用する乙 36 発

明等につき、本件発明 1-2 の上記構成を採用すべき動機付けもない。

ウ 以上より、乙 36 発明等に乙 34 発明ないし乙 35 発明を適用し、上記相違点に係る本件発明 1 の構成を採用することは、当業者であっても容易になし得ることではない。したがって、本件発明 1 につき、乙 36 発明等を主引用発明として進歩性  
5 を欠くということはできない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

## 9 本件特許 2 の訂正要件違反（争点 3-1）

### (1) 訂正事項 1 及び 6 について

ア 訂正事項 1 及び 6 のうち、「前記縫合糸は、互いに反対方向に傾斜した逆とげが形成された前半部及び後半部を含み」（本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 B、2-2  
10 訂 B）については、本件明細書に「縫合糸に形成された逆とげが、前半部と後半部とが、互いに反対方向に傾斜して形成された 1 本以上の糸を半分にした後、一方の末端を縫合糸支持体に結合させて製造した例」として「図 3c、図 3d 及び図 3e」の記載があるから（【0029】、図 3c、3d、3e）、「前記縫合糸」が「互いに反対方向に傾斜した逆とげが形成された前半部及び後半部」を含むことは、本件明細書に記載さ  
15 れた範囲内といえる。また、これらの記載からは、「前記前半部の縦軸から分岐した逆とげと、該分岐点から該前半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度」及び「前記後半部の縦軸から分岐した逆とげと、該分岐点から外後半部の第一の末端へ向かって延在する該縦軸とが形成する角度」が、それぞれ「鋭角」であること（構成要件 2-1 訂 D、2-1 訂 E、2-2 訂 D、2-2 訂 E）も、本件明細書に記  
20 載された範囲内といえる。

さらに、「前記縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうち第一の末端及び前記後半部の両端のうちの第一の末端に具備され」（構成要件 2-1 訂 C、2-2 訂 C）についても、本件明細書の記載によれば、発明の一実施形態は、「第 1 末端及び第 2 末端を有する縫合糸において、第 1 末端に…支持体を具備した縫合糸を提供する」ものであるところ（【0008】）、本件明細書の記載【0029】及び図 3c、3d、3e によれば、上記  
25 構成も本件明細書に記載された範囲内といえる。



したがって、訂正事項 1 及び 6 に係る訂正は、いずれも本件明細書の範囲内の訂正といえと共に、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものということもできない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

イ さらに、被告らは、訂正事項 1 及び 6 の訂正に係る構成は、縫合糸の第一の  
5 末端が縫合糸支持体を貫通せずに縫合糸支持体内に留まる構成を意図するものとなっているところ、本件明細書にはそのような構成の記載はないから、訂正事項 1 及び 6 は新たな技術的特徴を導入するものである旨主張する。

しかし、訂正事項 1 及び 6 に係る構成要件 2-1 訂 B～2-1 訂 E 及び 2-2 訂 B～2-2 訂 E は、縫合糸支持体を貫通しない構成を特定しているとはいえない。このため、  
10 この点に関する被告らの主張はその前提を欠くものであり、採用できない。

## (2) 訂正事項 2

本件明細書には、1 本の縫合糸について、縫合糸の前半部と後半部が、縫合糸支持体の下側（底面）から外部に延在する構成が示されている（【0029】、図 3c）。訂正  
事項 2 に係る訂正は、この実施形態に関する記載に基づきつつ、訂正前の「空洞の  
15 底面の 2 か所」（構成要件 2-1G）なる構成につき、本件明細書に「底面」に関する記載がないことから、発明の構成を明瞭にする趣旨で行われたものと理解される。

したがって、訂正事項 2 に係る訂正は、本件明細書の範囲内の訂正といえと共に、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものということもできない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

## 20 (3) 訂正事項 3

本件明細書には、「本発明の一実施形態に使用される縫合糸支持体は、両末端部のうち大径側である下側末端部に、下側末端 22 から縦方向に切開された部位 23 を一つ以上含むか（図 1b）、あるいは下側末端の一部が除去され、末端部の壁に、末端から形成された一つ以上の間隙 24 が形成される（図 1c 及び図 1d）。前記切開部位  
25 23 の長さや、前記間隙 24 の大きさや形状は、縫合糸が使用される身体部位及び目的によって適切に調節することができる」との記載（【0017】）及び図 1b～1d が示さ

れている。訂正事項 3 に係る訂正は、「切開された部分」との記載が先行することによりその範囲が不明瞭となっていた「間隙」につき、上記各記載に基づき、これを明瞭なものとする趣旨で行われたものと理解される。

したがって、訂正事項 3 に係る訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものとはいえない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

#### (4) 訂正事項 5 及び 9

訂正事項 5 及び 9 に係る訂正のうち、「前記縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」（構成要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H）との構成については、本件明細書の図 1c 及び 1d には縫合糸の上端が尖っていない構成が示されており、この記載に基づく訂正とみられることから、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものとはいえない。

また、「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される」との構成（2-1 訂 M、2-2 訂 I）については、本件明細書に、「縫合糸を使用するリフティング施術は、メスを使用せずに、針及び糸でもって、顔、あご、首、腹部、膣、胸、臀部などのたるんだ皮膚及び組織を挙上してしわを引っ張って広げる技術」が「背景技術」である旨の記載がある（【0002】）。同記載は、「針及び糸でもって」とあるものの、必ずしも「針及び糸」を用いる施術に限定する趣旨ではなく、「縫合糸を使用するリフティング施術」一般について記載したものであり、かつ、本件特許 2 に係る発明も、同様の技術分野に属する施術に関するものと理解される。この点に関する訂正は、本件明細書の範囲内のものといえる。

したがって、訂正事項 5 及び 9 に係る訂正は、本件明細書の範囲内での訂正といえる。この点に関する被告らの主張は採用できない。

10 本件特許 2 のサポート要件違反（争点 3-2）、実施可能要件違反（争点 3-3）及び補正要件違反（争点 3-4）

25 (1) 訂正事項 1、2、5、6 及び 9 に対応する点について

被告らは、訂正事項 1、2、5、6 及び 9 に係る構成（構成要件 2-1 訂 C 及び 2-2 訂

C、2-1 訂 A 及び 2-1 訂 F、2-1 訂 I 及び 2-2 訂 H、2-1 訂 M 及び 2-2 訂 I) について、いずれも本件明細書に記載されておらず、自明な事項でないことを前提に、サポート要件違反を主張する。しかし、前記のとおり、これらの構成については、いずれも本件明細書に記載があるといえることから、これらにつき、サポート要件に違反するものとはいえない。

(2) 本件訂正発明 2 の構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A について

本件明細書には、縫合糸支持体を縫合糸に結合する方法として、「縫合糸支持体を縫合糸に結合する方法としては、例えば、第 1 末端及び第 2 末端を有する縫合糸において、…連通孔を介して縫合糸支持体を縫合糸に通す段階」を含むものがある旨の記載（【0021】）があるほか、「一実施形態」として、「1 本の縫合糸が、支持体の連通孔を通過する形態で縫合糸支持体に結びつけられる」との記載（【0029】）及びこれに係る図 3c の記載がある。「空洞」とは、「連通孔」を上位概念化したものと理解されるところ、これらの記載によれば、本件明細書には、縫合糸が、「縫合糸支持体に設けられている空洞」に包含される「連通孔」を通過することで、その内部に位置することが記載されているといえる。

もともと、上記のとおり、「空洞」は「連通孔」を上位概念化したものであることから、構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A は、縫合糸を縫合糸支持体に取り付ける構成につき、「連通孔」に縫合糸を通して結び目を形成する構成に特定するものではなく、その他の態様も包含するものと理解し得ることになる。この点について、本件明細書には、「縫合糸支持体を縫合糸に結合する方法」として、「縫合糸支持体の上側末端部の孔径よりも大きい結び目 50…をつけたり、あるいは熱などを加えて縫合糸が撚れた部分を形成する段階とを含み、縫合糸支持体を縫合糸から分離させない方法を使用することができるが、それに制限されるものではない。」（【0021】）と記載されていることから、本件訂正発明 2 における縫合糸を縫合糸支持体に取り付ける構成については、連通孔を介して縫合糸支持体を縫合糸に通す段階を経るものに制限されないものと理解される。したがって、上記構成要件は、本件明細書記載の技術

的事項の範囲内の事項であり、新たな技術的事項を導入するものではないから、この点につき、サポート要件違反が成立するとはいえない。

### (3) 実施可能要件違反及び補正要件違反について

5 被告らによる実施可能要件違反の主張は、サポート要件違反を主張する構成につき本件明細書に記載がなく、自明でもないことを前提とするものである。しかし、前記のとおり、これらの構成は本件明細書に記載されているものといえるから、この点に関する被告らの主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

補正要件違反の主張についても、構成要件 2-1 訂 A 及び 2-2 訂 A に係る構成が本件明細書に記載がなく、自明でもないことを前提とするものである。しかし、前記  
10 のとおり、同構成は本件明細書に記載されているものといえるから、この点に関する被告らの主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

### 11 本件訂正発明 2 の明確性要件違反（争点 3-5）

被告らは、本件訂正発明 2 の以下の構成要件につき、いずれもその具体的構成を理解できないなどとして、明確性要件違反を主張する。

15 ・「一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する 1 本の縫合糸」  
（構成要件 2-1 訂 A、2-2 訂 A）

・「縫合糸支持体は、前記前半部の両端のうち第一の末端及び前記後半部の両端のうち第一の末端に具備」（構成要件 2-1 訂 C、2-2 訂 C）

・「1 本の縫合糸であって、…前記前半部及び前記後半部のそれぞれは、前記縫合  
20 糸支持体の下端側から外部に向かって延在し」（構成要件 2-1 訂 F、本件訂正発明 2-2）

・「縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」（構成要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H）

・「顔、あご、首、腹部、膣、胸及び臀部の少なくとも一の組織若しくは皮膚の垂  
れ下がり又はしわを除去するための施術に使用される」（構成要件 2-1 訂 M、2-2 訂  
25 I）

しかし、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記

載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきところ、上記各記載については、いずれも、上記観点から、その文言上不明確な点はないといえるから、明確性要件に違反するものとはいえない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

## 12 乙 11 発明等に基づく本件訂正発明 2 の進歩性欠如（争点 3-6）

### (1) 乙 11 文献の記載（乙 11）

#### ア 技術分野

10 本発明は、一般に身体内に組織を固定するための装置および方法に関し、より詳細には、靱帯、腱などの組織を、骨表面などのような他の、好ましくはより堅い又はより繊維性の組織に取り付けることを必要とする外科手術に使用するための縫合糸アンカーに関する。([0001])

#### イ 解決しようとする課題

15 新しい縫合糸アンカーは、組織を骨または他の組織表面に対して保持するために縫合糸を結ぶ必要性を排除するはずである。([0006])

#### ウ 課題を解決するための手段

本発明によれば、組織を骨または他の組織に近づけるための縫合糸アンカーが提供される。縫合糸は、アンカー部材を骨に対して固定するために骨に固定的に係合するようになっているアンカー部材を含む。縫合糸がアンカー部材から外側に延びるように、複数の縫合糸がアンカー部材の近位端に取り付けられている。各縫合糸は、組織を貫通するための鋭いとがった遠位端と、身体の周囲から延びる複数のとげとを有する。とげは、尖端の移動方向に組織を通る縫合糸の移動を可能にし、尖端の移動方向と反対の方向に組織に対する縫合糸の移動を防止する。([0007])

#### 25 エ 詳細な説明

本明細書において、用語「組織」は、腱、靱帯、軟骨、筋肉、皮膚、器官、およ

び他の軟組織を含む。用語「骨」は、骨、軟骨、腱、靱帯、筋膜、および縫合糸の固定に適した他の結合組織または線維組織を含む。([0019])

図 1 は、本発明に従って使用される縫合糸アンカーを全体的に 30 で示す。縫合糸アンカー 30 は、アンカー部 32 と縫合糸部 34 とを含む。アンカー部 32 は、縫合糸アンカーが骨内に挿入されたときに縫合糸アンカー 30 の先端として機能する遠位尖端 38 を有する細長い本体 36 を含む。出口のない穴 40 または開口部が、アンカー部 32 の近位端 41 に形成されている。アンカー本体 36 と一体のクロスバー 42 は、アンカー部 32 の近位端で縫合糸部 34 をねじ込み式に受容するために開口部 40 に架け渡されている。([0021])

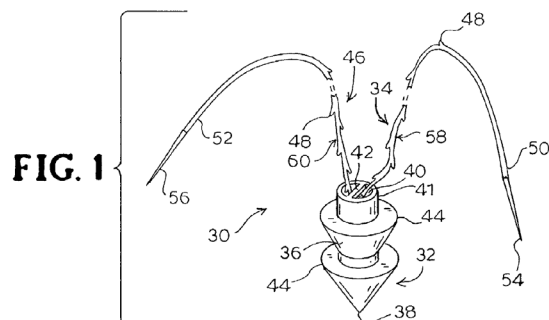
アンカー部 32 は円形の断面を有するように示されているが、本発明から逸脱することなく他の断面形状を利用することができる。図 1 に示すように、アンカー部 32 の外面には、骨を通る一方向へのアンカー部 32 の移動を可能にするが、アンカー部 32 が骨の中に埋め込まれた後のアンカー部 32 の引き抜きに抵抗する隆起部 44 またはとげが形成され得る。([0022])

縫合糸アンカー 30 の縫合糸部 34 は、細長い本体 46 と、本体の長さに沿って配置された複数のとげ 48 とを有する。縫合糸本体 46 の第 1 および第 2 の端部 50、52 は、組織を貫通するための点 54、56 で終結している。縫合糸部 34 の本体 46 は、一実施形態では、断面が円形である。([0024])

複数のとげ 48 は、縫合糸部 34 の本体 46 に沿って軸方向に間隔を置いて配置されている。とげ 48 は、縫合糸部 34 の長さの第 1 の部分 58 については縫合糸本体 46 の第 1 の端部 50 に面する一方向に向けられ、また、縫合糸部 34 の第 2 の部分 60 については縫合糸本体 46 の第 2 の端部 52 に面する反対方向に向けられる。縫合糸本体 46 におけるとげ 48 の向きが変わる箇所は、アンカー本体 36 の近位端において、クロスバー 42 に隣接して位置決めされることが好ましい。とげ 48 は、本体 46 に向かって曲げることができる。縫合糸本体 46 の各部分 58、60 上のとげ 48 は、縫合糸部 34 の対応する端部 50、52 と共に、一方向に組織を通して縫合糸部 34 が動

くことができるように配向されている。とげ 48 は、縫合糸本体 46 が組織内を反対方向に移動するのを防止するために、反対方向に概して剛性である。([0025])

縫合糸部 34 は、アンカー部 32 の基端に取り付けられている。図 1 に示されるように、縫合糸部 34 は、アンカー本体 36 上の



付けることができる。([0030])

## (2) 相違点について

本件訂正発明 2 と乙 11 発明に、少なくとも以下の相違点 1～3 があることは、当事者間に争いがない。

### ・相違点 1

本件訂正発明 2-1 においては、「前記縫合糸支持体の側壁は、前記縫合糸支持体の下端から上端の方向に向かう少なくとも一つの間隙を含む」(構成要件 2-1 訂 G) のに対し、乙 11 発明においては、「anchor portion 32」(縫合糸支持体)は、下端から上端の方向に向かう「blind bore 40」(間隙)を底面に含むものであり、該「blind bore 40」(間隙)を側壁に含むものではない点。

### ・相違点 2

本件訂正発明 2 においては、「前記縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少」する(構成要件 2-1 訂 H、2-2 訂 G) のに対し、乙 11 発明においては、「anchor portion 32」(縫合糸支持体)は、横断面の幅が下端から「distal pointed tip 38」(上端)に近づくほど減少する「ridges 44」を 2 つ有するものである点。

### ・相違点 3

本件訂正発明 2 においては、「前記縫合糸支持体の上端は、尖っておらず」(構成

要件 2-1 訂 I、2-2 訂 H) とされているのに対し、乙 11 発明においては、「anchor portion 32」 (縫合糸支持体) は、「distal pointed tip 38」 (上端) が尖っている点。

### (3) 相違点に係る構成の容易相当性

乙 11 文献の記載によれば、乙 11 発明のアンカー (「アンカー部 32」) は、「組織  
5 を骨または他の組織に近づけるための縫合糸アンカー」であり、「縫合糸は、アンカー  
一部材を骨に対して固定するために骨に固定的に係合するようになっているアンカー  
一部材を含む」 ([0007]) とされていることから、骨に対して固定することを目的と  
した部材である。この「アンカー部 32 は、縫合糸アンカーが骨内に挿入されたとき  
10 に縫合糸アンカー 30 の先端として機能する遠位先端 38 を有する細長い本体 36 を含  
む」 ([0021])。すなわち、アンカー部 32 は、縫合糸アンカー 30 が骨内に挿入された  
とき、その先端として機能することにより、アンカー部 32 を骨に固定的に係合する  
ための「遠位先端 38」を有する。

他方、乙 35 文献の記載によれば、乙 35 発明の「組織係合要素 30～47」は、「美容  
整形手術での使用中に」、「方向性把持または方向性特性」をもたらすことにより、  
15 「縫合糸のリフト能力および輪郭形成能力がさらに高められることになる」 ([0019])  
とされている。これによれば、乙 35 発明の「組織係合要素 30～47」 (ないし「組織  
把持要素 140」、「組織係合要素 140」。乙 35 文献【0032】) は、組織の係合をする機  
能を有するものであることが認められるが、「骨に固定的に係合する」という機能を  
有するとはいえない。

20 このように、乙 11 発明の「アンカー部 32」と乙 35 発明の「組織係合要素 140」  
(ないし組織把持要素 140) とは、その機能において共通するものではないから、  
乙 11 発明のアンカー部 32 に乙 35 発明の「組織係合要素 140」 (ないし「組織把持  
要素 140」) の形状を適用する動機付けがあるとはいえない。

また、乙 11 文献によれば、「アンカー部 32 の外面には、…アンカー部 32 が骨の  
25 中に埋め込まれた後のアンカー部 32 の引き抜きに抵抗する隆起部 44 またはとげが  
形成され得る」 ([0022]) との記載があり、「アンカー部 32」の外面には、同部材を



骨に固定的に係合するため、「隆起部 44 またはとげ」を形成するものと解される。  
しかるに、このアンカー部 32 に「下端から上端に近づくほど減少」する構成を採用  
すると、「隆起部 44」をなくすことになり、「アンカー32」が骨から抜けやすくなっ  
てしまい、アンカー部材を骨に対して固定するという乙 11 発明の機能を阻害する  
5 要因となる。さらに、アンカー部 32 は、骨内に挿入して使用するものであるから  
(乙 11 文献 [0021])、その先端は尖った形状となっているものとみられるところ、  
「上端は、尖っておらず」、すなわち先端が尖っていないものとする、乙 11 発明  
の機能を阻害する要因となる。しかるに、乙 35 発明の「組織係合要素 140」は、「前  
前側開口 145 を有する切頭円錐体 141 を画定している」ものであり(乙 35 文献  
10 【0032】、図 12A、12B)、その先端は尖っていない。

以上のとおり、乙 11 発明に乙 35 発明の「組織係合要素 140」を適用することに  
ついては、動機付けを欠き、又は阻害事由があることから、乙 11 発明に乙 35 発明  
を適用し、本件訂正発明 2 との相違点 2 及び 3 に係る構成を採用することは、当業  
者にとって容易に想到し得るものとはいえない。したがって、本件訂正発明 2 につ  
15 き、乙 11 発明を主引用発明として進歩性を欠くということとはできない。この点に関  
する被告らの主張は採用できない。

### 13 被告 X 及び被告 Y の任務懈怠に係る悪意又は重過失の有無 (争点 4)

前提事実(前記第 2 の 2)及び前記各認定事実(前記 1)によれば、被告 Y は、原  
告との商談に自ら関与し、また、被告製品 1 の商流に関与するアイサポート社を設  
20 立したものであることに加え、P の供述(前記 1(1)エ(イ))や CS 社の担当者のメー  
ル(前記 1(1)ケ)によっても、同被告が原告と被告翔友会との取引に実際に関与し  
ていたことが認められる。

他方、被告 X も、被告翔友会の理事長として経営に関与する立場にあり、かつ、  
被告 Y の夫であると共に、本件発明 1 及び本件訂正発明 2-1 の技術的範囲に属する  
25 被告製品 1 の構成を示す本件図を含んだ訴外特許出願の発明者の一人である(前記  
1(1)オ)。

これらの事情を踏まえると、被告X及び被告Yは、特許に関する専門的知識の有無を問わず、被告製品1の被告翔友会における輸入・使用につき、本件各特許権を侵害し得るものであることは容易に認識可能であったといえる。そうすると、被告X及び被告Yは、少なくとも、被告翔友会による本件各特許権の侵害に係る任務懈怠に関し重大な過失があると認められる。これに反する被告らの主張はいずれも採用できない。

#### 14 被告翔友会による本件情報の漏洩又は目的外使用の成否（争点 5-1）

##### (1) 事実認定

前提事実、前記各認定事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

##### ア 原告における情報管理

##### (ア) 原告と従業員の間の秘密保持誓約等

原告は、原告の従業員に対し、その業務において取り扱う顧客情報及び業務関連の内容について、おおむね以下の点を誓約する旨の誓約書を提出させている。（甲 55、56）

- ・職務上関係する院内（社内）情報を外部に流出させないこと。
- ・本人の過失又は故意により顧客情報又は業務関連情報が外部へと流出される場合、これによる民刑事上の責任を負うこと。
- ・本誓約は会社の在職中及び退職後も有効とすること。

##### (イ) 原告における本件情報の管理に関する陳述

原告副社長は、本件情報につき、原告社内においてアクセス権限を有する者を限定している旨陳述するところ（甲 67）、本件情報の内容その他をも踏まえると、その陳述内容の信用性につき疑義を抱くべき事情はないというべきである。

##### イ 原告紹介資料

原告は、本件契約の締結（平成 24 年 6 月 21 日）に向けた商談において、同月 7 日、被告翔友会に対し、原告製品の試作品と共に原告紹介資料（甲 49）を示した。

原告紹介資料には、要旨、以下の記載が含まれる。

- ・「メカニズム」のページに、原告製品を使用した施術を解説した図。

- ・「構成」のページに、「PDO（ポリジオキサノン）保持強度」につき、時間経過に伴う強度の変化を示す折れ線グラフによるデータや、施術後体内で起こる PDO 吸収に係る反応の経時的な経過の説明を写真を付して示した「体内の PDO 吸収プロセス」の記載。

- ・「構成」のページに、原告製品を構成する部材（縫合糸、縫合糸支持体、プッシュバー等）の写真と共に、その説明として「1) あご PDO 2 ストランドと糸端にノットで固定された小さなくさび形コーンで構成されている。／2) コーン；吸収可能な PLA-GA 共重体」との記載。

ウ 原告の被告翔友会に対する技術指導に関するやり取り

(ア) 原告従業員は、平成 25 年 5 月 27 日、被告 Y に対し、「今回の来日するとき、教育内容について予めご了承ください。本来の計画は先日行った顔のリフティングと、ともに腕の教育を行う計画でしたが院長の Q が今回は顔の施術中心にして腕の施術は顔の施術が完全になれて後から行う方が良いと判断しました。…Y 様の腕の施術の今回教育の効率的な進行ために将来韓国にまたご来韓いただき、次の日本の教育際行うのがいかがでしょうか」とのメール（甲 63 の 1）を送付した。

同原告従業員は、同年 6 月 3 日、被告翔友会従業員に対し、「院長の講義の時、日本メディカルサポート株式会社…所属の…さんが糸を使った顔の手術の症例写真を要求しましたので写真を送りいたします。」と本文に記載すると共に、ファイル名を「YOUNGSLIFT20130603.pptx」とするファイルを添付したメール（甲 63 の 11）を送付した。

さらに、同原告従業員は、同月 28 日、被告翔友会従業員に対し、「今回の教育日程についてですが、Y 様に 4 日は千葉院、5 日は横浜院と池袋院そして 6 日は銀座院だと伺いました。…三日目はチェックアウトをしなければならないため教育の始まる時間は 11 時半以後になると思っております。」などと記載したメールを送付し

た。これに対し、同被告翔友会従業員は、同年7月2日、「4日～6日までの教育日程の確認」として、上記教育日程に係る行程を記載したメールを返信した。(甲 63 の 2)

被告翔友会従業員は、同月3日、原告従業員に対し、「7月4～6日にQ先生に講  
5 義を行っていただく際のモニターの写真(before)をお送りいたします」と本文に記載すると共に、JPEG ファイルを添付したメール(甲 63 の 8～63 の 10)を送付した。

(イ) 被告医院所属の医師は、同日、原告の医師に対し、「夢のリフトのおかげで、女性たちは満足しています。…今日は初めて夢のリフトであごを引っ張りましたが、  
10 あごがとても素敵に見えます。あごにもっと使ってみます。／私は、持続期間について患者にどのように説明したらよいですか。私は、彼女らに対しては、元となるコラーゲンによって、半永久的に持続すると話しました。」と記載したメール(甲 63 の 12 の 1)を送付した。これに対し、原告の上記医師は、同日、「手術の結果がいい、患者さんの満足度も高いなんて嬉しいです。／これは…先生の優れた手術の感  
15 覚からでしょう。…／一日に3名の患者さんに手術を受けさせたことはすごいです。この手術の正確な持続期間は今現在実験中です。…／明日、僕は日本に行きます。2 時ごろ品川院に一度お越す予定なので…／知りたい事があったらいつでもメールください。」などとする回答のメール(甲 63 の 12 の 2)を返信した。

さらに、被告医院の上記医師は、同月11日、原告の上記医師に対し、「新しい質  
20 問があります。ヤングリフトについて、正しい使い方を教えてください。／最近、ヤングリフトをフェイスラインに使うと、耳の一番近いところが出血しました。理由はわかりません。…どうすればそれを回避できますか？ヤングリフトを用いて、出血させずに女性たちを満足させるにはどうしたらよいか考えています。」などと質問するメール(甲 63 の 12 の 3)を送付した。これに対し、原告の上記医師は、  
25 同月12日、「時々、耳の前や、耳ともみあげの間に出血することがあります。…一部の患者はそこに大きな静脈があります。これからは、最初に側面に2つの糸を使

用するときは、もみあげの中で処置を行うことをお勧めします。…／もし、そのような処置に何か問題があったり、また、何か質問があれば、気軽にメールをください。近いうち、またあなたにお会いできることを楽しみにしています。」などとする回答のメール（甲 63 の 12 の 4）を返信した。

5      (ウ) 原告代表者は、同月 8 日、被告翔友会従業員に対し、「モニターさんの手術直後の状態をちゃんと確認しないまま帰る事になってとても残念でした。モニターさんの手術経過はいかがでしょうか。／もし、気になる点や疑問点などがございましたらいつでも気軽にご連絡ください。／今回の教育を通して、弊社の製品をより有用に使うことになった事に感謝をいたしながら、又、重要な事項があったら、メ  
10      ールやもう一度伺って教育をして差し上げるように最善を尽くします。ご立派な先生方が熱心に学ぶという姿に深く感動いたしました。」などと記載したメールを送付した。これに対し、同被告翔友会従業員は、同日、「モニターをしました…職員…は順調な経過で腫れも少なく、現在仕事に問題なく出ています。／治療方法につきましては、お教えいただいた方法を順守しながらもエッセンスを踏まえ、治療効果に  
15      さらに生かすことが出来ています。」などとするメールを返信した。（甲 63 の 3）

         (エ) 被告翔友会従業員は、同月 12 日、原告従業員等に対し、「先日は教育に来て頂きクリニックでも皆、新しい手技にとっても感激し、さらに頑張って売上に貢献しております。…次回の教育の日程ですが未だ開催クリニックは未定ですが 8/19…頃  
20      をお願いする事は可能でしょうか。」などとするメール（甲 63 の 4）を送付した。これに対し、上記原告従業員は、同日、上記被告翔友会従業員に対し、「お忙しいところにも先生たちの貴重なお時間をいただき、一所懸命してくださって私たちもやりがいがある時間でした。…／院長の日程を調整して 8 月 22 日から 24 日まで日本に教育に行くことにします。」などとのメールを送付した。（甲 63 の 5）

         その後、上記原告従業員は、同月 26 日、上記被告翔友会従業員に対し、上記日程  
25      の可否を確認すると共に、「教育開催クリニックなどはお決まりでしょうか。」などと質問するメールを送付した。これに対し、上記被告翔友会従業員は、同日、上記

原告従業員に対し、「今現在の流れでは関西圏への教育をお願いしたいと考えております。／日程 8/22～8/24 迄／1 日目 大阪梅田院／2 日目 名古屋院／3 日目 大阪心斎橋…／今現在最終確認中ですので改めて正式に決まりましたらなるべく早く、ご連絡させていただきたいと存じております。」などと回答するのメールを送付し、

5 引き続いて、同日、上記行程で決定の旨をメールで連絡した。(甲 63 の 6、63 の 7)

エ 原告製品の改良点に関する情報共有

(ア) 原告は、平成 25 年 3 月頃、原告製品の改良を行い、その頃、被告翔友会に対し、その資料として、以下の改善点を記載した「YOUNGS LIFT」と題する資料を提供した。なお、当該資料の表紙には、「CONFIDENTIAL」との記載がある。(甲 51)

10 ● (省略) ●

(イ) 原告従業員は、同年 4 月 4 日、被告翔友会従業員に対し、「今回改良いたしましたポインター（カテーテル）のことなのですが、カテーテルチューブの上の部分だけが少し変わりました。詳しい内容については PDF ファイルを添付いたしますので、ご参照ください。」など本文に記載すると共に、以下の説明に画像を付して改良点をまとめた PDF ファイル（甲 66 の 2）を添付したメール（甲 66 の 1）を送付した。

15

● (省略) ●

オ ソウル税関の捜査手続での製品の比較

ソウル税関は、平成 26 年 2 月 13 日に実施した CS 社のオフィスでの捜査（前記 1(1)エ(ア)）の際に提出を受けた製品（カテーテル、スターター、縫合糸、ハブ）につき、同月 17 日、原告に対し、特許権侵害の有無の鑑定依頼をした。これを受け、原告は、その頃、改良後の原告製品のハブ（写真右）と鑑定依頼を受けたハブ（写真左）を並べた以下の写真を撮影した。(甲 65、88、121)

20

● (省略) ●

25 カ 夢のリフト施術の宣伝資料

被告翔友会作成の夢のリフト施術の宣伝資料（甲 53）には、以下の記載がある。

・「夢のリフトは今までの外科的処置によるリフトアップでは不可能だったお顔全体の引上げを可能にした、全く新しい処置です。切らずに溶ける繊維を注入してホホやフェイスラインを自由自在に引上げ、タルミを解消することができます。仕上がりはとっても自然で処置直後からお化粧も可能です。」

5       ・「当院特注／溶ける繊維使用／特許取得、当院独自の溶ける繊維で他にはありません！」

・「優秀性を認められた専門医らによる最新の童顔施術／夢のリフトは、公信力を認められた専門医らが責任をもって施術を行っています。」

また、上記最後の記載に続き、被告医院所属医師の氏名及び肖像が原告が発行した認定証の画像と共に掲載されている。

10

キ 本件基礎出願

本件基礎出願は、2011 年（平成 23 年）12 月 27 日出願の特許出願（2012 年（平成 24 年）9 月 18 日登録）であり、その発明の名称を「結び目を作る作業の必要がない縫合糸及びそれを含むキット」とする。（乙 18）

15       キ 米国特許第 5053046 号公報（訴外米国特許の 1 つ）の記載

米国特許第 5053046 号公報（1991 年（平成 3 年）10 月 1 日登録。乙 19。以下「乙 19 文献」という。）には、以下の記載がある。

・「ここで、図 3 を参照すると、スタイレット（探り針）2 は、従来の診断検査又は治療のための従来の脊椎穿刺を実行するために、針又は外側カニューレ 1 に挿入されている。図 4 は、内側針 8 に装着された硬膜封止手段 10 を脊椎腔内に挿入するための内側カニューレ又は針 8 が、外側カニューレ又は針 1 内に配置された状態を示している。図 5 は、脊椎腔内に封止手段 10 を押し出す一方で、吸収性縫合糸 13 の使用により封止 10 の制御を維持するためのスタイレット（探り針）9 が、内側カニューレ 8 内に挿入された状態を示している。」（第 4 欄 55 行目～同欄 65 行目）

20

25       ・「ここで、図 10A～図 10F を参照すると、本発明を使用する方法が最も良く示されている。解剖学的に参照する目的で、皮膚 37、皮下脂肪組織 36、深部腰仙筋膜

39、棘突起 31、棘間靱帯 38、硬膜及び軟膜のくも膜 35、椎体 33、くも膜下腔 30、椎間板 32 並びに根 34 が示されている。」(第 5 欄 38 行目～同欄 45 行目)

ク 米国特許第 7736292 号公報 (訴外米国特許の他の 1 つ) の記載

米国特許第 7736292 号公報 (2010 年 (平成 22 年) 6 月 15 日登録。乙 20。以下  
5 「乙 20 文献」という。) には、以下の記載がある。

・「図 7B は、使用前に組み立てることができる装置 600 を示している。鋭利な閉  
塞具 640 は、図示のように、該閉塞具の鋭い遠位端 644 がカニューレ 630 の遠位端  
から突出するように、カニューレ 630 内に配置され得る。上記のような治療送達部  
分 604 及び縫合糸 614 を含む治療装置 602 は、治療送達部分 604 がその遠位端から  
10 延出し、縫合糸 614 がその近位端においてハブ 622 から延出するように、プッシャ  
ー部材 620 内に配置され得る。縫合糸 614 は、図示のように、プッシャー部材 620  
の遠位端又はその近傍に治療送達部分 604 が至るまで、プッシャー部材 620 の近位  
端から引っ張られ得る。次に、固定装置 622 は、プッシャー部材 620 に対する所定  
の位置に、縫合糸 614、延いては治療送達部分 604 を保持するよう係合され得る。

15 図 8A～図 8E は、例えば胸部 200 等の身体の一部に対する小線源治療の送達のため  
にシステム 600 を使用する例示的な方法を示している。例えば腫瘍又は腫瘍腔等  
の標的組織領域 202 が識別されると、組み合わされたカニューレ 630 及び鋭利な閉  
塞具 640 (図 7B 参照) が、図 8A の矢印 802 によって示されているように、標的組  
織領域 202 内に前進され得る。そして、カニューレ 630 の遠位端が所望の深さに到  
20 達すると、鋭利な閉塞具 640 は、所定の位置にカニューレ 630 を残したまま、図 8B  
に示すように、カニューレの近位端を介して除去される (方向 804 に移動される)。

その後、組み合わされたプッシャー部材 620 及び治療装置 602 (図 7B 参照) は、  
図 8C に示すように、方向 806 に沿ってカニューレ 630 の近位端の中に挿入され得  
る。プッシャー 620 及び治療装置 602 は、治療部分 604 がカニューレ 630 の遠位端  
25 又はその近傍等の所望の位置に至るまで挿入され得る。治療部分 604 の位置は、定  
位 X 線、超音波、CT 等の画像ガイダンスによって支援され得る。



治療部分 604 が配置されると、カニューレ 630 は、図 8D に示すように治療部分 604 を標的組織領域 202 に露出させるために、後退され得る（方向 808 に移動され得る）。次に固定装置 622 は、図 8E に示すようにプッシャー部材 620 及びカニューレ 630 が身体 200 から完全に引き出され得る（方向 810 に移動され得る）ように、  
5 ロックが解除され得る。治療送達部分 604 は、縫合糸 614 が身体の外側に延出している間、標的組織領域 202 に埋め込まれた状態を維持している。」（第 18 欄 15 行目～同欄 58 行目）

・「代替として、治療装置 602 は、図 5 に示すアンカー 516 等の固定要素を含み得る。」（第 18 欄 65 行目～同欄 67 行目）

## 10 (2) 検討

ア 原告による被告翔友会に対する秘密情報の開示

(ア) 前記各認定事実によれば、原告は、本件契約の締結に先立つ平成 24 年 6 月の商談において、被告翔友会に対し、原告製品の試作品と共に原告紹介資料を交付し、その後、本件契約を締結した上で、少なくとも平成 25 年 8 月頃までは、原告の  
15 被告翔友会所属医師に対する技術指導や原告及び被告医院の各医師間での技術面での相談等が行われていたことがうかがわれる。これを踏まえると、被告翔友会は、本件契約が締結された同月 21 日以降、原告製品を継続的に納入していたものとみられる。すなわち、被告翔友会は、本件契約に基づき、原告製品の現物を入手していたものである。

20 また、原告紹介資料には、原告製品を使用した施術の解説図のほか、原告製品の構成すなわち原告製品の材質及びその保持強度、施術後の経過、原告製品を構成する部材等が写真付きで説明されている。

さらに、原告は、被告翔友会に対し、平成 25 年 3 月頃には、原告製品の改良品につき、説明資料を提供してその改良点の説明を行ったところ、当該説明資料には、  
25 具体的には、改良前後の原告製品の特徴や改良後の使用方法等が記載されている。

加えて、上記のとおり、平成 25 年 8 月頃までは、原告による技術指導や原告と被



ではあるものの、それ自体が原告の提供した上記情報と一致するものとはいいい難く、また、これと本件基礎出願を組み合わせることにより上記情報と一致するとみるべき具体的事情もない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

イ 本件情報の漏洩の有無

5 (ア) 前記のとおり (1 (1) エ)、Pは、被告翔友会から縫合糸の提供を受けたことは否定するものの、2013年(平成25年)10月頃に被告翔友会従業員から、カニューレのサンプルを渡されながら「同じ物を製造できれば購入する」旨の申し出を受けたこと、そこで、サンプルを持って国内に戻り、医療機器の取扱経験豊富な取引先の代表者であるUに対し、製造可能か否かを尋ねたところ、カテーテル製造業者  
10 であるドクウ・メディカルに依頼して製造可能である旨の連絡を得たことから、同年12月頃から輸出することになった旨を供述している。また、Uは、Pからカテーテル及びスターターに加え、「縫合糸部分品(医療用糸、ハブ)」の注文を受け、カテーテル等はドクウ・メディカルに、医療用糸及びハブはそれぞれ他社に製造を依頼し、Pに韓国国内において納品した旨を供述している。

15 加えて、前記のとおり、被告翔友会は、CS社、レーザー社及びアイサポート社ないしアイレンズ社を通じて、本件発明1の技術的範囲に属する被告製品1を輸入して使用していた。

さらに、証拠(甲94~96)によれば、2012年(平成24年)及び2013年(平成25年)当時の原告の売上は専ら被告翔友会に対するものであったことがうかがわれる  
20 ことから、原告製品の提供も専ら被告翔友会に対してのみ行われていたものと考えられる。そうすると、CS社が原告製品を市場等被告翔友会以外の者から入手できる状況にあったとは考え難い。このため、CS社が本件発明1の技術的範囲に属する被告製品1の部品を製造するに当たっては、被告翔友会から原告製品の提供があったものと推認される。

25 他方、被告翔友会は、平成25年7月のメールにおいて、原告製品を用いた施術を被告医院の主要治療として行うとし、また、同年10月上旬のメールにおいても、原

告との間で、原告製品の発注に関するやり取りを行うと共に、上記施術の効果に関する質問を行うなど、上記施術を積極的に推進する姿勢を示しているといえる。ところが、被告翔友会は、同月頃、原告製品の購入を停止し、原告との取引を中止したというのである。のような経緯を踏まえると、被告翔友会は、原告との取引を中止する平成 25 年 10 月頃までには、少なくとも、原告からの原告製品の供給が途絶えても事業遂行上大きな支障がないこと、すなわち代替製品の確保の目途が立っていたとみるのが合理的である。このことと P 及び U の上記各供述内容を考え合わせると、被告翔友会は、遅くとも平成 25 年 10 月頃の原告との取引中止に先立ち、P に対し、原告製品そのものないしこれに関する情報（本件情報）を開示したものと合理的に推認される。

この開示行為は、原告製品の「明細、施術及び使用方法」ないし原告製品と「関連したノウハウ、デザイン」（本件契約 4 条ロ(2)）等の情報を開示したものといえるから、被告翔友会は、本件契約所定の秘密保持義務等（3 条、4 条ロ(1)）に違反したものだといえる。

(イ) これに対し、被告らは、P が被告翔友会に原告製品と類似する製品を提供していたとしても、本件基礎出願の内容を精査して製造したものであり、被告翔友会が P に原告製品に関する情報を開示したことを裏付けるものではない旨を主張する。しかし、本件基礎出願に係る公報の内容を調査しただけで具体的製品として本件発明 1 の技術的範囲に属する製品（被告製品 1）を迅速に開発し製造することができるとは合理的にみて考え難い。このため、この点に関する被告らの主張は採用できない。

#### ウ 本件情報の目的外使用

前記のとおり、原告製品等を使用した施術に関するノウハウ等も本件契約に基づく秘密保持義務等の対象となるところ（なお、その終期については後記のとおり。）、これを被告医院所属医師が被告製品 1 を使用した施術の際に使用する行為は、本件契約の目的外使用に当たるものといってよい。これに反する被告らの主張は採用で

きない。

## 15 本件情報の営業秘密該当性（争点 5-2）

### (1) 秘密管理性

前記のとおり、原告は、被告翔友会に対する本件情報の開示に当たり、本件契約  
5 に基づき被告翔友会に秘密保持義務を課すなどしている。このことは、被告翔友会  
に限らず、原告製品に関する取引に当たっては、取引先に対し本件契約類似の秘密  
保持義務等を定めるとの原告の意思ないし姿勢を示すものといえる。また、原告製  
品は施術後に患者の体内で吸収される素材からなることに鑑みると、原告製品の全  
体又は一部が患者に対する施術後に一般に流通するといった事態も考え難い。さら  
10 に、原告は、原告従業員との関係においても、情報セキュリティに関する誓約を得  
て、原告の従業員に業務上知り得た内部情報を外部に流出しない等の秘密保持義務  
を課しているほか、原告製品の情報につき、一部の従業員にのみアクセス権限を付  
与して管理している（前記 14(1)ア）。

以上より、本件情報については、保有者の秘密管理意思が、保有者が実施する具  
15 体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって取引先及び従業員等に対して  
明確に示され、これらの者による当該秘密管理意思についての認識可能性が確保さ  
れているといえるから、「秘密として管理されている…技術上又は営業上の情報」に  
当たるといえる。これに反する被告らの主張は採用できない。

### (2) 有用性・非公知性

20 本件情報は、原告製品を利用して施術を行うことにより、患者の顔のたるみ・し  
わの改善等の施術を行うことを可能にするものといえることから、「事業活動に有  
用な…情報」に当たるといえる。また、本件情報は、原告が開発した製品に関する  
ものであり、少なくとも本件特許 1 の設定登録がされ、その特許公報が発行された  
た平成 28 年 8 月 31 日以前は一般には知られていないものとみられるから（なお、  
25 本件情報が本件基礎出願や訴外米国特許により公知となったものといえないことは  
前記 14(2)ア(イ)のとおりである。）、「公然と知られていないもの」といえる。

(3) 以上より、本件情報は、少なくとも平成 28 年 7 月までは「営業秘密」（不競法 2 条 6 項）に当たるものと認められる。これに反する被告らの主張は採用できない。

もともと、本件特許 1 の設定登録がされたことにより、本件情報のうち当該公報  
5 に記載されたものについては、非公知性を失ったものといえる。また、仮にこれにより本件情報の全てが非公知性を失ったのでないとしても、残余の部分がなお営業秘密として保護すべきものであることの具体的な主張立証はない。このため、本件情報は、平成 28 年 8 月以降は営業秘密に当たらないものというべきである。そうである以上、原告の不競法 3 条に基づく請求については、その余の点について検討する  
10 るまでもなく、いずれも認められない。これに反する原告の主張は採用できない。

#### 16 図利加害目的又は悪意・重過失による本件情報の使用又は開示（争点 5-3）

前記のとおり、被告翔友会は、原告製品の代替品を調達可能とする目的で本件情報の開示をしたものとみられることから、「不正の利益を得る目的」があったといえる。また、被告翔友会は、前記のとおり、原告に対し、本件契約に基づき秘密保持  
15 義務等を負っていたところ、これについて、原告との商談に自ら直接関与していた被告 Y はもちろん、被告翔友会の理事長であり被告 Y の夫である被告 X が把握していないとは考え難く、さらに、本件情報が第三者に開示されることにより原告が営業上の損害を被ることも容易に認識できたといえる。したがって、被告 X 及び同 Y  
20 につき、図利加害目的ないし不正開示行為の介在及び営業秘密の漏洩開示に係る任務懈怠につき悪意又は重過失が認められる。これに反する被告らの主張は採用できない。

#### 17 本件契約の期間満了による終了（争点 5-5）

本件契約は、平成 24 年 6 月 21 日に締結され、存続期間は効力発生日から 1 年とされており（5 条）、契約関係の更新に関する明文規定はない。しかし、原告と被告  
25 翔友会との間では、技術指導に関するやり取りは少なくとも平成 25 年 8 月まで行われていた（前記(1)ウ）ほか、原告製品の納品に関するやり取りは同年 10 月上旬

まで行われていた（前記 1(1)ウ）。そうすると、更新に係る契約書等の作成・交付はないものの、当事者間において、少なくとも黙示のうちに、本件契約を更新する旨の合意がされていたものとみるのが相当である。

5 もっとも、被告翔友会は、平成 25 年 8 月頃、原告に対し、原告製品の取引価格改定の提案を行っていたとみられること（乙 134）などに鑑みると、この更新により本件契約を期限の定めのないものとする旨の合意がされたとまでみることは合理的とはいえない。また、更新後、原告又は被告翔友会により、本件契約の解約ないし解除に向けた手続が取られたことをうかがわせる事情はない。

10 そうすると、更新後の本件契約の期限については、本件契約当初の合意と同じく更新後 1 年間の存続期間を定めるものと認めるのが相当である（なお、原告は、本件契約を期限の定めのないものとして更新する旨の合意の成立を主張するところ、この主張は、期限を定めた更新合意の成立を主張する趣旨を含むものと理解される。）。しかるに、実際には平成 25 年 10 月頃に原告と被告翔友会との間の取引は中止されたことを踏まえると、更に本件契約が更新されたとみることはできない。

15 したがって、本件契約は、平成 26 年 6 月 21 日まで有効に存続していたものと考えられるから、被告翔友会は、同日まで、秘密保持義務等に違反していたものと認められる。

18 被告翔友会が輸入又は使用していた製品（争点 6-1）

#### (1) 事実認定

20 前提事実、前記各認定事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告翔友会所属の医師による縫合糸の輸入

被告翔友会所属の医師は、平成 25 年 11 月 19 日～平成 30 年 6 月 25 日の間、別紙「別表」記載の一覧表のとおり、いずれも「Face Up」の名称を含む縫合糸製品を  
25 レーサー社から輸入した。（甲 103）

イ シリンダーの輸入に関するやり取りについて

(ア) Rは、平成28年8月23日、Tに対し、「Replacement of Cyl 6A strings」と題するメールを送付した。同メールには、「本日、ご注文の20160816のCyl 6Aを含む2,500本の弦が日本に到着する予定です。…／品川のストリングス（Cyl 6）の在庫を全てストリングス（Cyl 6A）に交換する作業も進行中です。／来週の8月29日には、さらに5,000本の糸（Cyl 6A）を出荷できると予想しています。／ご参考までに（同封）、合計957本のダメージストリングを受け取り、事前に3000本の糸を交換済みです。／…来週、推定5,000本の弦（Cyl 6A）を出荷する準備ができています。」と記載されている。

また、Rは、同月26日には、Tに対し「3,000本の糸を交換するため、医者の名前と住所を教えてください。」との内容のメールを送信した。これに対し、Tは、同日、被告Zを含む医師6名の氏名及び送付先の情報を返信した。

さらに、Rは、同年9月8日、Tに対し、「ご存知のように、今後はCyl 14以降のみを出荷し、PCハブは個別に（滅菌せずに）出荷する必要があります。／3,000本の弦（Cyl14）の今回の交換は、9月13日にピックアップされ、9月14日に日本に到着する予定です。」と記載されたメールを送付した。

同月14日にも、Rは、Tに対し、「話題をCyl 14に変更／3,000本の弦の交換（PCハブなし）の請求書とAWBが同封されています。発送は2016年9月14日日本到着予定です。／…9月19日までに、さらに6,000本のCyl 14弦を出荷することができます。」などと記載したメールを送信した。

（以上につき、乙69）

(イ) Sは、平成31年4月3日、被告Yに対し、「税関に提出する以前使用していたデザインの糸をお送りするのに期限はありますか？／…私は税関が今流通しているシリンダーではなく、以前使用していたシリンダーを調査することに意欲を見せている事が未だに理解できません。／…税関は新しいシリンダーのように、これから輸入されるものしか止めることができないのです。／税関がなぜ以前使用していたシリンダーを調査しているかW先生にご確認いただけないでしょうか。／調査し



ているシリンダーはかなり前に使用していたもので、現在は新しいものを使用していると、新しいものを見せて伝えないのはなぜでしょうか。」とのメールを送信した。これに対し、被告Yは、同日、前日行われた税関における手続期日の概要を報告すると共に、「5.宿題 専門員らからフェイスアップの写真が欲しいとの希望がございました。（しかし今は、実際の製品が欲しいとの事です。）／下記はあなたからの質問に対するW先生からの返答です。／税関は、YJ メディカル社が求めている差止を認めるべきかどうかを判断する前提として、フェイスアップが彼らの特許を侵害しているかどうかを判断しなければなりません。／…我々は既に全く別の製品を輸入しているので、我々にとってもはや意味のない意見になります。／（しかし、ある時点ではフェイスアップを使用していたので、彼らは損害賠償を請求することができます。）」と記載したメールを返信した。

また、被告Yは、同月4日、Sに対し、4月16日までフェイスアップの糸を送付するよう依頼した。これに対し、Sは、同日、「既に以前使用していたシリンダーを使用したフェイスアップを10本用意しています。／顕微鏡下の写真を見本として添付いたします。」とのメールを送信した。

（以上につき、乙78）

#### （ウ）アイサポート社の出荷先記録

Sは、平成29年4月18日、同年のアイサポート社の発送先一覧のエクセルシート（【I Support Shipment 130417】）を受領した。同シートには、各「SHIPMENT DATE」と、各案件に係る「QUANTITY」と共に、「DESTINATION (DR)」又は同「(AD)」として、被告医院の医師の氏名と医院の所在地が記載されている。また、「Cylinder Type」欄には「Cylinder 14」と記載されている。（乙79）

#### ウ 被告翔友会の施術内容に関するウェブページ上の記載

（ア）被告翔友会が提供していた施術「シルエットリフト」につき、同被告の平成23年9月3日当時のウェブページ（甲60の3）には、以下の記載がある。

・「3D形状の糸で強力にリフトアップ！／シルエットリフトはコーンと呼ばれる

円錐状の支えを連結した糸で、立体的に皮下組織を吊り上げ、しわ・タルミを強力に引き上げる施術です。」

・「従来の糸に改良が加わった！／シルエットリフトはコーンによる立体的な支えが加わったことにより、従来の糸よりさらに引き上げの効果が高められました。

5 リフティング効果は、個人差もございますが 5～6 年と言われております。」

・「生体分解ポリマーでできた糸がコラーゲンを新生／シルエットリフトで使用する糸は PAL（ポリ乳酸樹脂）でできており、2～2 年半程で体内に吸収され、抜糸の必要がありません。また、コーンは生体分解性ポリマーでできており、8～10 ケ月で吸収され、約 3 週間位で、周囲でコラーゲンが新生され始め、肌そのものの若  
10 返り効果が期待できます。」

(イ) 被告翔友会が提供していた施術「エンジェルリフト」につき、同被告の平成 24 年 3 月 23 日当時のウェブページ（甲 60 の 4）には、「エンジェルリフトとは？／エンジェルリフトは切らないフェイスリフトの革命的施術です。／溶けない特殊な糸を使用することにより、当院の切らないリフトアップ施術において最強の効果を  
15 実現します。」と記載されている。

(ウ) 被告翔友会が提供していた施術「ミラクルリフト」につき、同被告の同年 4 月 26 日当時のウェブページ（甲 60 の 5）には、以下の記載がある。

・「ミラクルリフトとは？／ミラクルリフトは、半永久的な持続力のある切らないフェイスリフト施術です。糸の周囲にコラーゲンが生成され、肌の弾力が甦り、将  
20 来的なたるみの予防にもなります。溶けない特殊な糸を使用することにより、切らずに手軽にリフトアップできます。強力なリフトアップ力による抜群の小顔効果があります。」

・「ここがポイント！／皮膚を切らない！！（メスは一切使わない）／特殊な糸を使うため、皮膚を切除することなく、たるみを取り除くことができます。」

25 (エ) 被告翔友会が提供していた施術「3D エンジェルリフト」につき、同被告の同日当時のウェブページ（甲 60 の 6）には、「3D エンジェルリフトは最新の特殊加工

された糸を使用し、切らずに従来の切開によるフェイスリフト以上の引き上げ効果を実現しました。術前のタルミの状態、希望によりオーダーメイドで最大の効果を得られる部位、方向に糸を挿入します。糸を平面的（2D）ではなく、立体的（3D）に挿入するため、より自然で強力な持続力を出すことが可能になりました。糸の周囲には強固な線維化がおこるため、肌の弾力が蘇り、将来的なタルミの予防にもなります。」と記載されている。

(ウ) 被告翔友会が提供していた施術「フェザーリフト」につき、同被告の同年 8 月 29 日当時のウェブページ（甲 60 の 1）には、以下の記載がある。

・「フェザーリフトによる若返り術とは？／特殊加工された糸を使用して、皮下組織を引きしめます、使用する糸は生分解性カプロラクトン製で、体内に吸収されるタイプです。糸の周囲でコラーゲン生成がおこり、肌にハリがでたり、今後のたるみ予防にも効果を発揮します。この方法は皮膚を切開する必要がなく、キズ跡もほとんど残りません。」

・「入れた糸はずっと残るのですか？／糸は特殊な毛羽立ちが作っており、一年前後で体内に吸収されます、糸の周囲でコラーゲンが生成され始めますので、徐々に肌そのものの若返り効果が期待できます。」

#### (カ) 夢のリフト施術に関する記載

夢のリフト施術につき、被告翔友会のウェブページには、以下の記載がある。

##### a 平成 24 年 11 月 22 日当時のウェブページ（甲 60 の 9）

・「夢のリフトって何ですか？／今までの外科的手術や糸によるリフトアップでは不可能だった”お顔の正面（ホホ）”の引き上げを可能にした全く新しい処置です。溶ける糸を使用し、切開を行うことなく効果的で自然な若返りを実現します。」

・「今までの糸のリフトとはどう違うのですか？／特許取得の特注の糸を使用し、且つ今までに不可能だったお顔の正面を引き上げる新しい手法を用い、立体的な引き上げで自然な若々しさの再現を行うことが可能になりました。」

##### b 平成 25 年 10 月 6 日当時の「【夢のリフト】切らずに溶ける繊維を注入してお

顔全体が劇的に若返る | 美容整形のことなら品川美容外科」と題するウェブページ  
(甲 60 の 10)

「フェイスアップとは？」と題する項目に、以下の記載がある。

・「夢のリフトは今までの外科的処置によるリフトアップでは不可能だった、お顔  
5 全体のつり上げを可能にした、全く新しい処置です。切らずに溶ける繊維を注入し  
てホホやフェイスラインを自由自在につり上げ、タルミを解消することができます。  
仕上がりはとっても自然で処置直後からお化粧も可能です。」

・「夢のリフトは、お顔の正面・ホホ側面・フェイスライン、あらゆる面を自由自  
在にリフトアップすることが可能です。これにより、若返り・リフトアップ・小顔  
10 効果が得られます。また、繊維を注入した箇所はコラーゲン生成が促進され、肌質  
改善（帯状毛穴の改善やツヤ&ハリ感のアップ等）も期待できます。」

また、「Q&A」と題する項目には、以下の記載がある。

・「夢のリフトって何ですか？／今までの外科的処置によるリフトアップでは不  
可能だったお顔全体のつり上げを可能にした全く新しい処置です。溶ける繊維を使  
15 用し、切開を行うことなく効果的で自然な引き上げを実現します。」

・「今までのリフトとはどう違うのですか？／当院特注の繊維を使用し、且つ今ま  
でに不可能だったお顔全体を引き上げる新しい手法を用いて、立体的なリフトアッ  
プで自然な若々しさの再現を行うことが可能になりました。」

(キ) 被告翔友会が提供していた施術「V アプトス (V 字フェザーリフト)」につ  
20 き、同被告の平成 24 年 11 月 22 日当時のウェブページ (甲 60 の 2) には、「V アプ  
トス (V 字フェザーリフト) とは？／特殊加工された長い糸を使用し、V 字に折り  
返して皮下組織に挿入します。3～5 年分のコラーゲンを作る刺激があり、従来のフ  
ェザーリフトより引き上げる力がパワーアップ。フェザーリフトと V アプトスとの  
組み合わせも可能です。」と記載されている。

25 (ク) 被告翔友会が提供していた施術「小顔エンジェルリフト」につき、同被告の  
同日当時のウェブページ (甲 60 の 7) には、「小顔エンジェルリフトとは？／小顔

エンジェルリフトは最新の特殊加工された糸を使用し、切らずに従来の切開によるフェイスリフト以上の引き上げで、小顔効果を得られる施術です。…糸を平面的ではなく、立体的に挿入するため、より自然で強力な持続力を出すことが可能になりました。…また、糸の周囲には強固な繊維化がおこるため、お肌にハリが増してきたことをさらに実感していただけますし、将来的なタルミの予防にもなります。」と記載されている。

(ケ) フェイスアップ施術に関する記載

被告翔友会の平成 25 年 11 月 29 日当時のウェブページ（甲 60 の 11）には、フェイスアップ施術につき、「フェイスアップとは？」と題する項目に、以下の記載がある。

・「フェイスアップは今までの外科的処置によるリフトアップでは不可能だった、お顔全体のつり上げを可能にした処置です。メスで切らずに溶ける繊維を注入してホホやフェイスラインを自由自在につり上げ、タルミを解消することができます。仕上がりはとっても自然で処置直後からお化粧も可能です。」

・「フェイスアップは、お顔の正面・ホホ側面・フェイスライン、あらゆる面を自由自在にリフトアップすることが可能です。これにより、リフトアップ・小顔効果が得られます。また、繊維を注入した箇所はコラーゲン生成が促進され、肌質改善（帯状毛穴の改善やツヤ&ハリ感のアップ等）も期待できます。」

また、「Q&A」と題する項目には、以下の記載がある。

・「フェイスアップって何ですか？／今までの外科的処置によるリフトアップでは不可能だったお顔全体のつり上げを可能にした全く新しい処置です。溶ける繊維を使用し、切開を行うことなく効果的で自然な引き上げを実現します。」

・「今までのリフトとはどう違うのですか？／当院特注の繊維を使用し、且つ今までに不可能だったお顔全体を引き上げる新しい手法を用いて、立体的なリフトアップで自然な若々しさの再現を行うことが可能になりました。」

(コ) 被告翔友会が提供していた施術「ロイヤルリフト」につき、同被告の平成 26

年 12 月 31 日当時のウェブページ（甲 60 の 8）には、以下の記載がある。

・「ロイヤルリフトとは？／ロイヤルリフトは、当院特注の溶ける繊維を使用したリフトアップです。切らない施術ですので、お顔に傷あとは残らず、より長い効果の持続を期待できます。お顔に注入する繊維は、当院特注の溶ける極細繊維で、従来の繊維より柔軟性・伸縮性が高く、表情の動きに合わせて伸縮するため、施術後の仕上がりがとても自然です。」

・「当院特注の繊維で、より高い持続効果が期待できます。繊維の周囲ではコラーゲン生成が活発になり、将来的なたるみ予防にもなります。」

・「従来の平面的に皮下脂肪層に繊維を注入する方法ではなく、立体的に溶ける繊維を注入する方法なので、より自然な仕上がりで、強力に引き上げ、高い持続力が期待できます。」

エ 品川美容外科糸リフト被害対策弁護団の被告翔友会に対する質問及びこれに対する同被告の回答

品川美容外科糸リフト被害対策弁護団は、平成 25 年 12 月 26 日付け「糸を使用したフェイスリフト術に関する質問書」（甲 58 の 1）により、被告翔友会に対し、夢のリフト施術を含む施術について、施術内容のほか、術式で用いられている糸のメーカー及び製品名を質問すると共に、その糸について、吸収糸かそうでないか及び吸収糸である場合の手術後吸収に要する期間を質問した。

これに対し、被告翔友会は、平成 26 年 1 月 17 日付け「連絡書」（甲 58 の 2）により、施術内容のほか、夢のリフト施術に用いる糸のメーカー及び製品名が原告及び原告製品であること、糸は吸収糸であり、吸収期間は約 3 か月であることを回答した。

オ 医療過誤訴訟における被告翔友会の主張

(ア) 被告翔友会は、同被告を被告とする訴訟（東京地方裁判所平成 26 年（ワ）第 10095 号医療過誤による損害賠償等請求事件）において、平成 26 年 9 月 1 日付け被告第 2 準備書面（甲 59）により、「夢のリフト」施術につき、以下のとおり主張し

た。

①「サーフロー針という、カニューレの一種…を使用する。／サーフロー針によって針穴は開けられるので、切開は行わず、サーフロー針を通すための小さい穴を開けるだけである。」

5      ②「夢のリフトは左右下顎部からサーフロー針を挿入するが、出口はない（針は表面には出さない）。耳側（ロイヤルリフトの耳側の針穴とは決して重ならない部位）までサーフロー針を挿入し、糸の先のコーンと呼ばれる透明の固定物を耳側に埋め残して針を抜く。／手技の順序は別紙「夢のリフトの挿入法」のとおりである。すなわち、①のとおり下顎部付近から糸をサーフロー（別紙ではカニューレと記載）  
10      によって耳側付近まで挿入し、②③のとおり、糸上部のコーンを耳側付近に残して糸を抜き、④のとおり、小顔 AL や RL と同様に表面に露出させた糸を手で持ち、もう一方の手で患者の皮膚を押さえながら糸を引っ張る。このときの引っ張りはさほど極端には行わず、ほんの少しだけ皮膚が引っ張られる。」

③「夢のリフトは John Jacobs Medical CO.LTD 社の YOUNGS LIFT という糸を用  
15      いている…。…それぞれの糸はいずれも、棘（barb）タイプと呼ばれる、糸自体に細かい棘がたくさんついているものである、そして吸収性の材質である。」

(4) 被告翔友会は、同被告を被告とする訴訟（東京地方裁判所平成 27 年（ワ）第 14177 号損害賠償等請求事件）において、平成 27 年 9 月 18 日付け被告第 1 準備書面（甲 75）により、「夢のリフト」施術につき、上記(ア)①②と同一の内容を主張す  
20      ると共に、同年 11 月 13 日付け被告第 2 準備書面（甲 76）により、以下のとおり主張した。

・「「フェイスアップ」「フェイスアップミニ」はいずれも手技は「夢のリフト…」と同一である。夢のリフトとの違いは糸の製造会社の違いである。ただし、「フェイスアップ」では、より繊維が細く違和感が少なくなり、きめ細かく引き上げることが可能となった。」  
25

カ 美肌アモレー施術について

(ア) 被告翔友会のウェブページの記載

被告翔友会の令和 3 年 4 月 8 日当時のウェブページ（甲 77）には、同被告が実施している美肌アモーレ施術について、以下の記載がある。

・「美肌アモーレは、毛羽立った糸を挿入する糸リフト治療です。」

5 ・「美肌アモーレ…：溶ける糸を挿入してたるみを引き上げ肌質を改善する施術。」

・「美肌アモーレ（糸リフト）はメスを使用しないため、繰り返しの治療が可能です。」

・「「特許糸」を使用することでしっかりとした効果を実現／美肌アモーレには、細かなトゲ（返し）と特許を取得している「固定フック」のついた特殊な糸を使用  
10 しています。この特許糸でしっかりとリフトアップすることができ、…」

(イ) 被告翔友会の内部資料の記載

被告翔友会は、平成 28 年 7 月 15 日、職員宛て「新メニュー「美肌アモーレリフト」の開始について」と題する文書（乙 27）を発した。同文書には、文書名の下部に「若返り美肌法が「美肌アモーレリフト」としてリニューアルいたします。」との  
15 記載や、「期間」につき「H28 年 7 月 20 日（水）～」とする記載のほか、「概要・料金」欄に、以下の記載がある。

・「今までの若返り美肌法が、「いつまでも愛される女性でいたい」…などのイメージをプラスし、「美肌アモーレリフト」としてリニューアル致します。／新しいメニューとなるので、きちんと患者様にお伝えできるようスタッフ同士二人一組にな  
20 ってご案内の仕方を練習してください。…／「美肌アモーレリフトの特徴」／①お顔の正面の傷がほとんど目立たない。／②全てのランクに美肌注射プレミアムが付く。／③金額は据え置きのため、とてもお得。／④新メニューヘアラインリフトが必ず 1 回無料で受けられる。」

・「【価格】変更なし。」

25 ・「【手技】別紙手技資料をご確認ください。／※7 月下旬から 8 月にかけて各院にヘアラインリフト用の機械が順次納品されます。届いた院から開始してください。」



…／ヘアラインリフトは空気圧で頭皮の中にヒアルロン酸を注入することにより、少ない痛みでお顔の引上げが望める施術です。／針を使わないパッチリ目治療のようなイメージです。」

(以上につき、甲 19、20 の 1、20 の 2)

5 キ ミントリフトの説明資料

ミントリフトの説明資料（乙 17）には、以下の記載がある。

・「MINT LIFT はアメリカの FDA 510(K)で承認された製品です。／MINT LIFT の糸は、PDO という外科手術にも使用される吸収性の成分で作られており、体に残ることなく吸収されるので安全性が高くなっております。／今までのスレッドリフト  
10 に使用されていた糸は、ほとんどがカッティングスレッドと呼ばれるもので、糸自体に切り込みを入れて肌内部に引っ掛けていたのであまり強度がありませんでした。／MINT LIFT は糸に切り込みを入れるのではなく、バラのトゲのように糸自体に Cog を付けることにより、強度を大幅に上げることに成功しました。」

・「今までのスレッドリフト／ハッピーリフトなどのカッティングスレッド：糸に  
15 切り込みを入れているので強度に欠ける。／シルエットリフトなどコーンのついた糸：皮膚を切開しなくてはならない。／ミントリフト：針で簡単に挿入可能。元々の糸自体にトゲがついているので、強力なリフトアップパワーを出せる。」

(2) 検討

ア 前記各認定事実によれば、被告翔友会は、夢のリフト施術を実施する以前から、皮膚を切開することなく糸を用いて皺・たるみの引き上げ等を実現するリフトアップの施術を行っていたところ、これには、時間の経過により体内に吸収される糸を使用するもの（シルエットリフト、フェザーリフト）と溶けない糸を使用するもの（エンジェルリフト、ミラクルリフト）とがあった（なお、3D エンジェルリフトについてはそのいずれであるか証拠上明らかでない。）。夢のリフト施術は、これ  
25 らの施術に続くものとして、少なくとも本件契約締結後である平成 24 年 11 月頃までに、被告翔友会において開始された施術といえる。

夢のリフト施術につき、被告翔友会は、その平成 24 年 11 月 22 日当時のウェブページにおいて、従前の外科的手術や糸によるリフトアップでは不可能であった顔の正面のつり上げを可能にする全く新しい処置であること、その実施に当たっては皮膚を切開することがないこと、特許を取得した特注の溶ける糸（繊維）を使用すること

5    ことをうたっている。ここで行われている施術方法の説明は、原告製品の構成及びその施術方法と整合的である。

また、被告翔友会は、医療過誤訴訟に関連して夢のリフト施術の施術内容につき説明しているところ、その説明内容も、原告製品の構成及びその施術方法と整合的である上、夢のリフト施術に使用する糸は原告製品である旨説明している。

10    以上によれば、被告翔友会は、夢のリフト施術においては、原告製品を使用して施術していたものとみられる。

ただし、被告らは、本件において、「夢のリフト」とは施術名であり、この施術には、原告製品以外にも様々な製品が使用されていたなどと主張し、被告 X も、夢のリフト施術においては、原告製品のほかミントリフトその他の製品を使用していた

15    などと、同趣旨の供述をしている（前記 4(1)イ）。現に、被告翔友会の各種施術において体内に吸収されるタイプの糸（繊維）を使用するものが複数みられること（上記のほか、フェイスアップ施術、ロイヤルリフト、美肌アモーレ施術を含む。）も考え合わせると、夢のリフト施術の際に原告製品以外の製品も被告翔友会において使用されていたものとみるのが相当である。

20    イ 前記のとおり、原告と被告翔友会との間の取引は、平成 25 年 10 月頃に事実上中止されたものとみられるが、他方で、被告翔友会の平成 25 年 10 月 6 日当時のウェブページは、「フェイスアップとは？」などとの「フェイスアップ」なる名称の施術を説明するかのような項目が置かれているものの、そのヘッダーに示されるページの名称や本文中の記載からは、「夢のリフト」についての紹介がされているもの

25    と理解される。しかも、その記載内容は、リフトアップの対象が顔全体とされていることや、「当院特注の繊維を使用」などと、記載内容が異なるものも散見されるも

の、おおむね平成 24 年 11 月 22 日当時のウェブページと同一といえる内容である。しかるに、被告翔友会の平成 25 年 11 月 29 日当時のウェブページには、「フェイスアップとは？」と題する項目等にフェイスアップ施術を説明する記載が置かれているが、その内容は、施術名が「夢のリフト」から「フェイスアップ」に変更されている点を除くと、細部を除きおおむね平成 25 年 10 月 6 日当時のウェブページと異ならないといえる。

また、平成 25 年 11 月当時は、原告と被告翔友会との間の取引が事実上中止された状況にあった一方で、被告翔友会が P に対してカニューレのサンプルを渡してこれと同じものの製造を働きかけるなどし、CS 社、アイサポート社及びアイレンズ社を経由して、「Face Up」を含む名称により被告製品 1 の輸入を開始するに至ったとみられる時期である。

加えて、被告翔友会は、医療過誤訴訟において、フェイスアップ施術につき、手技は夢のリフト施術と同一であること、違いは糸の製造会社であること、フェイスアップ施術は、夢のリフト施術に比して、「より繊維が細く違和感が少なくなり、きめ細かく引き上げることが可能となった」と主張している。

さらに、前記のとおり、被告翔友会は、平成 25 年 11 月 19 日～平成 30 年 6 月 25 日の間、レーザー社から「Face Up」を含む名称の製品である被告製品 1 を購入している。その名称の共通性に鑑みれば、フェイスアップ施術は、被告製品 1 を使用した施術であることがうかがわれる。

これらの事情に鑑みると、被告翔友会は、平成 25 年 10 月ないし同年 11 月頃からフェイスアップ施術を開始し、その施術において被告製品 1 を使用していたとみるのが相当である（ただし、被告製品 1 以外の製品をも使用していた可能性があることは、夢のリフト施術の場合と同様である。）。また、このような被告翔友会における施術の実態に加え、美肌アモーレ施術が開始された平成 28 年 7 月頃以降も「Face Up」の名称を含む製品が輸入されていたこと及び美肌アモーレ施術の内容等を考慮すると、その後も、被告翔友会における施術に際し、被告製品 1 が使用されていた

ことがうかがわれるというべきである。

ウ これに対し、被告らは、遅くとも平成 28 年 9 月 12 日には被告製品 2 やミニトリフト等被告製品 1 以外の製品を輸入し、また、本件特許 2 の設定登録日である平成 30 年 10 月 5 日以降、被告製品 1 の輸入及び使用をしたことはないなどと主張  
5 する。

確かに、被告翔友会は、被告製品 2 やシリンダー6 などとの名称の製品を輸入していたことは一応うかがわれる。もっとも、「Face Up」として被告翔友会が輸入していた製品が被告製品 2 など被告製品 1 とは異なる製品であることを裏付ける的確な証拠はない。また、被告製品 2 その他の製品の輸入及び施術における使用は、直  
10 ちに被告製品 1 の輸入等の中止を意味するものでもない。このことは、同一名称の施術において複数の製品を使用することがあるという被告翔友会における施術の実態を考慮すると尚更である。しかるに、被告製品 1 の輸入等の中止を裏付けるに足るものとみられる証拠も見当たらない。

その他被告らが縷々指摘する事情を考慮しても、この点に関する被告らの主張は  
15 採用できない。

#### 19 原告の損害及びその額（争点 9-2）

##### (1) 本件特許権 1 の侵害につき推定される損害額（特許法 102 条 1 項）

前記のとおり、被告製品 1 の輸入及び使用は本件各特許権を侵害するものであるところ、本件特許権 2 の成立は本件特許権 1 の成立後であり、また、本件各特許権  
20 はいずれも存続していることから、特許権侵害の不法行為に基づき賠償すべき損害額の算定については、本件特許権 1 の侵害について検討すれば足りる。そこで、以下では、本件特許権 1 の侵害につき賠償すべき損害について検討する（ただし、必要に応じて本件特許権 2 についても言及する。）。

##### ア 実施数量

25 本件特許権 1 の侵害に係る実施数量については、本件特許 1 の登録日である平成 28 年 8 月 5 日から被告製品 1 の輸入関係資料の末日である平成 30 年 6 月 25 日まで

の間（約 23 か月）の輸入数量及び当該期間の月平均数量に基づき、侵害期間（平成 28 年 8 月～令和 6 年 2 月（91 か月））の実施数量を算出すると、以下の表のとおりとなる。（甲 103）

●（省略）●

5 イ 侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額

(ア) 侵害行為がなければ販売することができた物

前記のとおり、被告翔友会は、原告から購入した原告製品を使用して顧客に対し夢のリフト施術を行っていたところ、平成 25 年 10 月頃、原告製品の輸入を中止し、その代替品として被告製品 1 を輸入使用するに至ったものである。そうすると、原告製品は、「侵害の行為がなければ販売することができた物」に当たる。

(イ) 単位数量当たりの利益の額

「単位数量当たりの利益の額」（特許法 102 条 1 項 1 号）とは、特許権者等の製品の売上高から特許権者等において上記製品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費を控除した額である限界利益の額をいうと解される。本件では、証拠（甲 107）によれば、平成 25 年度における原告製品（長）及び原告製品（短）の売上額から、製造原価（各部品（縫合糸、コーン、ハブ、補装材）の材料費及び外注加工費。なお、固定費の一部が含まれる場合も、被告らに有利に変動費として計上。）及び直接変動費である販管費（旅費交通費、通関手数料、運搬費、商標使用料、接待費）につき、原告における全体の費用を集計し、全体の売上額と対象製品別の売上比率をもとに算出された額をそれぞれ控除し、これを同年度における原告製品の販売数量で除することにより求められる単位数量当たりの限界利益は、●（省略）●と認められる。

●（省略）●

(ウ) 原告製品における本件各発明の貢献割合

25 本件発明 1 は、本件明細書の記載（前記 2(1)ア）によれば、縫合糸支持体等の部材から構成される縫合糸の発明であり、施術部位で、さらに堅固に維持・固定され、

効果的に組織を付け、縫合及び組織の密着、支持または固定の効果に優れた縫合糸を提供すること、結び目工程が不要な縫合糸を提供することを目的とし（【0007】）、この目的を達成するため、第1末端及び第2末端を有する縫合糸において、第1末端に、切頭円錐状又は切頭角錐状の支持体を具備した縫合糸を提供するものであり

5 （【0008】）、縫合糸支持体は、縫合をほどけさせない結び目の役割を担うだけでなく、縫合やリフティングを行いつつ、糸を引っ張るときに、縫合糸が移動せずに固定されるようにする効果も有する（【0032】）。また、縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料を使用してもよい（【0018】）。こうした点を踏まえると、本件発明1は、縫合糸支持体に特徴のある発明とみられる。

10 また、本件訂正発明2は、一部が縫合糸支持体に設けられている空洞の内部に位置する1本の縫合糸であって、その縫合糸は、互いに反対方向に傾斜した逆とげが形成された前半部及び後半部を含み、その縫合糸支持体は生体内で吸収可能な材料からなる、皮膚等の垂れ下がり又は皺を除去するための施術に使用される縫合糸に係る発明である。本件明細書の記載によれば、本件訂正発明2は、縫合糸に形成さ

15 れた逆とげにより、縫合後、ほどけ難くなること（【0003】）や、組織が引っ張られた状態が維持されるようにする効果が得られるものであるから（【0037】）、これらの機能に係る構成は、皮膚等のリフティングに使用される縫合糸である本件訂正発明2の特徴的な要素といえる。

本件のように、特許発明を実施した特許権者の製品において、特許発明の特徴的

20 部分がその一部分に過ぎない場合であっても、特許権者の製品の販売によって得られる限界利益の全額が特許権者の逸失利益となることが事実上推定されるというべきである。もっとも、原告製品は、実際の施術に当たってはカテーテル等を共に使用することが想定されているものであり、その顧客誘引力は、実際の施術に際し使用される部材と合わせて総合的に発生するものと理解される。そうすると、本件各

25 発明の特徴的部分が原告製品の販売による利益の全てに貢献しているとはいえないから、原告製品の販売によって得られる限界利益の全額を原告の逸失利益とするの

は相当でなく、原告製品については、上記の事実上の推定が一部覆滅されるというべきである。そこで、上記の縫合糸及び縫合糸支持体の原告製品における位置付け、原告製品がこれら以外に備えている特徴など、本件に顕れた事情を総合的に考慮すると、上記覆滅の程度は全体の 5 割とみるのが相当である。

- 5      以上より、原告製品の「単位数量当たりの利益の額」の算定に当たっては、原告製品の  
前記限界利益の額からその 5 割を除するのが相当であり、原告製品（長）の  
単位数量当たりの利益の額は、●（省略）●、原告製品（短）の単位数量当たりの  
利益の額は、●（省略）●となる。

ウ 実施の能力に応じた額

- 10      特許法 102 条 1 項 1 号に基づく損害額の推定にあつては、特許権者等の「実施の  
能力に応じた数量を超えない」限度という制約が設けられているところ、この「実  
施の能力」は潜在的な能力で足り、生産委託等の方法により侵害品の販売数量に対  
応する数量の製品を供給することが可能な場合も実施の能力があるものと解すべき  
であり、その主張立証責任は特許権者側にある。

- 15      本件では、証拠（甲 108）によれば、原告は、平成 25 年 3 月～同年 10 月の間、  
被告翔友会に対し、原告製品を●（省略）●を販売した実績がある。また、原告製  
品の製造には、①縫合糸にとげを加工する工程、②とげが加工された縫合糸を縫合  
糸支持体と結合する工程、③滅菌工程という主要な 3 つの工程があるところ、原告  
は、現時点においても、①の工程に係る装置を 7 台保有し、②の工程のための人員  
20      及び機材等を保有しており、さらに、③の工程に係る滅菌機 2 台を保有しており、  
原告製品につき●（省略）●の生産能力を有することが認められる。したがって、  
原告は、本件特許権 1 の侵害期間中に販売した被告製品 1 の数量分の原告製品を販  
売可能な能力を有するといつてよい。

- 25      これに対し、被告らは、原告が日本国内において医師免許や薬機法の許認可を得  
ていないことや日本国内に製造工場を有しないことを指摘して、「特許権者の実施  
の能力」がない旨主張する。しかし、前記のとおり、「実施の能力」は潜在的な能力

で足りるところ、被告ら指摘に係る事情は、いずれも原告の「実施の能力」を否定すべきものとはいえない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

エ 原告が販売することができないとする事情

(ア) 特許権者等が「販売することができないとする事情」（特許法 102 条 1 項 1 号）とは、侵害行為と特許権者等の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情をいい、例えば、特許権者と侵害者の業務態様や価格等に相違が存在すること（市場の非同一性）、市場における競合品の存在、侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、侵害品及び特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）に相違が存在することなどの事情がこれに該当すると解される。

証拠（乙 73、74）によれば、被告翔友会は、令和 5 年 1 月時点で開院後 34 周年を迎え、全国に 39 院を経営し、医師の数も約 80 名であること、平成 28 年～令和 4 年の総売上が約 2206 億円余（平均年商約 315 億円）、同期間の年間広告宣伝費の平均は約 40 億円であったことが認められる。また、顧客にとっては、美容外科手術を受ける病院の選択に当たり、所属医師の技量や医師ないし医院の評判の影響は大きいことが推察されるところ、被告医院は、美容整形クリニックの総合人気ランキングの 1 つにおいて、品川本院の第 3 位を筆頭に複数の医院がランクインしている（乙 75）。これらの事情を踏まえると、被告翔友会における原告製品又は被告製品 1 の輸入・使用の実績は、被告翔友会が、長期間の営業努力の結果、多数の顧客の信用を獲得し、多数のリフトアップ術の施術が可能であったことに大きな影響を受けているものといえてよい。また、同一名称の施術に複数の製品を使用するという被告翔友会における施術の実態をも踏まえると、原告製品及び被告製品 1 の競合品も相応に存在することがうかがわれる（もっとも、その競合の程度等の具体的事情は証拠上明らかでない。）。

これらの事情は「販売することができないとする事情」に当たるものと認められるところ、本件においては、これらの事情に相当する数量（特定数量）は、全体の 2 割とみるのが相当である。



(イ) これに対し、被告らは、本件契約は平成 25 年 6 月 21 日に満了し、被告らは原告から製品を購入する意思がなかったことや、被告医師らは原告製品でなくてもリフトアップの施術を行うことができたことなどを指摘して、原告は同年 10 月 9 日以降も原告製品を販売し利益を得ることができたとはいえない旨主張する。しかし、

5 本件契約の終了時期の点は措くとしても、被告らの上記主張は被告らの本件各特許権侵害行為が介在したことを理由に相当因果関係を否定すべきとするに等しい。その他縷々指摘する事情を踏まえても、この点に関する被告らの主張は採用できない。

オ 特許法 102 条 1 項 1 号に基づき推定される損害額

以上より、特許法 102 条 1 項 1 号による原告の損害額は、被告製品 1（長）分が

10 40 億 6972 万 4867 円及び被告製品 1（短）分が 2 億 0941 万 5326 円、合計 42 億 7914 万 0193 円となる（小数点以下切り捨て。以下同じ。）。

●（省略）●

(2) 特許法 102 条 1 項 2 号に基づき推定される損害額

ア 特許発明の実施に対し受けるべき金額について

15 特許法 102 条 1 項 2 号により推定される損害額については、原則として、侵害品の売上高を基準とし、これに実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。この点は、同条 3 項所定の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」と同様に考えられる。

同条 3 項の「受けるべき金銭の額に相当する額」については、必ずしも当該特許

20 権についての実施許諾契約における実施料率に基づかなければならない必然性はなく、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。すなわち、実施に対し受けるべき料率は、当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の

25 相場等も考慮に入れつつ、当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上

げ及び利益への貢献や侵害の態様、特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。

したがって、特許法 102 条 1 項 2 号により推定される損害額の算定に当たっても、これと同様に考えることとする。

#### 5 イ 実施料率

被告製品 1 は、縫合糸製品であって医療用機器の技術分野に属する製品であるところ、「ロイヤルティ料率データハンドブック」（平成 22 年 8 月発行。甲 118）によれば、医学を含む「健康；人命救助；娯楽」の技術分野において、通常実施権のライセンスのロイヤルティ率は、3～4%及び 4～5%がいずれも全体（件数 54 件）の  
10 20.4%（11 件）と最も多く、次いで、5～6%（4 件）及び 10～11%がいずれも 7.4%となっており、最も高いロイヤルティ率は 14～15%（1.9%。1 件）である。独占的なライセンスの場合（40 件）も傾向としてはおおむね同様である。

本件各特許権に係る実際の実施許諾契約の実施料率は証拠上明らかでないところ、本件各発明の技術分野が属する分野における実施料率の上記傾向に加え、本件各発  
15 明の美容整形外科手術における重要性の程度や被告製品 1 の売上げ及び利益への貢献率等本件に顕れた事情を総合的に考慮すると、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率については、10%をもって相当とすべきである。

#### ウ 損害額

20 以上によれば、本件特許権 1 の侵害につき特許法 102 条 1 項 2 号により算定される損害額は、被告製品 1（長）分が 1 億 0174 万 3121 円、被告製品 1（短）分が 523 万 5383 円、合計 1 億 0697 万 8504 円となる

●（省略）●

(3) 弁護士費用相当損害額

25 4 億 3861 万 1869 円

(4) 本件特許権 1 の侵害に係る損害額合計

以上のとおり、本件各特許権の侵害に係る原告の損害額合計は、特許法 102 条 1 項 1 号による損害額 42 億 7914 万 0193 円、同項 2 号による損害額 1 億 0697 万 8504 円及び弁護士費用相当損害額 4 億 3861 万 1869 円の合計 48 億 2473 万 0566 円となる。これに反する原告及び被告らの主張はいずれも採用できない。

5 (5) 不正開示行為に係る損害

ア 原告は、不正開示行為につき、被告翔友会、被告 X 及び被告 Y に対し、本件契約の債務不履行及び不正競争防止法 4 条に基づく損害賠償請求並びに医療法 48 条 1 項に基づく損害賠償を請求するところ、これらの請求権における損害額については、不正開示行為がなければ原告は原告製品を販売したことができるといえること  
10 ことからすれば、時期を異にするものの、不競法の推定規定の適用の有無を問わず、本件特許権 1 の侵害に係る損害の場合と考え方を異にする理由はないから、これと同様に算定するのが相当である。

また、不正開示行為がされたのが平成 25 年 11 月、本件契約の終了時期は平成 26 年 6 月 21 日、本件情報が営業秘密として保護の対象になるのが平成 28 年 7 月まで  
15 であることに鑑みると、不正開示行為に基づく損害額の算定に当たっては、当該行為がされた平成 25 年 11 月～平成 28 年 7 月の間につき算定すべきこととなる。

イ 平成 25 年 11 月～平成 28 年 7 月の間の実施数量

不正開示に係る実施数量については、侵害期間の開始時である平成 25 年 11 月～被告製品 1 の輸入関係資料の末日である平成 30 年 6 月までの間（56 か月）の輸入  
20 数量及び当該期間の月平均数量に基づき、侵害期間（平成 25 年 11 月～平成 28 年 7 月（33 か月））の実施数量を算出すると、以下の表のとおりとなる。（甲 103）

●（省略）●

ウ 損害額の算定

(ア) 特許法 102 条 1 項 1 号と同様に算定される金額

25 上記実施数量をもとに、前記特許法 102 条 1 項 1 号の場合と同様に算定すると、被告製品 1（長）分は 17 億 4317 万 9610 円、被告製品 1（短）分は 1 億 3363 万 5752

円、合計 18 億 7681 万 5362 円となる。

●（省略）●

(イ) 特許法 102 条 1 項 2 号と同様に算定される損害額

5 特定数量部分につき前記特許法 102 条 1 項 2 号の場合と同様に算定すると、被告  
製品 1（長）分は 4357 万 9490 円、被告製品 1（短）分は 334 万 0893 円、合計 4692  
万 0383 円となる。

●（省略）●

(ウ) 弁護士費用相当損害額

1 億 9237 万 3574 円

10 (エ) 小括

以上によれば、不正開示行為に係る損害額合計は 21 億 1610 万 9319 円となる。  
これに反する原告及び被告らの主張はいずれも採用できない。

(6) 損害論の心証開示後の被告らによる追加主張について

15 損害論の心証開示後の被告らによる主張は、拡張請求部分に関する部分も含まれ  
るものの、実質的には、限界利益等につき、従前具体的に主張していなかった点に  
ついて改めて主張をするものであって、いずれも心証開示前の段階での主張が可能  
であった事情というべきであり、少なくとも重大な過失によって時機に後れた攻撃  
防御方法を提出するものといえるから、これらの主張についてはいずれも却下する。

20 20 遅延損害金の起算日（争点 6-3）

20 不正開示行為に係る損害賠償請求については、損害額算定期間の終期は平成 28 年  
7 月 31 日である。したがって、当該損害賠償請求に係る遅延損害金の起算日につい  
ては、原告の請求のとおり、各被告に対する訴状送達の日（被告翔友会及び  
被告 X につき令和元年 8 月 4 日、被告 Y につき同月 10 日）となる。これに反する被  
告らの主張は採用できない。

25 他方、本件特許権 1 の侵害に係る損害賠償請求については、損害額算定期間の終  
期は令和 6 年 2 月 29 日であり、訴状送達の日（翌日より後の侵害行為をその対象

に含むことになる。もっとも、被告らによる侵害行為が個別に特定されているわけではないことなどに鑑みると、上記算定期間の終期である令和 6 年 2 月 29 日をもって遅延損害金の起算日とするのが相当である。

これに反する原告及び被告らの主張はいずれも採用できない。

5      21 消滅時効の成否（争点 7）

(1) 不競法に基づく損害賠償請求権の消滅時効の成否

証拠（甲 103 の 1）によれば、原告は、弁護士法 23 条に基づく照会に対する平成 29 年 12 月 22 日付け回答を受け、被告医院所属の医師の輸入申告書に基づき、被告製品 1 の輸入の事実を知るに至ったことが認められる。そうすると、原告は、これ  
10      により提訴可能な程度に損害及び加害者を知るに至ったというべきところ、令和元年 6 月 19 日の本件訴えの提訴時点では消滅時効期間をいまだ経過していない。したがって、この点に関する被告らの主張は採用できない。

(2) 本件特許権 1 侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の成否

被告らは、原告の本件特許権 1 侵害の不法行為に基づく損害賠償請求につき、被  
15      告らが原告製品を輸入・使用し続けるという継続的不法行為に基づくものであり、不法行為と損害が日々発生することから、消滅時効も個別に進行するところ、原告は本件訴えの提起後令和 6 年 3 月 21 日付け請求の拡張まで、時効中断措置を採っていないことから、時効中断措置の採られていない損害については、3 年の経過をもって消滅時効（民法 724 条）が完成しており、被告らはこれを援用する旨主張す  
20      る。

しかし、明示的一部請求の訴えにおいて請求された部分と請求されていない残部とは、請求原因事実を基本的に同じくすること、明示的一部請求の訴えを提起する債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に請求を一部にとどめているわけではないのが通常であると解されることに鑑みると、明示  
25      的一部請求の訴えに係る訴訟の係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。したがって、明示的一部

請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるというべきである(最高裁平成 24 年 5 (受) 第 349 号同 25 年 6 月 6 日第一小法廷判決・民集 67 卷 5 号 1208 頁)。この理は、明示的一部請求の訴えの提起後も不法行為が継続する場合、訴え提起後の不法行為との関係でもなお妥当するというべきである。

本件において、原告は、本件訴え提起時において、損害賠償につき明示的一部請求である意思を明らかにすると共に、特許権侵害に基づく差止めも併せて請求していたことなどに鑑みると、損害論の心証開示を踏まえて請求の拡張をすることを前提とした主張をしていたといえ、かつ、上記特段の事情は認められない。したがって、原告の拡張請求部分につき消滅時効期間を経過したとはいえず、消滅時効は成立しない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

### (3) 損害論の心証開示後の被告らによる追加主張

15 損害論の心証開示後の被告らによる時効主張は、上記(1)の起算点に関し、心証開示前の段階で主張することが可能であった事情であると認められる。そうすると、これを前提とする時効の主張は、重大な過失によって時機に後れた攻撃防御方法を提出するものに当たるといえるべきであるから、これを却下する。

### 22 仮執行宣言の必要性(争点 8)

20 仮執行宣言は「必要があると認めるとき」(民訴法 259 条 1 項)に付することができるとされるところ、この必要性の有無は、勝訴者にとって即時の執行が特に必要な事情の有無や、仮執行によって敗訴者に回復し難い損害又は危険を生じるおそれがあるかといった点を考慮して判断される。本件において、原告は、前記のとおり、10 年以上にわたって合計 60 億円を超える損害を被っている。他方、被告翔友会においては、仮執行によりその経営に大きな影響を受けることは推察されるもの、仮執行の内容はあくまで金銭支払であることなどを踏まえると、原告の仮執

25

行の必要性を否定すべき事情とまではいえない。したがって、原告の被告らに対する金銭給付請求については、仮執行の必要性が認められる。

第 5 結論

よって、原告の請求は主文掲記の限度で理由があるから、その限度でこれを認容  
5 し、その余の請求にはいずれも理由はないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 47 部

10

裁判長裁判官

\_\_\_\_\_  
杉 浦 正 樹

裁判官石井奈沙及び裁判官志摩祐介は、いずれも異動のため署名押印できない。

15

裁判長裁判官

\_\_\_\_\_  
杉 浦 正 樹

20

\_\_\_\_\_

別紙

当事者目録

|              |   |                                           |
|--------------|---|-------------------------------------------|
| 原            | 告 | 株式会社ワイ・ジェイコブスメディカル                        |
| 同訴訟代理人弁護士    |   | 金 哲敏<br>上野 潤一<br>小林 優嗣                    |
| 同訴訟復代理人弁護士   |   | 任 太赫                                      |
| 被            | 告 | 医療法人社団翔友会<br>(以下「被告翔友会」という。)              |
| 被            | 告 | X<br>(以下「被告X」という。)                        |
| 被            | 告 | Y<br>(以下「被告Y」という。)                        |
| 上記3名訴訟代理人弁護士 |   | 飯村 敏明<br>深井 俊至<br>草野 真人<br>村方 善幸<br>齊藤 裕也 |



被 告 Z

(以下「被告Z」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士 松村 龍一

(別紙秘密情報目録及び別紙別表はいずれも省略)